



厚生労働省発基 0902 第 13 号

令和 7 年 9 月 2 日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 大西 洋英 殿

厚生労働大臣

福岡 資 麿

(公 印 省 略)

令和 6 事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、貴法人の令和 6 事業年度における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

令和 6 事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構			
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度（第5期）		
	中期目標期間	令和6年度～10年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	厚生労働大臣			
法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課 佐藤 俊 課長	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 諏訪 克之 参事官	
主務大臣				
法人所管部局		担当課、責任者		
評価点検部局		担当課、責任者		
3. 評価の実施に関する事項				
令和7年8月6日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。				
4. その他評価に関する重要事項				
特になし。				

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 ※過年度の総合評価は別添「総合評価」の算出方法により算出願います。			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		A			
評価に至った理由	項目別評価は、「労災病院事業」、「治療就労両立支援事業」、「労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等」、「労働災害調査事業」、「産業保健活動総合支援事業」、「未払賃金立替払事業」、「納骨堂の運営事業」の7項目においてA、その他6項目においてBとした。 また、全体の評価を引き下げる事象は認められなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき全体評価をAとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各評価項目の定量的指標及び定性的指標により目標が設定されているものについては、概ね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 また、メンタルヘルス対策に係る施策への注目度が高まる中、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターが担う役割は重要になっている。そういった状況において、両立支援コーディネーター基礎研修にメンタルヘルスに係る講義を追加する等、ニーズに応じた改善を行い、研修受講者からの有用度評価で 96.6%という高い評価を得たことや、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問件数が目標を大幅に超える実績（達成度 132.8%）を残したことなどからは、特に治療就労両立支援事業及び産業保健活動総合支援事業において、労働者健康安全機構に求められている取組が着実に実施され、成果を出していると認められ非常に高く評価できる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 機構の業務は適正に実施されており、年度計画で掲げた各事項について、概ね期待に応える成果をあげている。「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」という理念の下、その役割を持続可能な形で十分に発揮し続けていくためにも、労災病院全体の経営健全化を早急に実現するとともに、多様な働き手一人ひとりが働き続けたいと思える組織作りに向けて、引き続き尽力することを期待する。
その他特記事項	特になし。

様式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

[illegible]

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

[illegible]

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高年齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。 【困難度：高】 労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
紹介率（計画値）	76%以上（労災病院平均）	－	76.0%						予算額（千円）	335,425,459				
紹介率（実績値）	－	79.3%（前中期目標期間平均値）	84.4%						決算額（千円）	330,549,819				
達成度	－	－	111.1%						経常費用（千円）	324,040,446				
逆紹介率（計画値）	63%以上（労災病院平均）	－	63.0%						経常利益（千円）	△ 11,350,695				
逆紹介率（実績値）	－	70.6%（前中期目標期間平均値）	76.8%						行政コスト（千円）	324,641,842				
達成度	－	－	121.9%						従事人員数（人）	15,119				
救急搬送応需率（計画値）	70%以上（地域医療支援病院平均）	－	70.0%											

	救急搬送応 需率 (実績値)	—	73.2% (R5 実績)	72.9%											
	達成度	—	—	104.1%											
	患者満足 度 (計画 値)	80%以上 (労災病院 平均)	—	80.0%											
	患者満足 度 (実績 値)	—	85.0% (前中期目 標期間平均 値)	86.1%											
	達成度	—	—	107.6%											
	治験症例 数 (計画 値)	4,400 件以 上	—	4,400 件											
	治験症例 数 (実績 値)	—	4,470 件 (第3中 期目標期 間平均 値)	3,635 件											
	達成度	—	—	82.6%											

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ・患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率 76%以上、逆紹介率 63%以上を確保すること。 ・地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率 70%以上を毎年度確保すること。 ・患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保すること。 ・治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、第5期中期	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜評価と根拠＞ 評価：A 主な定量的指標のうち、紹介率・逆紹介率は、全ての労災病院に対して、紹介患者の確保及び逆紹介の推進について指示・指導を行ったことにより、所期の目標を達成している。救急搬送応需率は、日々の断り症例の分析及び救急隊との連携強化等の取組を実施したことにより、所期の目標を達成している。患者満足度は、患者満足度調査の結果について分析し、病室の壁紙の修繕等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、予約枠の効率的な運用により待ち時間の短縮に努めるなどした結果、所期の目標を達成している。 治験症例数は、目標値には届かなかったものの、前	評価	A	＜評価に至った理由＞ 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、1つ目の「紹介率」について、76%以上とすることを目標としていたところ、実績は 84.4%であり、達成度は 111.1%となった。また、「逆紹介率」について、63%以上とすることを目標にしていたところ、実績は 76.8%で達成率 121.9%となった。これは、本部から全ての労災病院に対し、紹介患者の確保に係る取組や逆紹介の推進について指示・指導を行った結果、地域の医療機関等との連携機能強化が図られたことにより目標を達成したものであり、取組について評価できる。 2点目の救急搬送応需率については、70%以上とすることを目標としていたところ、実績は 72.9%で達成率は 104.1%となった。救急搬送患者の対応に関して、日々の断り症例の分析や救急隊との連携強化等の取組を実施した結果、円滑な救急搬送患者の受け入れが図られ目標の達成に至ったと評価できる。 3点目の患者満足度調査について、満足度を 80%以上とすることを目標としていたところ、入院患者 92.5%、外来 82.0%、入外合計 86.1%という実績となり、達成率は 107.6%であった。病室

[illegible]

	の対応、地域医療への貢献等に取り組むこと。 （１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。	対応及び地域医療への貢献に取り組む。 （１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させるとともに、患者の社会復帰を支援する。 ア 勤労者医療の推進 研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。	（１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー（以下「MSW」という。）等が患者や家族等へ支援を行い、早期の社会復帰を図る。 ア 勤労者医療の推進 これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。	＜評価の視点＞ ・これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図っているか。	（１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 ア 勤労者医療の推進 労災病院における研究・開発で得られた知見について、以下の取組等により広く普及を図った。 「脊柱靱帯骨化症」、「妊娠時の食・生活習慣」、「メタボローム」、「じん肺」の４テーマに係る研究報告を第72回日本職業・災害医学会学術大会で発表し、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」や「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」に係る普及を図った。 勤労者医療フォーラムについては、令和６年10月「安心して働き続けるために ～両立支援の連携と協働を考える～」、令和７年２月「就労と糖尿病治療の両立～正しい知識がダイアベティス（糖尿病）とスティグマ（偏見）を防ぐ～」を開催した。	きの中央化などにより受託体制の強化を図っている。 定性的指標である第三者評価の認定については、令和６年度に病院機能評価の更新時期を迎えたすべての病院の更新を終えており、目標の水準を満たしている。 なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている勤労者医療の中核的な拠点としての先進的な取組については、労災病院における研究・開発により得られた知見について日本職業・災害医学会学術大会での発表の機会等を活用し広く普及を図っているほか、MSW等が患者や家族が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより患者の社会復帰の促進に努めている。大規模労働災害や新興感染症等の発生時の対応については、労災病院災害対策要領に基づき、近隣	・労災病院治験ネットワーク推進事務局における情報収集 ・労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載する等の広報活動 ・中央治験審査委員会の設置、治験契約手続きの中央化などによる受託体制の強化 など、件数増に向けた取組が実施されており、その点は評価できると考える。 その他の指標として、全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けることを定めていたところ、令和６年度に病院機能評価の更新時期を迎えたすべての病院の更新を終えており、目標の水準を満たしている。 また、指標で定められた事項の取組に加えて、医療情報のICT化の推進として、電子カルテシステムの適切な更新や電子処方箋の導入、マイナ保険証利用率の向上への取組が行われたことや、国の審議会へ参画、労災認定に係る医学的意見への協力、石綿確定診断等事業の実施など行政機関への貢献についても、取組について高く評価する。 労災病院事業については、 ・労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うことがもめられること ・大規模労働災害、新興感染症等の発生時には、公的な医療
--	--	---	---	---	---	---	--

	イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。 また、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の複数の組織が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。 特に、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等に	イ 社会復帰の促進 MSW 等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。 なお、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）及び労災疾病研究の結果を共有しつつ、積極的に対応する。 特に、アスベスト関連疾患については、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労	・MSW 等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努めているか。	イ 社会復帰の促進 ○ 社会復帰への対応 患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー（MSW）が行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。 <table><tr><th colspan="3">・MSW業務実績件数（相談件数）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><th>相談件数</th><td>207,312 件</td><td>215,099 件</td></tr><tr><th>退院援助・社会復帰援助関係</th><td>163,192 件</td><td>166,871 件</td></tr></table> ○ アスベスト関連疾患などの一般的に診断が困難な疾病や脊髄損傷患者への対応 アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や脊髄損傷患者への対応については、機構内の協働研究及び労災疾病研究の結果を共有しつつ、積極的に医療の提供を行った。 また、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応（健診：6,528件、相談：871件）した。 ○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組 労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施（受講	・MSW業務実績件数（相談件数）			区分	令和5年度	令和6年度	相談件数	207,312 件	215,099 件	退院援助・社会復帰援助関係	163,192 件	166,871 件	の医療機関等と協同し、合同訓練等を実施しており、該当病院においては災害拠点病院、DMAT 指定医療機関の機能を維持するとともに、各都道府県と労災病院との間で締結した医療措置協定に基づき、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備している。効率的な病院運営については、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握した上で最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更 機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められること ・地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことが困難 といった理由から、目標策定時において【困難度：高】としていた。 この点、勤労者医療の中核的な拠点としての先進的な取組については、 ・労災病院における研究・開発により得られた知見について講演等により広く普及を図っている ・MSW 等が患者や家族が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより患者の社会復帰の促進に努めている といった取組が認められる。 大規模労働災害や新興感染症等の発生時の対応については、 ・近隣の医療機関等と協同した合同訓練等の実施、 ・災害拠点病院（13 病院）、DMAT 指定医療機関（13 病院）の機能維持、 ・各都道府県と労災病院との間で締結した医療措置協定に基づき、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制の整備を行っていることを確認した。 効率的な病院運営については、労災病院が所在する地域の医療需要や近隣病院の診療機能等を把握した上で最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更
・MSW業務実績件数（相談件数）																	
区分	令和5年度	令和6年度															
相談件数	207,312 件	215,099 件															
退院援助・社会復帰援助関係	163,192 件	166,871 件															

	より診断技術の普及及び向上を積極的に図ること。	災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図る。	災保険指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定及び救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受入れを図る。		者数 1,085 名) した。		が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病床機能区分の見直しを図っていることが認められる。
	(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応	(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応	(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応	・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。	○ 石綿小体計測検査への取組 全国 7 か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び 3 か所のアスベスト疾患センター計 10 か所において石綿小体計測検査を実施している。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を労働者健康安全機構（以下「当機構」という。）で実施（166 件）しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。 ○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、石綿繊維計測の診断技術の維持を目的とした石綿繊維計測機関との計測結果の目合せ、また、専門家による繊維計測時の留意点についての講義を実施し報告書を作成した。		以上の点を踏まえ、指標に対する達成度は 120% を下回っているが、定量的指標の目標値の達成度が概ね 100% 以上であり、困難度「高」に設定されている主旨を鑑み、取組も適切に実施されていること、その他評価できる取組が実施されていることから、評価を 1 段階引き上げ A とした。
	労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。	労災病院グループとして、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。	大規模災害をはじめとした災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。	・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。	「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の医療機関等と協同し、合同訓練等を実施した。 また、災害拠点病院（13 病院）、DMAT 指定医療機関（13 病院）の機能を維持した。 さらに、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月）及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和 6 年 8 月）の改定に伴い、機構における新型インフルエンザ等対策業務計画の見直しを行うべく、改定作業を進めているところであり、新型コロナウイルス感染症発生時と同様に引き続き適切に対応できるよう更なる体制整備に努める。		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） ・ ICT 化について、積極的な取り組みを期待する。【安井構成員】 ・ 地域医療連携推進法人制度の活用も 1 つの戦略として、今後も地域の他の病院と連携をとりながら、役割分担も含めて取組を検討していく必要がある。【小野構成員】 ・ 紹介率等を含めた各種データについて、それぞれの病院で事情が異なると思うので、収集したデータを活用し現状に合った各病院へのモニタリングを実施していただきたい。【西岡構成員】
	特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の改正を踏まえ、感染症発生・	特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の改正を踏まえ、感染症発生・ま	また、感染症発生・まん延時には各都道府県と締結した協定に基づいた病床の確保など必要な対応を行うとともに、厚生労	・感染症発生・まん延時には各都道府県と締結した協定に基づいた病床の確保など必要な対応を行っているか。	感染症法が令和 4 年 12 月に改正、令和 6 年 4 月に施行され、感染症発生・まん延時に、迅速かつ的確に医療提供体制を確保するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する「医療措置協定」が法定化されたことに伴い、各都道府県と労災病院との間で医療措置協定を締結し、感染症発生・まん延時に備えた医療提供体制を整備した。 （第一種協定指定医療機関：28 病院、第二種協定指定医療機関：24 病院）（令和 6 年度末時点）		＜その他事項＞ 特になし。

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

・高度急性期医療の提供体制の整備

区分	令和５年度	令和６年度
急性期充実体制加算	６病院	７病院
総合入院体制加算	５病院	４病院
計	１１病院	１１病院
（取得率）	３７．９％	３７．９％

【参考１】

急性期充実体制加算：地域において急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制を確保する観点から、手術等の高度かつ専門的な医療に係る実績及び高度急性期医療を実施する体制を評価した施設基準

総合入院体制加算：２４時間救急医療提供を含む急性期医療を提供する体制、病院勤務医の負担軽減・処遇改善に対する体制等を評価した施設基準

※急性期充実体制加算を算定する場合は、総合入院体制加算は別に算定できない。

【参考２】

全国平均取得率（推計）：５．８％

（出典：各地方厚生局「届出受理医療機関名簿（令和７年３月又は４月）」）

・急性期リハビリテーション体制の強化

区分	令和５年度	令和６年度
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	２９病院	２９病院
心大血管リハⅠ・Ⅱ	２４病院	２４病院
運動器リハⅠ	２９病院	２９病院
呼吸器リハⅠ	２８病院	２８病院
がん患者リハ	２７病院	２７病院

※病院数は令和６年度末時点

○ 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・チーム医療の実践（一例）

区分	令和５年度	令和６年度
がん診療連携拠点病院	１９病院	１８病院
ICT（感染対策チーム）	２９病院	２９病院
NST（栄養サポートチーム）	２８病院	２８病院
褥瘡対策チーム	２９病院	２９病院
緩和ケアチーム	２４病院	２４病院
呼吸ケアチーム	１４病院	１４病院

※病院数は令和６年度末時点

				○ 高度医療機器の計画的整備 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。 ・令和6年度における機器整備（更新）状況 <table><tr><th>機器</th><th>令和6年度</th><th>整備状況</th></tr><tr><td>内視鏡手術支援機器</td><td>3 病院増設</td><td>11 病院整備済</td></tr><tr><td>アンギオグラフィー（血管撮影装置）</td><td>1 病院増設 3 病院更新</td><td>28 病院整備済</td></tr><tr><td>ガンマナイフ</td><td>－</td><td>2 病院整備済</td></tr><tr><td>リニアック</td><td>－</td><td>19 病院整備済</td></tr><tr><td>CT（コンピュータ断層撮影装置）</td><td>1 病院更新</td><td>29 病院整備済</td></tr><tr><td>MRI（磁気共鳴画像診断装置）</td><td>4 病院更新</td><td>29 病院整備済</td></tr><tr><td>PET（陽電子放射断層撮影装置）</td><td>－</td><td>1 病院整備済</td></tr></table> ※病院数は令和6年度末時点 ○ 医療ニーズを踏まえた病床機能区分の整備 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを図った。 ・稼働病床数 <table><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>10,539 床</td><td>10,351 床</td></tr></table> ・主な病床機能区分の整備状況 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>ICU</td><td>16 病院 （7 病院）</td><td>16 病院 （5 病院）</td></tr><tr><td>HCU</td><td>12 病院</td><td>12 病院</td></tr><tr><td>急性期一般入院料 1</td><td>22 病院</td><td>21 病院</td></tr><tr><td>地域包括医療病棟</td><td>－</td><td>1 病院</td></tr><tr><td>地域包括ケア病棟</td><td>15 病院 （3 病院）</td><td>15 病院 （3 病院）</td></tr><tr><td>回復期リハビリテーション病棟</td><td>2 病院 （1 病院）</td><td>3 病院 （1 病院）</td></tr></table> ※病院数は令和6年度末時点、（ ）は上位施設基準の届出施設数。	機器	令和6年度	整備状況	内視鏡手術支援機器	3 病院増設	11 病院整備済	アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1 病院増設 3 病院更新	28 病院整備済	ガンマナイフ	－	2 病院整備済	リニアック	－	19 病院整備済	CT（コンピュータ断層撮影装置）	1 病院更新	29 病院整備済	MRI（磁気共鳴画像診断装置）	4 病院更新	29 病院整備済	PET（陽電子放射断層撮影装置）	－	1 病院整備済	令和5年度	令和6年度	10,539 床	10,351 床	区分	令和5年度	令和6年度	ICU	16 病院 （7 病院）	16 病院 （5 病院）	HCU	12 病院	12 病院	急性期一般入院料 1	22 病院	21 病院	地域包括医療病棟	－	1 病院	地域包括ケア病棟	15 病院 （3 病院）	15 病院 （3 病院）	回復期リハビリテーション病棟	2 病院 （1 病院）	3 病院 （1 病院）		
機器	令和6年度	整備状況																																																					
内視鏡手術支援機器	3 病院増設	11 病院整備済																																																					
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1 病院増設 3 病院更新	28 病院整備済																																																					
ガンマナイフ	－	2 病院整備済																																																					
リニアック	－	19 病院整備済																																																					
CT（コンピュータ断層撮影装置）	1 病院更新	29 病院整備済																																																					
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	4 病院更新	29 病院整備済																																																					
PET（陽電子放射断層撮影装置）	－	1 病院整備済																																																					
令和5年度	令和6年度																																																						
10,539 床	10,351 床																																																						
区分	令和5年度	令和6年度																																																					
ICU	16 病院 （7 病院）	16 病院 （5 病院）																																																					
HCU	12 病院	12 病院																																																					
急性期一般入院料 1	22 病院	21 病院																																																					
地域包括医療病棟	－	1 病院																																																					
地域包括ケア病棟	15 病院 （3 病院）	15 病院 （3 病院）																																																					
回復期リハビリテーション病棟	2 病院 （1 病院）	3 病院 （1 病院）																																																					

	と。	さらに、新潟労災病院については、地域医療構想調整会議において議論が進められている上越構想区域における医療機能再編に伴い、令和7年度中を目途とされている再編完了後に閉院する方針として、関係機関との連携を密にしながら、同労災病院の医療機能及び職員の受け皿病院への移行を円滑に進めるための仕組み等について検討を行う。 ア 地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機関等との連携強化等に継続して取り組み、労災病院においては地域医療支援病院の要件以上の患者紹介率・逆紹介率を確保する。既に地域医療支援病院に承認されている労災病院については、引き	・新潟労災病院について、関係機関との連携を密にしながら、同労災病院の医療機能及び職員の受け皿病院への移行を円滑に進めるための仕組み等について検討を行っているか。	○ 新潟県上越構想区域における医療機能再編 重点支援区域に選定された新潟県上越構想区域における医療機能再編については、令和6年8月30日開催の上越地域医療構想調整会議において、医療機能再編完了時期（新潟労災病院閉院時期）を令和8年3月31日とすることが提示され了承された。 機能再編の円滑な実施に不可欠となる受け皿病院への人材移行に向けて、令和6年1月に機構が主体となり6つの受け皿病院及び新潟県による人材移行調整会議を設置し、今後の進め方について協議を行った。令和6年8月に実施した職員意向調査結果を踏まえ、受け皿病院への人材移行の枠組みとして、令和6年10月から12月に第一期、令和7年1月から3月に第二期の合同採用試験を実施し、75名の受け皿病院採用が内定した。 なお、閉院に向けた診療機能の移行については、新潟労災病院が主体となり、令和6年10月に新潟県へ提出した移行計画をもとに新潟県及び各受け皿病院と協議した。										
		ア 地域の医療機関等との連携強化 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率・逆紹介率を確保する。		ア 地域の医療機関等との連携強化 全ての労災病院に対し、紹介患者の確保に係る取組や逆紹介の推進について指示・指導を行った結果、紹介率は年度計画の76%を上回る84.4%、逆紹介率についても年度計画の63%を上回る76.8%となった。なお、紹介率及び逆紹介率が低い病院においては、地域の事情を勘案した上で、可能な限り上記の取組を推進するよう本部から指示・指導を行った。 また、紹介患者への医療提供に重点を置き、かかりつけ医機能を有する医療機関との役割分担の明確化・連携強化を図るため、26病院が紹介受診重点医療機関を取得し、紹介患者を重点的に受け入れた。 ・ 紹介率 <table><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>83.8%</td><td>84.4%</td></tr></table> ・ 逆紹介率 <table><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>76.2%</td><td>76.8%</td></tr></table>	令和5年度	令和6年度	83.8%	84.4%	令和5年度	令和6年度	76.2%	76.8%		
令和5年度	令和6年度													
83.8%	84.4%													
令和5年度	令和6年度													
76.2%	76.8%													

	続き紹介率・逆紹介率を維持し、承認要件を適合させていく。				
	イ 地域の救急搬送患者への対応 重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送等、地域の救急医療のニーズに継続して応えていくため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。	イ 地域の救急搬送患者への対応 重篤な患者に対する救急医療の提供に加え、今後増加が見込まれる高齢者の救急搬送への対応等、地域で求められる救急医療の役割を果たすため、救急搬送の受入れ体制の強化に取り組み、救急搬送応需率の向上を図る。			
				</	

		ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和4年9月）を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の円滑な開院に向けて検討を進める。 なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。	ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の建設計画等について検討を進めるとともに、新病院の建設に支障をきたさないよう宿舎等の先行解体工事を実施する。 なお、令和10年春を予定していた統合時期について、両病院の現状を踏まえ早期統合も含めた検討を行いつつ、引き続き職員の雇用の確保等に努める。	・北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合による新病院の整備について、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野等の医療機能の確保に配慮しつつ、岩見沢市との連携の下、新病院の建設計画等について検討を進めるか。 ・新病院の建設に支障をきたさないよう宿舎等の先行解体工事を実施しているか。 ・令和10年春を予定していた統合時期について、両病院の現状を踏まえ早期統合も含めた検討を行いつつ、引き続き職員の雇用の確保等に努めているか。	ウ 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に向けた取組として、新病院の建設計画、岩見沢市職員の労働条件・統合時期に係る職員説明会の実施及び職員窓口設置等、職員に対するきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めた。 また、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体を完了した。 なお、両病院共通の懸案である医療従事者の不足及び病床利用率の低迷などを踏まえ、令和10年春を目途としていた両病院の統合時期を令和8年4月1日目途に前倒しし、令和6年7月29日に基本合意書変更確認書を提出した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

（４）医療情報の ICT 化の推進 労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）に基づき政府が進める医療分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）の各取組に率先して取り組む等、医療情報の ICT 化の一層の推進を図ること。	（４）医療情報の ICT 化の推進 労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）に基づき政府が進める医療分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）の各取組に率先して取り組む等、医療情報の ICT 化については、経営基盤の強化及びシステム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 なお、マイナ保険証の利用率（マイナ保険証利用人数／外来レセプト枚数）については、53.6％（令和５年 10 月実績 3.6％から 50％ポイントアップ）とすること	（４）医療情報の ICT 化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、マイナ保険証の利用（以下「マイナ保険証」という。）や電子処方箋をはじめ、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和５年６月２日医療 DX 推進本部決定）に基づき政府が進める医療分野での DX（デジタルトランスフォーメーション）の各取組に率先して取り組む等、経営基盤の強化及びシステム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、医療情報の ICT 化の一層の推進を図る。	・医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報の ICT 化を推進しているか。	（４）医療情報の ICT 化の推進 本部にCIO（情報化統括責任者）及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。 電子カルテシステム等の更新については、主に以下の４点を目的に計画的に更新を行っている。 ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化（部門システムとの連携等） ② 診療情報の一元管理・利活用（DWHの導入等） ③ 地域医療連携の強化（地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等） ④ システムの安定稼働、コスト削減（仮想サーバ、クラウド化等） ○ 電子カルテシステムの更新 電子カルテシステムについては、令和６年度末現在、全ての労災病院において導入済みであり、適宜更新を行っている。 ・更新施設数 <table><tr><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>３施設</td><td>１施設</td></tr></table> ○ 電子処方箋の導入 電子処方箋の導入について、本部と病院が連携を取り病院ネットワーク環境等検討した上で、電子処方箋の利用申請を完了し、電子処方箋の導入準備を進め、令和６年度末現在、全ての労災病院において導入を完了した。 【参考】 全国平均導入率：29.3％（令和７年３月実績） （出典：デジタル庁「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」） ○ マイナ保険証利用率の向上 各労災病院のマイナ保険証利用率について、共通ポータルサイトへ掲載することで利用率向上に向けての意識醸成を図るとともに、病院窓口での声掛け及び厚生労働省が作成した患者向け周知ポスター等を活用して、マイナ保険証の利用促進に取り組んだものの、依然として健康保険証を継続して使用する患者が一定数いるため、目標を達成することができなかったが、全国平均値を上回っている（令和７年３月実績：34.5％）。 【参考】 全国平均利用率：27.3％（令和７年３月実績） （出典：厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」）	令和５年度	令和６年度	３施設	１施設		
令和５年度	令和６年度									
３施設	１施設									

	また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づく運用管理を図ること。 (5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 労災病院において、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。	また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添)に基づく運用管理を図る。 (5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実 公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価等の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、患者の意向を十分	を目標とし、来院患者等への説明等の取組を推進して利用率の向上を目指す。 (5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実	○ 診療情報等の取扱い 研究等のために診療情報等を利用する際は、従来から個人が特定できない形にデータの変換等を行っている。また、診療情報の漏えい、目的外利用が生じないよう「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき主に以下の点に留意し、適切に管理している。 ・組織的安全管理対策（管理体制・規程の整備） ・物理的安全対策（サーバー室入退室管理、盗難防止等） ・技術的安全対策（アクセス管理、不正ソフトウェア対策等） (5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実		
--	--	--	--	--	--	--

	に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	ア 病院機能評価の受審 良質な医療を提供するため、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組むとともに、現在未受審となっている秋田労災病院については、受審に向けた取組を進める。 イ 医療の標準化と質の向上 医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。 また、医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」	・良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。 ・医療の標準化を図るため、クリニカルパスの活用を推進しているか。 ・医療の質の向上を図るため、「医療の質の評価等に関する検討委員会」にお	ア 病院機能評価の受審 良質な医療を提供するため、令和６年度に更新時期を迎えた病院について更新を行った（受審済27病院）。 なお、秋田労災病院については、日本医療機能評価機構との日程調整の結果、令和７年10月頃に新規受審を予定している。 イ 医療の標準化と質の向上 （ア）クリニカルパスの活用 医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパスの使用状況を勘案して1,214件の見直しを実施した。また、活用の推進を図った結果、5,434件のクリニカルパスを活用した診療が提供された。 ・クリニカルパス導入状況 <table><tr><th>区分</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>パス件数</td><td>5,339 件</td><td>5,434 件</td></tr><tr><td>パス使用率</td><td>51.9%</td><td>53.0%</td></tr><tr><td>見直し件数</td><td>1,084 件</td><td>1,214 件</td></tr><tr><td>パス見直し率</td><td>20.3%</td><td>22.3%</td></tr></table> （イ）各労災病院の医療の質の評価 機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和６年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、	区分	令和５年度	令和６年度	パス件数	5,339 件	5,434 件	パス使用率	51.9%	53.0%	見直し件数	1,084 件	1,214 件	パス見直し率	20.3%	22.3%		
区分	令和５年度	令和６年度																			
パス件数	5,339 件	5,434 件																			
パス使用率	51.9%	53.0%																			
見直し件数	1,084 件	1,214 件																			
パス見直し率	20.3%	22.3%																			

		において策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力する。 ウ 患者満足度の確保 患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施する。	いて策定した臨床評価指標を活用するとともに、公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している「医療の質向上のための体制整備事業」（臨床評価指標の定義標準化及び当該指標を活用した医療の質改善支援等に向けた検討を実施）に対して引き続き協力しているか。 ・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供につなげているか。	新指標の策定及び一部指標に係る算出定義の見直し等について承認した。 ○ 当該指標から評価できる医療の質向上事例 大腿骨近位骨折患者における早期リハビリテーション開始率 大腿骨近位部骨折の入院患者のうち、入院日から４日以内にリハビリテーションが実施された患者の割合 R5年度 94.7% → R6年度4-12月 95.7% 大腿骨近位部骨折患者に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では９割以上の患者に早期リハビリテーションを実施しており、大腿骨近位部骨折患者の早期社会復帰に積極的に取り組んでいると評価できる。 (ウ)「医療の質向上のための体制整備事業」への協力 公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和６年度は３回開催）に担当理事が委員として参加した。 併せて、標記事業の一環として、医療の質指標を活用した質の可視化を実践するモデル事業「医療の質可視化プロジェクト」が令和６年度に実施され、「医療安全」「感染管理」「ケア（褥瘡ケア等）」に関連する代表的な質指標について、全ての労災病院のデータ提供を行った。 ウ 患者満足度の確保 感染症対策のため一部施設で規模を縮小し全ての労災病院で調査を実施した（令和６年９月10日～10月７日）。 入院患者については、調査期間（令和６年９月10日から令和６年10月７日）に退院した患者のうち7,249人から、外来患者については、調査日（令和６年９月10日から令和６年９月17日までのうち病院任意の２日間）に通院した患者のうち11,140人から回答を得た。 結果、満足度は、入院92.5%、外来82.0%、入外合計86.1%と目標を達成した。 <table><tr><td>・患者満足度</td></tr><tr><td><table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>92.3%</td><td>92.5%</td></tr><tr><td>外来</td><td>80.1%</td><td>82.0%</td></tr><tr><td>入外平均</td><td>84.9%</td><td>86.1%</td></tr></table></td></tr></table> ○ 患者満足度調査結果を踏まえた取組 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足	・患者満足度	<table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>92.3%</td><td>92.5%</td></tr><tr><td>外来</td><td>80.1%</td><td>82.0%</td></tr><tr><td>入外平均</td><td>84.9%</td><td>86.1%</td></tr></table>	区分	令和５年度	令和６年度	入院	92.3%	92.5%	外来	80.1%	82.0%	入外平均	84.9%	86.1%		
・患者満足度																				
<table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>92.3%</td><td>92.5%</td></tr><tr><td>外来</td><td>80.1%</td><td>82.0%</td></tr><tr><td>入外平均</td><td>84.9%</td><td>86.1%</td></tr></table>	区分	令和５年度	令和６年度	入院	92.3%	92.5%	外来	80.1%	82.0%	入外平均	84.9%	86.1%								
区分	令和５年度	令和６年度																		
入院	92.3%	92.5%																		
外来	80.1%	82.0%																		
入外平均	84.9%	86.1%																		

				度が高く、院内設備に対する満足度や待ち時間に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕やベッドの更新等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、院内のラウンドをこまめに実施して日々の清掃や空調管理を柔軟に運用することなどで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。 また、待ち時間については、患者サービス委員会で改善計画を策定し、予約枠の効率的な運用を図ることや、接遇研修を実施することで満足度の向上を図った。 なお、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更することにした。																	
	また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。	エ 医療安全の充実 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。	・安全な医療を推進しているか。	エ 医療安全の充実 （ア）医療安全チェックシート 平成17年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検は、令和４年度適用分からチェック項目の見直しを行っている。新たな項目の追加により各病院の課題が明確になり、達成に向けて取り組んでいる。 <table><tr><td colspan="3">・医療安全チェック項目と達成率</td></tr><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>項目数</td><td>204 項目</td><td>204 項目</td></tr><tr><td>達成率</td><td>99.0%</td><td>96.5%</td></tr><tr><td>対前回</td><td>+0.8</td><td>△2.5</td></tr></table> （イ）労災病院間医療安全相互チェック等 平成14年度に北陸の３労災病院（燕、新潟、富山）が開始した取組をモデルケースとして、平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互チェック」を、令和６年度も全ての労災病院を11グループ（１グループ当たり２～４病院）に分けて32回実施した。 【令和６年度の主なテーマ】 ※令和５年度からグループ構成を変更し、２～４病院のグループで実施している。 ・共通テーマ：「患者安全のための体制と医療事故等の適切な対応」 ・グループテーマ：グループ病院で決定したテーマ なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。 （ウ）職員研修 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキ	・医療安全チェック項目と達成率			区分	令和５年度	令和６年度	項目数	204 項目	204 項目	達成率	99.0%	96.5%	対前回	+0.8	△2.5		
・医療安全チェック項目と達成率																					
区分	令和５年度	令和６年度																			
項目数	204 項目	204 項目																			
達成率	99.0%	96.5%																			
対前回	+0.8	△2.5																			

			全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。特に、これまでのインシデント対策に加え、レジリエンスの発揮を通じた医療の質・安全の向上を推進できるよう、本部において各労災病院の医療安全管理者に対する講義・事例検討等を実施することにより、知識及び実践スキルの向上に努める。 なお、研修会等に当たっては、電子（WEB）会議システム等も活用していく。 さらに、労災病院における医療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。	ル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。 （エ）医療安全推進週間 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※（令和6年11月24日～11月30日）に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を行った上、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。 ・医療相談コーナーの設置 ・患者・地域住民を対象とした公開講座 ・医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・職員を対象とした研修・講習会 ※医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。 （オ）医療安全対策者会議 毎年度、全国労災病院医療安全管理者を対象とした会議を開催し、外部講師による講義、情報交換、各病院の取組紹介をもとにグループワークを実施している。令和6年度は集合会議のみとしたが、新興感染症拡大等、地域の状況に合わせ、WEB会議の開催など柔軟に対応していく。 （カ）公表と再発防止 医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院医療上のインシデント等の発生状況について、例年、5月にホームページ上で公表し、インシデント報告文化の醸		
--	--	--	--	---	--	--

				成に努めている。 また、「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図ることで、安全で質の高い医療を推進している。 （６）治験の推進 治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院及び当機構本部から２名、「治験及び臨床研究倫理審査委員養成研修」に１名の職員が参加した。 令和６年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、3,635件の症例に対して治験等を実施した。 国際共同治験割合の増加による日本人を対象とした治験の減少や、新規医薬品の承認品目数が落ち込んだことにより製造販売後・市販後調査自体が減少したことに加え、新規医薬品の承認品目数の内訳を新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、治験が幅広く実施されない「希少疾病用医薬品（オーファン・ドラッグ）」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少するといった外的要因の影響により計画件数（4,400件）には及ばなかったものの、前年度から889件の件数増となった（対前年度比32.4％増）。計画達成に向け、労災病院治験ネットワーク推進事務局の取組みを継続することに加え、各病院で受託している治験についても、院長会議等において推進するよう働きかけを行い、更なる件数増を図る。 <table><tr><td colspan="3">・ 労災病院における治験等実績</td></tr><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>治験件数</td><td>385 件</td><td>364 件</td></tr><tr><td>製造販売後 臨床試験件数</td><td>2,361 件</td><td>3,271 件</td></tr><tr><td>合計件数</td><td>2,746 件</td><td>3,635 件</td></tr></table> 労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった13件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施した（令和６年度末時点において、16 件調査継続中）。 なお、平成 29 年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。 令和３年 11 月から中央治験審査委員会（CIRB）で企業治験の審議を開始し、全国的な治験実施体制の構築並びに国の治験事業の活性化に寄与した。	・ 労災病院における治験等実績			区分	令和５年度	令和６年度	治験件数	385 件	364 件	製造販売後 臨床試験件数	2,361 件	3,271 件	合計件数	2,746 件	3,635 件		
・ 労災病院における治験等実績																					
区分	令和５年度	令和６年度																			
治験件数	385 件	364 件																			
製造販売後 臨床試験件数	2,361 件	3,271 件																			
合計件数	2,746 件	3,635 件																			

				・労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 <table><tr><th>区分</th><th>新規調査 依頼件数</th><th>前年度からの 調査継続件数</th><th>契約件数</th><th>契約施設数</th></tr><tr><td>令和５年度</td><td>21 件</td><td>14 件</td><td>5 件</td><td>8 施設</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>13 件</td><td>20 件</td><td>3 件</td><td>3 施設</td></tr></table> ※令和６年度末時点における「調査手続中」の案件：16 件	区分	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	契約施設数	令和５年度	21 件	14 件	5 件	8 施設	令和６年度	13 件	20 件	3 件	3 施設		
区分	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数	契約施設数																	
令和５年度	21 件	14 件	5 件	8 施設																	
令和６年度	13 件	20 件	3 件	3 施設																	
（７）産業医等の育成支援体制の充実 労災病院において、多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図ること。	（７）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成及び確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図る。	（７）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成及び確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む。）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。	（７）産業医等の育成支援体制の充実 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携して協議を行っている。																		
（８）労災病院ごとの目標管理の実施	（８）労災病院ごとの目標管理の実施	（８）労災病院ごとの目標管理の実施	（８）労災病院ごとの目標管理の実施																		

	労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにすること。 (9) 行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している審議会、検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。	労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。 (9) 行政機関等への貢献	本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。 (9) 行政機関等への貢献	・各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図っているか。	○ 運営に資する指標 本部と各労災病院との協議により各種指標（患者数、単価、収入等）に係る目標値を設定しており、毎月の実績を本部において取りまとめた上、年度目標の達成に向け、毎月開催している経営改善推進会議において各労災病院における取組の達成・進捗状況を確認し、必要な指導・助言等を行った。 また、本部が指定している経営改善病院（19病院）については、各病院において経営改善に向けた取組及び目標値を設定し、四半期ごとに各病院の年度目標の達成に向けた取組状況を確認し、取組の成果について検証・指導を行った。 【参考】主な指標 ア 1日平均入院患者数 コロナ禍以降の受診抑制及び在院日数短縮化等の影響により、目標値を達成した病院は、29労災病院のうち4病院のみとなった。 イ 1人1日当たり入院診療単価 診療報酬改定による施設基準の見直し等に対し適切な対応に努めた結果、29労災病院のうち16病院が目標値を上回った。 ○ 医療の質に資する指標 全ての労災病院を対象とした「労働者健康安全機構臨床評価指標」（30指標）を設定しており、本部において四半期ごとに各病院の実績を取りまとめ、毎年開催している「医療の質の評価等に関する検討委員会」において全体の傾向及び各病院の取組に係る内容を精査・分析するとともに、全ての労災病院に対してフィードバックすることにより医療の質の向上に努めた。 【参考】主な指標 ア 手術開始前1時間以内のうち予防的抗菌薬投与率 29労災病院のうち21病院が目標値を上回った。 イ 大腿骨近位部骨折患者における早期リハビリテーション開始率 28労災病院のうち19病院が目標値を上回った。 (9) 行政機関等への貢献		
--	--	--	--	---	---	--	--

	ア 国が設置する審議会、検討会等への参画 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する審議会、検討会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど迅速かつ適切に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを生かして対応する。 また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会におい	ア 国が設置する審議会等への参画 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する審議会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、管内に労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。 また、労働基準監督署等からの依頼によるアスベスト関連疾患の労災認定等に係る意見書の作成については、石綿確定診断委員会におい	ア 国が設置する委員会等への参画 国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。 ○ 令和6年度実績 ・中央じん肺診査医（3人）、地方労災医員（49人）、労災保険診療審査委員（24人）、地方じん肺診査医（11人）等計220人が医員・委員を受嘱した。 ・41種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画した。 イ 労災認定に係る医学的意見書への取組 複数の診療科にわたる事案については、事務局が連携して回答期限の管理を行い、返書を迅速かつ適切に行うよう管理している。特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、当機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。 また、管内に労災病院が未設置の労働局についても、近隣都道府県の労災病院で対応する体制を整備している。 1件当たり意見書処理日数：令和6年度実績 16.4日 ・意見書処理日数 <table><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>17.2日</td><td>16.4日</td></tr></table> ○ 「石綿確定診断等事業」の実施 全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、296件の依頼を受け、臨床、病理、疫学、放射線等の専門家からなる「石綿確定診断委員会」を開催し、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。 ・石綿確定診断実施件数 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>199件</td><td>241件</td></tr></table>	令和5年度	令和6年度	17.2日	16.4日	区分	令和5年度	令和6年度	件数	199件	241件		
令和5年度	令和6年度														
17.2日	16.4日														
区分	令和5年度	令和6年度													
件数	199件	241件													

		て迅速かつ適切に対応する。 ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	て迅速かつ適切に対応する。 ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。		ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、９人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」及び第 4 期がん対策推進基本計画の評価指標として両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が盛り込まれるなど治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。 【困難度：高】 治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に、経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018826

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援した 罹患者件数 （計画値）	1,200 件以上 （労災病院及び治療就労両立支援センター）	－	1,200 件							予算額（千円）	1,141,990				
支援した 罹患者件数 （実績値）	－	1224.4 件 （前中期目標期間平均値）	1,222 件							決算額（千円）	1,161,696				
達成度	－	－	101.8%							経常費用（千円）	1,188,975				
患者満足度 （計画値）	90%以上 （労災病院及び治療就労両立支援センター平均）	－	90.0%							経常利益（千円）	66,256				

	患者満足度 （実績値）	—	95.1% （前中期目 標期間平均 平均値）	96.9%							行政コスト （千円）	1,202,760				
	達成度	—	—	107.7%							従事人員数 （人）	66				
	事例検討会 の有 用 度 （計画値）	80%以上 （産業保健総 合支援センタ ー平均）	—	80.0%												
	事例検討会 の有 用 度 （実績値）	—	87.4% （産業保健 総合支援セ ンターR3～ R5 平均値）	90.3%												
	達成度	—	—	112.8%												

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	2 治療と仕事の両立支援の推進	2 治療と仕事の両立支援の推進	2 治療と仕事の両立支援の推進	<主な定量的指標> ・支援した罹患者の件数を年間1,200件以上とすること。 ・支援した罹患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果を治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させること。 ・全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。	2 治療と仕事の両立支援の推進	<評定と根拠> 評定：A 主な定量的評価である、支援した罹患者の件数、罹患者満足度及び事例検討会の有用度は、それぞれ所期の目標を達成している。 治療と仕事の両立支援における質的な成果として、労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会で、罹患者に対するアンケート結果を共有するとともに、支援における課題の検討や好事例の共有を行うことにより、両立支援コーディネーターの能力向上が図られている。 また、政府の「働き方改革実行計画」に貢献するために、オンライン形式の両立支援コーディネーター基	評定 A <評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、まず年間で支援した患者の件数について目標が1,200件であったところ、令和6年度は1,222件の支援を実施しており、達成度101.8%であった。労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいて、診療報酬対象疾病にとらわれることなく、全ての疾病を対象として職場復帰や両立支援を行っており、その上で目標を上回る支援件数となったことは治療と仕事の両立支援が着実に実施されたと考えられ、高く評価できる。 2点目の支援が終了した者に対するアンケート結果について、アンケート回答者の90%以上から満足であった旨の評価を得ることを目標としていたところ、96.9%から満足であった旨の評価を得ており、達成度は107.7%であった。さらに、アンケート結果・好事例を「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」にて共有しており、データを有効に活用した両立支援コーディネーターの能力向上が図られていることから、所期の目標を達成したものと評価できる。	

	労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構は、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。	労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約2割が退職・廃業し、そのうち約6割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構においては、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。		＜その他の指標＞ ・両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図ること。		基礎研修を実施し、両立支援コーディネーターを積極的に養成している。当該研修では、講義途中の確認テストの実施や「アンサーパッド」による個人演習の実施などにより、研修の質の向上にも取り組んでいる。 また、主な定性的指標について、令和6年度から両立支援コーディネーター基礎研修にメンタルヘルスに関する講義を追加したほか、メンタルヘルス不調の一例として、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、	3点目に、産業保健総合支援センターでの事例検討会における参加者へのアンケートにおいて80%以上から有用であったとの評価を得ることを目標としていたところ、90.3%から有用との評価を得ており、達成度は112.8%であった。本検討会は、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加し、疾病による事例の対応方法等についての検討を行うものであり、その有用度が高く評価されることから、両立支援コーディネーター等の対応力の向上や、企業担当者の理解を広げる機会として有効に機能していると考えられることから、高く評価できる。 定性的な指標として設定している、両立支援コーディネーターの実践能力の向上を図る取組については、上述の「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」のほか、両立支援コーディネーター基礎研修（R6は5,555人が修了、対前年比145人
--	---	---	--	--	--	--	---

	（１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。 また、労災病院以外の医療機	（１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーターである医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行う。 また、労災病院以外の医療機	（１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、以下のとおり取り組む。	＜評価の視点＞ ・就労継続や職場復帰を念頭に置きながら支援を行っているか。	（１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進 労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、診療報酬対象疾病（がん、脳血管疾患、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症）にとらわれることなく、対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。	事例検討会で活用したことにより、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図った。なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている治療と仕事の両立支援に対する経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足については、全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業主を対象とした啓発セミナーを開催しているほか、労働者と企業との間の個別訪問支援を実施することにより、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げている。 以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Ａと評価する。 ＜課題と対応＞ －	増）において、「確認テスト」による理解への補助や、メンタルヘルスに関する講義を追加したことにより、実践能力の向上に向けた取組が適切に実施されたと評価できる。 この治療就労両立支援事業については、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していくことや、特に経営者や管理職の理解不足、中小企業への周知不足という課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことが困難であると考えられることから、目標策定時において【困難度：高】としていた。この点、令和６年度において、上述の取組により両立支援コーディネーターの育成が図られたこと、全国の産業保健総合支援センターでの事業者向け両立支援啓発セミナーの実施、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援等が適切に実施されたこと等により、両立支援コーディネーター、企業、医療機関のトライアングル型支援が推進され、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくという目的に向け、一定の成果が得られたものと評価できる。 以上の点を踏まえ、指標に対する達成度は120%を下回っているが、定量的指標の目標値の達成度が全て100%以上であり、困難度「高」に設定されている主旨を鑑みた取組も適切に実施されている
--	---	--	--	---	--	---	--

	関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進すること。両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うこと。 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及すること。	関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進すること。両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行う。 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等の実施を通じて、労災保険指定医療機										ことから、評定を１段階引き上げＡとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） ・両立支援のコーディネーターの役割を、支援が必要な方に認知していただくことが重要。特に小規模事業場への周知が十分ではないことについて、現状取り組まれていることについて引き続きお願いしたい。【西岡構成員】 ＜その他事項＞
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

	両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していくこと。 北海道中央労災病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置すること。	関等及び事業場に普及する。 両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していく。 北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置する。 ア 支援事例の収集及び分析 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰支援や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。	また、北海道中央労災病院治療就労両立支援センター廃止及び横浜労災病院治療就労両立支援センター設置に向けた準備を進める。 ア 支援事例の収集及び分析 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰支援や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。	・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。	○ 北海道中央労災病院治療就労両立支援センターの廃止と横浜労災病院治療就労両立支援センターの設置に向けた準備について 北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを令和7年3月31日で廃止した。 また、横浜労災病院治療就労両立支援センターを令和7年4月1日に設置すべく体制・環境を整備した。 ア 支援事例の収集及び分析 令和6年度は両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,222件（脳卒中167件、がん240件、糖尿病171件、メンタル16件、その他628件。前年度に比べ51件の増。）の支援を実施し、事例収集を行った。 令和6年度に支援継続している件数は653件で、新規支援した件数は569件（前年度に比べ1件の増）であった。 令和6年度から研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加した。		
--	---	---	---	---	---	--	--

		また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供の在り方について分析・検証・開発を行う。 イ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及 両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルを更新し、労災保険指定医療機関等への普及を図る。	イ 事例検討会の実施 両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行う。 ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及 研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの普及を図る。 また、治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに加え、両立支援コーディネーターが支援の流れについて更に理	・両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うため、労災病院及び治療就労両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターによる意見交換を行っているか。 ・研修会やセミナー、両立支援コーディネーター基礎研修等を通じて治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの普及を図っているか。 ・治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに加え、両立支援コーディネーターが支援の流れについて更に理解が深	イ 事例検討会の実施 よりよい両立支援につなげるため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、10 月に「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。 全国の産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会に、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを、ファシリテーターとして積極的に参画させた。 ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及 令和2年4月に稼働した両立支援データベースシステムについて、引き続き支援事例の登録を行った。登録された支援事例は、事例の分析のため、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へフィードバックを実施した。 「両立支援コーディネーターマニュアル」を、令和6年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布し普及した。また、令和6年度の見直しにおいて治療と仕事の両立支援カード（令和6年3月厚生労働省が追加）及び若年性認知症における両立支援のポイントについての記述を同マニュアルに追加した。 主に治療と仕事の両立支援コーディネーター基礎研修修了者や、これから両立支援に関わっていかうとする者に対し、両立支援の進め方の参考資料として医療機関における両立支援コーディネーターの活動とその役割などについて解説した事例集を作成した。 病院において新しい支援カード（治療と仕事の両立支援カード）を利用する際の課題について、労災病院及び両立支援センターと連携し調査研究を実施しその調査結果を公開し周知を図った。		
--	--	--	--	---	--	--	--

		解が深められるよう新たに「両立支援事例集（仮称）」の作成を進める。	められるよう新たに「両立支援事例集（仮称）」の作成を進めているか。																		
	ウ アンケートの実施 支援した雇患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	エ アンケートの実施 支援した雇患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	・支援した雇患者にアンケートを行い、その結果を必要に応じ治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映しているか。	エ アンケートの実施 治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和6年度のアンケート回答者の96.9%から有用であった旨の評価を得た。 なお、両立支援に資する医療提供のあり方を検討するため、「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。																	
（2）治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場と	（2）治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場と	（2）治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場と	・産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業	（2）治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産保センターにおいて、事業者向けの両立支援啓発セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援等を適切に実施した。 ・産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績																	
				<table><tr><td>区分</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>啓発セミナー</td><td>273 件</td><td>216 件</td></tr><tr><td>個別訪問支援</td><td>2,021 件</td><td>2,588 件</td></tr><tr><td>専門的相談</td><td>7,861 件</td><td>8,119 件</td></tr><tr><td>個別調整支援</td><td>622 件</td><td>534 件</td></tr></table>	区分	令和5年度	令和6年度	啓発セミナー	273 件	216 件	個別訪問支援	2,021 件	2,588 件	専門的相談	7,861 件	8,119 件	個別調整支援	622 件	534 件		
区分	令和5年度	令和6年度																			
啓発セミナー	273 件	216 件																			
個別訪問支援	2,021 件	2,588 件																			
専門的相談	7,861 件	8,119 件																			
個別調整支援	622 件	534 件																			

	の間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。	の間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。 なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施する。 この実施に当たり、上記（１）の取組の成果も踏まえ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。 この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける支援体制の充実を図る	の間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施する。 また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業と労働者との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。 これらの実施、取組の推進に当たり、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。	との間の個別調整支援を、円滑かつ適切に実施したか。 また、治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。	個別訪問支援については、産保センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員等が事業場等からの依頼に応じて、事業場を訪問し、治療と仕事の両立への理解を促す教育を含め両立支援に関する制度の導入に関する支援を実施している。 専門的相談については、産保センターのほか、労災病院の両立支援相談窓口、労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等）の両立支援（出張）相談窓口において対応している。 両立支援相談窓口については、産保センター（47 か所）が両立支援センター（9 か所）、労災病院（29 か所）と連携する形で、がん等の患者（労働者）だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数 3,434 件）した。 両立支援（出張）相談窓口については、産保センターのほか、がん診療連携拠点病院等（令和6 年度 406 医療機関。対前年度 15 医療機関増）において、同様の相談に対応（相談件数 4,685 件）した。その結果、両立支援に関する相談件数は 8,119 件となった。 なお、治療と仕事の両立支援に携わる専門スタッフのうち支援体制の充実に向け、全国の産保センターの「メンタルヘルス対策促進員」及び「両立支援促進員」を「メンタルヘルス対策・両立支援促進員」に統合し、配置（令和6 年度末時点：662 人）した。		
--	--	--	---	---	--	--	--

（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーター	（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コ	（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施する。 産業保健総合支援センターにおいて、両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的として、事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施す	・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を、電子（WEB）会議システム等を活用した形式で実施しているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的とした事例検討会を実施するとともに、両立支援における課題や好事例を共有し、意見交換するための両立支援コーディネーター交流会の実施及び研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施しているか。	（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。令和 6 年度は、令和 5 年度に引き続きオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で実施した。合計 8 回開催し、5,555 人（前年度比 145 人増）に修了証書を交付した（うち 90.6%は当機構以外の者）。受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、特に企業関係者の人数は 2,114 人であり、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進した。両立支援コーディネーター養成のための基礎研修の修了者の内勤務先種別の割合は、医療機関 2,179 人(39%)、企業(団体等)内担当者 2,114 人(38%)、社会保険労務士業・キャリアコンサルタント業・産業カウンセラー業 470 人(8%)、健康相談機関・就労支援機関 252 人(5%)、行政機関 248 人(5%)、該当なし(無職、学生等)292 人(5%)であった。																																																																																																															
<table><tr><td>地域</td><td>勤務先都道府県別</td><td>R6 受講 修了者数</td><td>地域</td><td>勤務先都道府県別</td><td>R6 受講 修了者数</td></tr><tr><td rowspan="7">北海道 東北</td><td>北海道</td><td>165 人</td><td rowspan="6">関西</td><td>滋賀県</td><td>44 人</td></tr><tr><td>青森県</td><td>38 人</td><td>京都府</td><td>123 人</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>25 人</td><td>大阪府</td><td>457 人</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>107 人</td><td>兵庫県</td><td>204 人</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>32 人</td><td>奈良県</td><td>38 人</td></tr><tr><td>山形県</td><td>33 人</td><td>和歌山県</td><td>35 人</td></tr><tr><td>福島県</td><td>82 人</td><td rowspan="9">中国 四国</td><td>鳥取県</td><td>43 人</td></tr><tr><td rowspan="13">関東 北信越</td><td>茨城県</td><td>69 人</td><td>島根県</td><td>40 人</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>41 人</td><td>岡山県</td><td>78 人</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>58 人</td><td>広島県</td><td>169 人</td></tr><tr><td>埼玉県</td><td>177 人</td><td>山口県</td><td>121 人</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>192 人</td><td>徳島県</td><td>27 人</td></tr><tr><td>東京都</td><td>1,162 人</td><td>香川県</td><td>50 人</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>378 人</td><td>愛媛県</td><td>32 人</td></tr><tr><td>新潟県</td><td>50 人</td><td>高知県</td><td>23 人</td></tr><tr><td>富山県</td><td>41 人</td><td rowspan="8">九州 沖縄</td><td>福岡県</td><td>234 人</td></tr><tr><td>石川県</td><td>41 人</td><td>佐賀県</td><td>26 人</td></tr><tr><td>福井県</td><td>22 人</td><td>長崎県</td><td>73 人</td></tr><tr><td>山梨県</td><td>29 人</td><td>熊本県</td><td>136 人</td></tr><tr><td>長野県</td><td>89 人</td><td>大分県</td><td>34 人</td></tr><tr><td rowspan="4">中部</td><td>岐阜県</td><td>78 人</td><td>宮崎県</td><td>32 人</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>100 人</td><td>鹿児島県</td><td>83 人</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>322 人</td><td>沖縄県</td><td>68 人</td></tr><tr><td>三重県</td><td>54 人</td><td>—</td><td>合計</td><td>5,555 人</td></tr></table>							地域	勤務先都道府県別	R6 受講 修了者数	地域	勤務先都道府県別	R6 受講 修了者数	北海道 東北	北海道	165 人	関西	滋賀県	44 人	青森県	38 人	京都府	123 人	岩手県	25 人	大阪府	457 人	宮城県	107 人	兵庫県	204 人	秋田県	32 人	奈良県	38 人	山形県	33 人	和歌山県	35 人	福島県	82 人	中国 四国	鳥取県	43 人	関東 北信越	茨城県	69 人	島根県	40 人	栃木県	41 人	岡山県	78 人	群馬県	58 人	広島県	169 人	埼玉県	177 人	山口県	121 人	千葉県	192 人	徳島県	27 人	東京都	1,162 人	香川県	50 人	神奈川県	378 人	愛媛県	32 人	新潟県	50 人	高知県	23 人	富山県	41 人	九州 沖縄	福岡県	234 人	石川県	41 人	佐賀県	26 人	福井県	22 人	長崎県	73 人	山梨県	29 人	熊本県	136 人	長野県	89 人	大分県	34 人	中部	岐阜県	78 人	宮崎県	32 人	静岡県	100 人	鹿児島県	83 人	愛知県	322 人	沖縄県	68 人	三重県	54 人	—	合計	5,555 人
地域	勤務先都道府県別	R6 受講 修了者数	地域	勤務先都道府県別	R6 受講 修了者数																																																																																																														
北海道 東北	北海道	165 人	関西	滋賀県	44 人																																																																																																														
	青森県	38 人		京都府	123 人																																																																																																														
	岩手県	25 人		大阪府	457 人																																																																																																														
	宮城県	107 人		兵庫県	204 人																																																																																																														
	秋田県	32 人		奈良県	38 人																																																																																																														
	山形県	33 人		和歌山県	35 人																																																																																																														
	福島県	82 人	中国 四国	鳥取県	43 人																																																																																																														
関東 北信越	茨城県	69 人		島根県	40 人																																																																																																														
	栃木県	41 人		岡山県	78 人																																																																																																														
	群馬県	58 人		広島県	169 人																																																																																																														
	埼玉県	177 人		山口県	121 人																																																																																																														
	千葉県	192 人		徳島県	27 人																																																																																																														
	東京都	1,162 人		香川県	50 人																																																																																																														
	神奈川県	378 人		愛媛県	32 人																																																																																																														
	新潟県	50 人		高知県	23 人																																																																																																														
	富山県	41 人	九州 沖縄	福岡県	234 人																																																																																																														
	石川県	41 人		佐賀県	26 人																																																																																																														
	福井県	22 人		長崎県	73 人																																																																																																														
	山梨県	29 人		熊本県	136 人																																																																																																														
	長野県	89 人		大分県	34 人																																																																																																														
中部	岐阜県	78 人		宮崎県	32 人																																																																																																														
	静岡県	100 人		鹿児島県	83 人																																																																																																														
	愛知県	322 人		沖縄県	68 人																																																																																																														
	三重県	54 人	—	合計	5,555 人																																																																																																														

	の更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。 また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。	の更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施する。 また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医	る。 なお、各研修や事例検討会等は、対面方式に加え、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。 また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。 事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・	・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。 ・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。	受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は 97.5%（対前年度比 0.2 ポイント増）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は 96.6%（対前年度比 0.2 ポイント減）であった。また、令和 3 年度からは、両立支援コーディネーター基礎研修のオンデマンド配信において、受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設した。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を向上するため研修講師に情報提供した。さらに、令和 6 年度から研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加した。 各産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、労災病院や両立支援センターとも連携の上、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して開催（全 65 回）するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催（計 39 回）した。 なお、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用した。 参加者へアンケートを行った結果、理解度は 91.1%（対前年度比 3.6 ポイント増）、有用度は 90.3%（対前年度比 2.7 ポイント増）であった。 厚生労働省主催の両立支援シンポジウムにおけるパネルディスカッション（11 月 19 日開催）に、当機構の両立支援コーディネーターがパネリストとして参加した。 研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在り方を検討することを目的とし、令和 5 年度に養成したコーディネーターのうち同意を得た人を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ及び分析を実施した。 両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした産保センターの研修において「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。		
--	---	--	--	--	--	--	--

		療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。 これらの取組により、企業の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、企業・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。	医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。				
--	--	--	----------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018827

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（計画値）	80%以上 （医療リハビリテーションセンター平均）	－	80.0%						予算額（千円）	9,186,033				
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（実績値）	－	92.0% （前中期目標期間平均値）	89.9%						決算額（千円）	9,186,850				
達成度	－	－	112.4%						経常費用（千円）	8,769,077				
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（計画値）	80%以上 （総合せき損センター平均）	－	80.0%						経常利益（千円）	△89,304				
職場又は自宅復帰可能である退院患者割合（実績値）	－	86.1% （前中期目標期間平均値）	86.7%						行政コスト（千円）	9,629,152				
達成度	－	－	108.4%						従事人員数（人）	440				
入院患者満足度（計画値）	80%以上 （医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター平均）	－	80.0%											
入院患者満足度（実績値）	－	（新規項目）	93.1%											
達成度	－	－	116.4%											

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
					業務実績	自己評価	評定	B														
	3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	<主な定量的指標> ・医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ・総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 ・患者満足度調査（入院）において全施設平均で80%以上の満足度を確保すること。 <その他の指標> なし <評価の視点>	3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等 医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合※をそれぞれ80%以上確保した。 ・医療リハビリテーションセンター：89.9%(71名) ・総合せき損センター：86.7%（124名） ※医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合 分母（医リハ）・・・四肢脊椎の障害、中枢神経麻痺患者の退院患者数（死亡退院含む。） 分母（せき損）・・・外傷性脊髄損傷患者の退院患者数（死亡退院含む。） 分子（共通）・・・分母対象症例のうち、自宅復帰者+職場復帰者+復学者+社会復帰が見込める者 ○ 患者満足度の確保 全ての専門センターで患者満足度調査（入院）を実施した（令和6年9月10日～10月7日）。 入院患者については、調査期間（令和6年9月10日～令和6年10月7日）に退院した患者のうち204人から回答を得た。その結果、満足度は93.1%と目標を達成した。 ・患者満足度 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>医リハ</td><td>100.0%</td><td>86.4%</td></tr><tr><td>せき損</td><td>95.5%</td><td>95.2%</td></tr><tr><td>道せき</td><td>71.4%</td><td>93.3%</td></tr><tr><td>平均</td><td>83.5%</td><td>93.1%</td></tr></table> ○ 患者満足度調査結果を踏まえた取組 得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、院内設備に対する満足度に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕や駐車場の補修工事等を計画的に実施したほか、病室の空調工事を行い療養環境の改善を図	区分	令和5年度	令和6年度	医リハ	100.0%	86.4%	せき損	95.5%	95.2%	道せき	71.4%	93.3%	平均	83.5%	93.1%	<評定と根拠> 評定：B 主な定量的指標のうち、職場又は自宅復帰可能である退院患者割合は、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターともに、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方針の検討、治療結果の評価を行い、治療結果を高めるよう努めることにより、それぞれ所期の目標を達成している。更に医療リハビリテーションセンターでは、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等を通じてリハビリテーションの評価を行い、患者ごとのプログラム及び退院	<評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況として、1点目の医療リハビリテーションセンターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合について、80%以上確保することを目標としていたところ、実績は89.9%であり達成度112.4%で達成している。また、2点目の総合せき損センターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合について、80%以上確保することを目標としていたところ、実績は86.7%であり達成度108.4%で達成している。医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方針の検討、治療結果の評価を行い、治療結果を高めるよう努めたことが目標の達成に寄与したと考えられ、取組について評価できる。 3点目の患者満足度調査（入院）において、全施設平均で80%以上の満足度を確保することを目標としていたところ、実績は96.3%と達成度116.4%で達成している。院内設備について補修工事等を計画的に実施し療養環境の改善を図っていると認められ、評価できる。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であ
区分	令和5年度	令和6年度																				
医リハ	100.0%	86.4%																				
せき損	95.5%	95.2%																				
道せき	71.4%	93.3%																				
平均	83.5%	93.1%																				

	重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、効率的・効果的な運営に努めること。	医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため次のような取組を行う。	医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、両センターが有する医学的知見を活用し、対象患者に対して高度・専門的医療を提供する。 また、治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進める。	・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、対象患者に対して高度・専門的医療を提供する。 ・治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を進めているか。	るなど、可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。	後のケアに係るプログラムの改良を図り、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施していることも目標の達成に寄与している。また、入院患者満足度は、満足度が低かった院内設備について補修工事等を計画的に実施したことなどにより、所期の目標を達成している。 以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。	ると確認できたことから評価をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
	医療リハビリテーションセンターにおいては、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成	（１）医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺（ひ）患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上	（１）医療リハビリテーションセンターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺（ひ）患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーショ	・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図っているか。	（１）医療リハビリテーションセンターの運営 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ（県外からの患者受入：リハ入院患者全体の52.3%）。 札幌医科大学が実施する「ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。	＜課題と対応＞ －	

	果の普及を図ること。また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組むこと。	を 図 る 観 点 か ら、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。	ンセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。 なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。 ・職業リハビリテーションセンターとの連携状況 <table><tr><th>区分</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>運営協議会</td><td>１回</td><td>１回</td></tr><tr><td>職業評価会議</td><td>12回</td><td>12回</td></tr><tr><td>OA講習</td><td>８回</td><td>８回</td></tr></table> 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が89.9%となり、目標を達成した。 ・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table><tr><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>93.9%</td><td>89.9%</td></tr></table> 中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ（巡回実績：27回）。 厚生労働省が実施する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業における「リビングラボ」（実際の生活空間を再現し、介護ロボットの製品評価・効果検証・実証試験等を行う）へ参画し、介護ロボットの開発・実証・普及へ協力した（相談実績：１件、評価実績：０件）。 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った（支援実績４件）。 令和元年７月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品化し、広報活動を行った（商品名「バルるん」、令和６年度販売実績73件）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。	区分	令和５年度	令和６年度	運営協議会	１回	１回	職業評価会議	12回	12回	OA講習	８回	８回	令和５年度	令和６年度	93.9%	89.9%
区分	令和５年度	令和６年度																		
運営協議会	１回	１回																		
職業評価会議	12回	12回																		
OA講習	８回	８回																		
令和５年度	令和６年度																			
93.9%	89.9%																			

総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。	(2) 総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職場・社会復帰後のQOLの向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及や脊損患者に関する高度・専門的な治験に係る情報発信、脊髄	(2) 総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。	質（QOL）の向上や入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。	んでいるか。	間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展」（令和6年度は国内外から404社・団体が出展し、約12万人が来場）などに出展し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。 ○ 令和6年度に開発中の製品 ・車いす漕ぎ数カウンタ ・横押し携帯型酸素ボンベカート ・穿刺器具用自助具 ・脊髄損傷者用プッシュアップ台 全国脊髄損傷データベースの事例収集を行うとともに、データベースを活用し論文投稿を行い、知見の発信に努めた。 (2) 総合せき損センターの運営 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた（実績：14件）。 また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れ（実績：17件）、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。 ・ヘリコプターによる緊急受入数 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>緊急受入数</td><td>29件</td><td>31件</td></tr></table> ・脊髄損傷の新規入院患者数 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>脊髄損傷の新規入院患者数</td><td>149人</td><td>128人</td></tr></table> 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が86.7%となり、目標を達成した。 ・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table><tr><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>87.5%</td><td>86.7%</td></tr></table> 脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」（医師対象）を開催	区分	令和5年度	令和6年度	緊急受入数	29件	31件	区分	令和5年度	令和6年度	脊髄損傷の新規入院患者数	149人	128人	令和5年度	令和6年度	87.5%	86.7%		
	区分	令和5年度	令和6年度																				
緊急受入数	29件	31件																					
区分	令和5年度	令和6年度																					
脊髄損傷の新規入院患者数	149人	128人																					
令和5年度	令和6年度																						
87.5%	86.7%																						
総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより早期に身体機能の向上を図るとともに、職場・社会復帰後のQOLの向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及や脊損患者に関する高度・専門的な治験に係る情報発信、脊髄	(2) 総合せき損センターの運営 総合せき損センターにおいては、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、外傷による脊椎・脊髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSW等が連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。	・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。	・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。																				

		損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力に取り組む。	ンターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練等の事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努める等、脊損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行う。 また、自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。	ンターにおいて実践している高度・専門的医療の手法等に関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行っているか。 ・自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んでいるか。	した（実績：47 名参加）。 また、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「せき損看護セミナー」（看護師対象）を対面形式で開催した（実績：20 名参加）。 さらに、「脊損 Q&A 集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、せき損患者の看護に関する解説動画を掲載し、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信した（看護師対象）。 医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談（現地調査を含む。）などの相談・支援活動を行った。 令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行った（令和 6 年度実績：318 枚販売）。 また、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディングボードの有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するとともに、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を継続した。 「国際福祉機器展」に出展し、スライディングボードや横押し携帯型酸素ボンベカートをはじめとした広報活動を行ったほか、橋渡し研究プログラム（AMED）異分野融合型研究シーズ（ニューロモデュレータ付きチルトテーブル）に協力するなど、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。 シニア向け住環境設計・提案支援ツール『KT-PLAN』を民間会社と共同で開発し、販売を開始した。 パリパラリンピック女子テニス金メダリスト・上地結衣選手が 1 日院長を務めるイベントを開催し、広報活動を積極的に行った。 ○ 令和 6 年度に開発中の製品 ・スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き） ・起立性低血圧の監視抑制システム ・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット ・下顎トラッキングによるポインティングデバイス ・ベッド用座位保持用具（金属フレームタイプ）		
--	--	---	--	--	---	--	--

					・ ベッド用座位保持用具（クッションタイプ） せき損センター独自のデータベースであるSpinal Injury Center model systemの事例収集を行うとともに、臨床研究や実際の治療に活用した。 これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018824

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
外部評価結果 （計画値）	3.5 点以上 （外部評価対 象研究の平均 点）	－	3.5 点						予算額（千円）	5,746,108				
外部評価結果 （実績値）	－	4.1 点 （前中期目標 期間平均 値）	4.1 点						決算額（千円）	4,019,106				
達成度	－	－	117.1%						経常費用（千円）	3,542,487				
政策への貢献 （期待）度 （計画値）	80%以上（プ ロジェクト研 究、協働研究 及び行政要請 研究）	－	80.0%						経常利益（千円）	170,642				
政策への貢献 （期待）度 （実績値）	－	100% （前中期目標 期間平均 値）	100%						行政コスト（千円）	3,850,673				
達成度	－	－	125.0%						従事人員数（人）	128				
労働安全衛生 関係法令等の 制定、改正等 への貢献件数 （計画値）	10 件以上	－	10 件											

	労働安全衛生 関係法令等の 制定、改正等 への貢献件数 (実績値)	—	14.4 件 (前中期目標 期間平均 値)	13 件											
	達成度	—	—	130.0%											
	安全衛生技術 講演会の有意 義度 (計画値)	2.0 点以上 (平 均)	—	2.0 点											
	安全衛生技術 講演会の有意 義度 (実績値)	—	(新規項目)	2.5 点											
	達成度	—	—	125.0%											

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の検討に必要なエビデンス収集への貢献や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の検討に必要なエビデンス収集への貢献や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。 なお、以下の研究では、他の機関等との共同研究のために必要な場合には、当該機関等に保有個人情報を提供することを予定している。	<主な定量的指標> ・業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点3.5点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 ・法令等の制定、改正等への貢献	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	<評定と根拠> 評定：A 主な定量的指標である、政策への貢献（期待）度、労働安全衛生関係法令等の制定、改正等への貢献件数及び安全衛生技術講演会の有意義度は、それぞれ所期の目標を上回る成果が得られている。また、外部評価結果は、所期の目標を達成している。 なお、質的な成果として、労働安全衛生上の課題に対応した研究を実施するに当たっては、厚生労働省等と協議を行うことにより、労働安全衛生行政の推進及び労働災害の減少に貢献するという重要な役割を着実に果たしている。 以上、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、Aと評価する。	評定 A <評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、まず業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会による、令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果の評価について、平均3.5点以上の評価を得ることを目標としていたところ、平均4.1点の評価結果を得ており、達成度は117.1%であった。外部有識者からは、「職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待する」との評価を得ており、目標を達成していることから、評価できる。 2点目の厚生労働省からの評価に関して、1点目と同じく令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究総数の80%以上について「政策効果が期待できる」との評価を受けることを目標としていたところ、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」又は「政策効果が期待できる」とのアンケート評価を全ての研究で受けており、達成度は125%となった。目標を大幅に超えて達成しており高く評価できる。 3点目の法令等の制定、改正等への貢献件数について、中期目標期間中に50件以上とするため、1年で10件を目標としていたと	

	（１）労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進 労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。 一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある	（１）労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進 機構が行う研究は、労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。 また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、	の件数は、50 件以上とすること。 ・安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3 点（大変有意義）、2 点（有意義）、1 点（あまり有意義ではない）、0 点（有意義でない））。 ＜その他の指標＞ なし	（１）労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等と労災病院等の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として「行動災害防止に関する総合的研究」（労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）と複数の労災病院等で協働）など合計 2 課題実施した。 プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、合計11課題実施した。 基盤的研究は年度計画から 6 課題増し、合計41課題を実施した。 行政要請研究は安全衛生に関する研究を 6 課題実施した。 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前と研究実施期間終了後にも厚生労働省の政策担当部門と意見交換を12回（事前評価 7 課題、事後課題 5 課題）実施した。 国の指針に基づき、令和 5 年度に研究が終了したプロジェクト研究、行政要請研究の合計 7 課題のうち 6 課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は4.1であり、目標値（平均点3.5以上）を全ての課題で上回った。	＜課題と対応＞ ー	ころ、13 件の成果があり、達成度は 130%であった。これは、研究員と厚生労働省の政策担当部門との密な意見交換等により、行政からの要請に対し、適切な成果を出しているものと考えられ、高く評価できる。 4 点目の安全衛生技術講演会での有意義度調査における点数について、平均点 2.0 点以上の評価を得ることを目標としていたところ、実績は 2.5 点となり、達成度は 125%であった。開催に際してはホームページやメールマガジン等を通じて周知を行い、オンライン開催とする等、参加者の確保にも努めており、その上で目標を大幅に超える評価を得られていることは、高く評価できる。 以上の点を踏まえ、定量的指標について概ね 1 20%を超える成果を出しており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定を A とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） ・働き方の多様化によって、従来の労働者とは違った就労モデルができあがっているところ、特にメンタルヘルスについて、従来の労働時間規制を主とした取組の視点だけでなく、どこに原因があるのかについて特定していくことが重要。【梅崎構成員】 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	--	----------------------	---

	ることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。	労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。			また、研究が終了した7課題については、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策効果が期待できる）又は2（政策効果が期待できる）の判定を全ての研究（100%）で受けたことから、目標の80%を上回った。 法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は13件であり、目標を大幅に上回った。 令和6年度安全衛生技術講演会の講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施した結果、平均点は2.5点であり、目標値（平均点2.0点以上）を上回った。		
	ア プロジェクト研究 第14次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。 ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点	ア プロジェクト研究 プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。 なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。 ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点	ア プロジェクト研究 令和6年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和6年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。	＜評価の視点＞ ・令和6年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和6年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施しているか。	ア プロジェクト研究 中期目標、中期計画に明記された9つの視点を踏まえ、「令和6年度研究一覧」のIに掲げられた13課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また、令和7年度開始予定の課題についても準備を行った。 ①～⑨の視点に基づいて、以下の研究を実施した。 ○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発（令和6年度は研究最終年度） ワイヤロープの使用中に荷重が変動する場合の寿命予測法を確立するため、ワイヤロープに作用する公称応力を統計的に変動させた場合の疲労寿命を評価し、累積損傷則などを利用することにより、負荷応力が変動する場合のワイヤロープ疲労寿命の予測法を確立する。 ○ 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究（令和6年度は研究3年目） 大型移動式クレーンの転倒災害増加への懸念を解決すべく、機械を安全に設置するための安全確認手法（地盤調査法）や地盤を崩壊させないための地盤養生方法を明らかにする。 ○ 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究（令和6年度は研究2年目）		

	③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点 ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点 ⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点 ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点 ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点 ⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点	③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点 ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点 ⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点 ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点 ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点 ⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点			施工時のみならず施工後のメンテナンス等も視野に入れた総合的な労働災害防止対策を確立するため、建設工事の調査・設計時における重篤な労働災害防止対策のあり方について、海外の事例調査等も含めて検討を行う。 ○ 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究（令和6年度は研究2年目） 化学物質の危険性に対するリスクアセスメントにおける危険性情報の位置付けを明確にし、リスクアセスメントの基盤となる危険性情報を整備するため、爆発・火災に至る現実的な事象の進展や最終的な影響を検討する際の具体的な方法を検討する。 ○ 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究（令和6年度は研究開始年度） 産業現場で使用され静電気帯電・放電源となり得る各種絶縁体（容器、配管、粉体）に着目し、帯電メカニズムの解明、新たな方法による帯電・放電防止技術の開発、放電の着火危険性の調査を実施する。 ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究（令和6年度は研究成果の評価年度） セルフケアや職場環境改善がメンタルヘルス不調の予防に果たす効果を様々な業種を含む大規模な労働者サンプルを対象に縦断的に検証する。 ○ 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究（令和6年度は研究2年目） 過労死等の発症や予防に重要な役割を果たす睡眠について、過労状態において循環器・内分泌免疫機能及び大脳皮質の側面から睡眠の質の変化を明らかにし、過労対策としての睡眠の効果的なとり方を検討する。 ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究（令和6年度は研究成果の評価年度） 建設業の高所作業安全性向上を目的とし、人間の特性に即した安全管理・教育手法の開発のため、作業者の注視・行動特性を支援する安全管理手法及び作業者の認知・行動特性に基づいた教育手法について検討する。 ○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究（令和6年度は研究最終年度） 重量物の持ち上げ及び運搬における日本人の重量制限値（最大重量）を明らかにすることを目的とした疫学調査及び生体力学的実験を実施する。 ○ 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究（令和6年度は研究2年目） 労働環境中に粒子として存在する化学物質ばく露による健康障害を防止するため、生体毒性評価に繋がる有効なばく露測定法及び評価法を検討する。		
--	--	--	--	--	--	--	--

					○ 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関する研究（令和６年度は研究２年目） 「産業化学物質の経皮ばく露評価法モデルの確立」と「ハザードコミュニケーション情報の提供」を目指した現場応用に重きをおいた研究を展開し、産業化学物質の経皮ばく露による健康障害を予防するに資する情報を得ることを目的とする。 ○ 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関する取組（令和６年度は研究開始年度） GHS分類における「生殖細胞変異原性」及び「発がん性」の未分類物質約2,400物質を対象に、in silico、及びin vitro手法を用いて絞り込むなど、GHS未分類項目の区分決定の加速を促し、化学物質の自律的な管理に参考となる情報を提供することを目的とする。 ○ 先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究（令和６年度は研究開始年度） 化学物質により誘発される職業性肺疾患について、１細胞解像度での空間トランスクリプトーム解析による包括的データベース（統合空間アトラス）構築及び摂動解析による疾患機序解明/バイオマーカー開発に資する研究を実施する。 化学物質による健康障害防止に向けた研究の一例は以下のとおり。 ○ 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析に関する研究（令和６年度は研究２年目） 【研究概要】 事業場における化学物質の自律的管理において、対象となる物質（約2,900種）の多くは、ばく露評価に必要なサンプリング・分析方法が確立されていない。本研究では、ばく露評価の実施にあたり不足している知見を提供することを目的に、リアルタイム測定を使用した検証を実施するとともに、存在状態が変化する物質、複数存在する物質の捕集・分析方法の検討を行った。 【期待される成果】 本研究で得られた知見を活かし、CREATE-SIMPLEやコントロールバンディングなど、実測によらない定性評価方法の精度向上に資することが期待される。研究成果は、第63回日本労働衛生工学会などの学会での発表や今後、産業衛生学会雑誌等への掲載を通じて、知見の普及を図っている。 プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を受けた上で、研究を開始した。研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を延べ17回（事前評価７課題、事後評価２課題、中間評価８課題）行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。		
研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを	プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の	プロジェクト研究の実施に当たっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマ	・プロジェクト研究の実施に当たって、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマッ				

	作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。	立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。 また、プロジェクト研究の研	ップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。 また、研究終了時には厚生労働省の政策担当部門により評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。 令和7年度に開始するプロジ	プの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。 ・研究終了時には厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。 ・令和7年度に開始するプロジ	さらに令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」又は「政策効果が期待できる」とのアンケート評価を全ての研究で受けるとともに、内部評価委員会及び安衛研究部会を開催し、安衛研究部会では外部有識者から職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、平均4.1点（目標3.5点以上）という研究成果の評価を受けた。 評価の高かったものの一例は以下のとおり。 ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究（4.3点） 【研究概要】 職場環境における心理社会的ストレスへの対策である、ストレスチェック制度（とくにセルフケア）や職場環境改善についてのエビデンスは十分ではない。本研究では、セルフケアや職場環境改善がメンタルヘルス不調の予防に果たす効果を、労働者を対象に縦断的に検証する。また、これらの効果は、業種、事業所規模などの労働者が置かれている環境によって大きく異なることも予想されることから、様々な業種を含む大規模な労働者サンプルを対象に検証を行うことを目的とした。 【得られた知見】 セルフケアについては、日常的にストレスのセルフケアをしている者等はメンタルヘルス等の健康状態がよいことが示された。職場環境改善については、職場の対人関係や相互支援の改善を経験している者ではメンタルヘルス不調のリスクが低いこと、職場環境改善の効果は業種間でも異なる可能性が示された。 【評価コメントの一例】 ・大規模なモニター調査を実施し、メンタルヘルス不調の予防に資する、セルフケア、職場環境改善に関する有用な知見を得ている。 ・ストレスチェック制度の効果についての重要なエビデンスと思う。 ・マルチレベル分析等を活用したモデルが組めるように、職場単位の情報が収集できる枠組みでの研究への発展を期待している。 ・事業場規模別の職場環境改善の実施状況の分析は貴重になると思う。 【研究成果】 学会発表15件、論文発表10件を行っている。また、ストレスチェック制度の枠組みにおけるセルフケアや職場環境改善の推進に向けて、得られた研究成果をパンフレット等で発信することを検討している。 令和7年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、内部評価		
--	---	--	---	---	---	--	--

	究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。 なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化等により早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。	ェクト研究の研究課題・テーマについては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度を十分検討する。 また、研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。 なお、年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門	ェクト研究の研究課題・テーマについては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度を十分検討しているか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整	委員会及び安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。 (令和7年度開始予定のプロジェクト研究課題) ○ 次世代型クレーン等に使用されるロープ等の安全性評価 ○ 福祉用具を用いた介助作業における介助者および要介助者の体格差と腰部負担の関係 ○ 作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究 ○ 熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究 ○ 高年齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究 各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。 社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。		
--	--	---	--	--	--	--

	イ 協働研究 研究テーマ は、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。	イ 協働研究 第4期中期計画では、労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できるところであるが、機構では、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第5期中期計画においては、労働安全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質	と調整し、機動的に実施する。 イ 協働研究 協働研究については、更なる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和6年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。	し、機動的に実施しているか。 ・協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和6年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施しているか。	イ 協働研究 令和6年度は、「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和6年度研究一覧」のⅡで定められている5課題を設定し、実施している。令和6年度の進捗状況は以下のとおり。 ○ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究 「有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築」（令和6年度は研究最終年度） アクリル酸系ポリマーの吸入性粉じんを取り扱う工場の労働者に肺疾患が生じた事案を受け、これまでにげっ歯類を用いた試験によりアクリル酸系ポリマーの毒性の機序と病態の変遷を明らかにしてきた。 一方で、げっ歯類にはじん肺病変の形成が顕著であるとされる部位（呼吸細気管支及び小葉間隔壁）が存在しないため、本研究では家畜ブタ・マイクロミニピッグを用いた投与実験を行い、よりヒトに近い条件下での毒性評価試験を行った。 研究実施に当たっては安衛研・労災病院（医学的知見に基づく助言）・大学等外部研究機関（ブタ肺の研究開発）が連携して研究を進めた。 家畜ブタ・マイクロミニピッグを用いた投与実験により、労働者に類似した広義間質線維病変をブタ肺でも明らかにすることに成功した。今後の有機粉じん管理を含め、幅広く労働衛生行政に貢献できる。 ○ 行動災害防止に関する総合的研究について （ア） 「小売業と社会福祉施設における転倒防止に関する研究」（令和6年度は研究2年目） 小売業と社会福祉施設の転倒災害の発生防止を目的として、安全管理、作業者のスキル、作業環境の観点から令和5年度から研究を開始した。 令和6年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・すべりリスク簡易評価手法に関して、小売業と社会福祉施設で用いられるような市販靴を対象として63足を選定し、それらの靴底の3次元形状の測定を行った。 ・社会福祉施設における転倒防止のためのノンテクニカルスキルの調査に関して、介護労働者（介護福祉士）30名を対象にインタビューを実施し、介護労働者自身の転倒防止のための工夫を抽出、分類し結果をまとめた。 （イ） 「頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害の予防と被害軽減に関する研究」（令和6年度は研究2年目） 転倒発生後における外傷の予防策や被害軽減策を検討するため、特に頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害に着目し令和5年度から研究を開始した。		

		による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。			令和６年度の研究の進捗は以下のとおり。 ・各種計測センサを内蔵した人体ダミーと転倒試験装置を用いて、後方転倒時の頭部衝撃を測定し、頭部に深刻なダメージが生じる可能性が高いことを明らかにした。 ・シミュレーション解析では、ダミー実験と同様の条件下で頭部衝撃を計算し、その結果がダミー実験と一致することを確認した。 ・ダミー実験では再現が難しい脱力状態での解析も実施し、実験結果を補完する有益な知見を得た。 上記研究のほか、安衛研で「行動災害防止に関する研究体制強化のための検討会」を設立し、転倒・腰痛に関する研究を行っている研究者及び関連団体等のリストの取りまとめを行うとともに、各研究者が行っている研究活動について共有する機会を設けている。検討会には安全課、労働衛生課の担当者もオブザーバー参加している（令和６年10月10日、令和７年３月11日開催）。令和７年度開始に向けて、行政要請研究６課題、厚生労働科学研究費課題１課題について、厚生労働省と協議を行った（令和６年12月３日、令和７年３月14日、その他、課題毎の打合せあり）。 また、令和７年度から開始予定の協働研究「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究」について、アスベスト疾患研究・研修センターとの協働研究を実施するための検討を行った。 行動災害分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和２年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研の業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。内容は以下のとおり。 令和６年11月23、24日に開催された第72回職災学会において、７課題の研究成果等について発表を行った。プログラムについては以下のとおり。 ① 粉体の充てん速度が貯蔵設備内の電荷蓄積および静電気放電に及ぼす影響 ② 勤務時間外の仕事の連絡が労働者の健康に及ぼす影響：出社・在宅勤務という働き方		
--	--	--	--	--	--	--	--

		施する。	クト研究の基盤となる萌(ほう)芽的研究等として別紙1「令和6年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。	萌(ほう)芽的研究等として別紙1「令和6年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施しているか。	目) ○ 有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための異種固体捕集剤の利用の研究(令和6年度は研究最終年度) ○ 防護服・保護具着用による WBGT 補正値の妥当性についての研究(令和6年度は研究2年目) ○ 振動感覚閾値を援用した新たな評価指標の衝撃振動作業評価への検討(令和6年度は研究2年目) ○ 職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証(令和6年度は研究2年目) ○ 粒子状物質の表面特性と毒性の関係性に関する研究(令和6年度は研究2年目) ○ インジウム取り扱い作業における肺影響のコホート研究(令和6年度は研究2年目) ○ わが国の化学物質管理を考慮に入れた職業小～細分類に関する検討(令和6年度は研究2年目) ○ 混合有機溶剤の吸脱着と吸着材料の関係性に関する研究(令和6年度は研究2年目) ○ 労働者における過敏性腸症候群の悪化にかかわる心理社会的要因および就労状況への影響(令和6年度は研究2年目) ○ 線虫を用いた産業化学物質の有害性評価試験法確立の試み-主に神経毒性について(令和6年度は研究2年目) ○ 「職場における化学物質のリスク評価」の検討対象物質に関する考察(令和6年度は研究最終年度) ○ 小型拡散サンプラーを用いた労働現場における保護器具の有効性評価手法の開発(令和6年度は研究2年目) ○ 溶接ヒューム成分のリスク評価のための皮膚吸収性調査(令和6年度は研究2年目) ○ 視覚的不注意が移動時の環境適応動作に与える影響-クロスリアリティ技術を用いた検討-(令和6年度は研究2年目) ○ 建設作業者の安全行動を促進する安全教育ツールの検証(令和6年度は研究開始年度) ○ 感電災害の文献調査と統計分析およびその活用方法の検討(令和6年度は研究開始年度) ○ ウェアラブルデバイスと機械学習を用いた社会福祉施設の作業実態把握システムに関する基礎的検討(令和6年度は研究2年目) ○ 自律移動ロボットの衝突防止方策の設計に関する基礎的研究(令和6年度は研究開始年度) ○ 歩行支援機器の運動学的分析と安全性・使用性の評価(令和6年度は研究開始年度) ○ 爆発圧力と静圧による容器破壊の差異(令和6年度は研究開始年度) ○ インハラブルエアロゾル測定法評価のための粗大粒子発生法の検討(令和6年度は研究開始年度) ○ 質量分析法によるリスクアセスメント対象化合物の簡便な測定法の検討(令和6年度は研究開始年度) ○ 化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討:経皮吸収物質含有製品を対象にした方法(令和6年度は研究2年目) ○ 歩行動作の三次元計測に基づく転倒リスク推定手法の検討(令和6年度は研究開始年		
--	--	------	--	---	---	--	--

	エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。	エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	・厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。 ・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。	度) ○ 転倒災害のリスクと防止に対する労働者の意識（令和６年度は研究開始年度） ○ くさび足場の緊結部の緩みによる構造安定性に関する研究（令和６年度は研究開始年度） ○ 重量物取り扱いにおける筋力と腰部負荷の関係（令和６年度は研究開始年度） ○ 労働時間把握の正確さに関する認識についての検討（令和６年度は研究開始年度） ○ 労働環境空気中に存在する感作性物質の測定法に関する研究（令和６年度は研究開始年度） 研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 エ 行政要請研究 厚生労働省から要請を受けた以下の６課題について調査研究を実施した。 【新規】 ① 建設工事における重量物の支持を行う仮設物の安全対策に関する研究（令和６年度は研究開始年度） ② ICT技術を活用した車両系荷役運搬機械の自律制御・遠隔操作の安全対策に関する研究（令和６年度は研究開始年度） ③ 業務発注時の安全衛生活動実施に係る要件定義に関する調査研究（令和６年度は研究開始年度） 【継続】 ④ 交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究（令和６年度は最終年度） ⑤ 理工系大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究（令和６年度は研究最終年度） ⑥ 高齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析（令和６年度は研究２年目） 調査研究の終了した４課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。 厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 １ 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング ２ 実施の可否及び担当研究員を調整 ３ 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 ４ 研究開始（※必要に応じて厚生労働省と意見交換） ５ 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用		
--	--	---	--	--	--	--	--

	オ 労災疾病等研究 労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。	オ 労災疾病等研究 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のとおり取り組む。	オ 労災疾病等研究 中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。 研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。 また、新たな研究テーマを開始する際は、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会	・中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受けているか。 ・研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行っているか。 ・新たな研究テーマを開始する際は、業績評価委員会医学研究評価部会において事前評価及び医学研究倫理審査委員会におい	活用例は以下のとおり。 ○ 「ICT技術を活用した車両系荷役運搬機械の自律制御・遠隔操作の安全対策に関する研究」 車両系荷役運搬機械の遠隔操作が社会実装されるに当たり、必要な安全上の措置をまとめることとしている。こうした機器を活用する場合の教育のあり方の検討を行うとともに、現在行われている安全衛生教育（実技教育）について、VR技術や遠隔操作システム等のICT技術を用いたフォークリフトの場合の教育効果や必要な教育カリキュラムを検討している。本研究の中間報告として、車両系機械の自律・遠隔運転に係わる国内外規格類及び遠隔操作型小型車の安全基準・ガイドラインについて厚生労働省安全課へ資料を提供した（令和6年11月12日及び12月18日）。また、引き続き研究を実施することで、今後、関係法令の改正に貢献が見込まれる。 オ 労災疾病等研究 労災疾病等研究については、中期目標に示された3領域の研究・開発、普及を実施した。令和7年1月17日に業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、研究・開発中の6テーマ（令和6年10月開始の2テーマを含む。）の研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関しての中間評価を受け承認された。 協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」テーマにおいて、労災疾病等研究「アスベスト」テーマの研究者等が研究に参加し連携を図っている。 令和6年8月9日に医学研究部会を開催し、新たに開始する2テーマの研究開発計画の事前評価を受け承認されたため、令和6年9月2日及び9月30日に医学研究倫理審査委員会を開催し、倫理審査を受け承認され、令和6年10月から研究を開始した。 また、令和7年1月17日に医学研究部会を開催し、新たに開始する1テーマの研究開発計画の事前評価を受け承認されたため、令和7年3月10日及び3月28日に医学研究倫理審査委員会を開催し、倫理審査を受け承認された。令和7年度研究開始予定としている。		
--	--	---	---	--	---	--	--

	① 職業性疾病等の原因、診断及び治療	① 職業性疾病等の原因、診断及び治療 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。	において倫理審査を受け、研究・開発に取り組む。	て倫理審査を受け、研究・開発に取り組んでいるか。	① 職業性疾病等の原因、診断及び治療 ○ 「脊柱靱帯骨化症」テーマ（令和6年度は研究・開発2年目） 「勤労者世代に多い脊柱靱帯骨化症の手術治療成績向上と動物モデル確立による新規予防的治療法の探索」として、大阪労災病院だけでなく共同研究機関である大阪大学整形外科関連施設における頸椎後縦靱帯骨化症の手術症例をデータベース化し、症例に応じた至適な術式選択基準の確立や手術成績予測モデル、合併症予測モデルの開発を目指しており、令和6年度は784症例の収集を完了した。収集した臨床データと画像データから統計解析やAI解析を行うこととしている。 また、脊柱靱帯骨化症の発症メカニズムの解明や予防、治療法の開発に貢献するため、脊柱靱帯骨化症の動物モデルの開発を進めている。令和6年度では、腱細胞における脊柱靱帯骨化症の病態とされる内軟骨骨化を生じさせる遺伝子（RSP02）の欠損が異所性骨化に影響を及ぼすことが示唆された。 ○ 「高年齢労働者の転倒災害」テーマ（令和6年度は研究・開発開始年度） 高年齢労働者が増えている中、職場の健康・安全を守るために「働いている人の転倒災害対策」に焦点を絞って「高年齢労働者を対象とした転倒および転倒関連傷害ハイリスク者の簡易スクリーニング法の研究開発」と「高齢者のフレイル予防の観点からの転倒関連傷害の新規対策法の研究開発」に取り組むこととしている。令和6年10月から研究を開始し、介護施設向けアンケート調査を開始した。 ② 労働者の健康支援 ○ 「勤労女性の妊娠時の食・生活習慣」テーマ（令和6年度は研究・開発2年目） 働きながらの妊娠・分娩、さらに産後のスムーズな社会復帰のため、周産期における生活習慣、特に食習慣について、食のタイミングを考える時間栄養学的に調査することで、妊婦の健康や体重管理、さらには出生児の体重との関連について検討することとしている。令和6年度は中国労災病院の106症例のうち34症例について中間解析を行った。 また、共同研究機関である広島大学において実施している妊娠期鉄欠乏モデルマウスを使った基礎研究では効果的な鉄接種タイミングの検討を進めた。 ○ 「高血圧性心疾患」テーマ（令和6年度は研究・開発開始年度） 「左室駆出率が低下した心不全を呈する高血圧性心疾患に関連するバイオマーカーの同定と早期診断・治療戦略の開発」として、心不全を発症した高血圧患者において特定の遺伝子が心機能低下に関与するのか、横浜労災病院において症例収集を行い共同研究機関である東京科学大学においてゲノム解析とエピゲノム解析を行うこととしている。令和6年10月から研究開始し、横浜労災病院において症例リクルートを開始した。		
	② 労働者の健康支援	② 労働者の健康支援 職業生活の長期化に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。					

	③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災保険指定医療機関等からも症例データを収集できるように連携体制の構築を引き続き行うこと。	③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。			③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ○ 「アスベスト」テーマ（令和６年度は研究・開発２年目） 良性石綿胸水は早期胸膜中皮腫との鑑別のため胸膜生検される疾病であるが、中皮腫でなかったことから診断後の経過観察が十分に行われず、びまん性胸膜肥厚化して著しい呼吸機能障害を来しても労災認定されない例が多々あるため、診療情報や過去の研究データを用い、どのような症例がびまん性胸膜肥厚化するのか、臓側胸膜の線維化要因を検討することとしており、令和６年度は21症例を収集した。 また、平成30年度から令和３年度に実施した研究で開発した良性石綿胸水の診断基準が妥当であるかどうか、本研究では新たに良性石綿胸水と診断された症例について前向きを検討を行うこととし、令和６年度は7症例を収集した。 ○ 「じん肺」テーマ（令和６年度は研究・開発２年目） じん肺における胸部画像の診断については、熟練した診断医の眼で行われているのが現状であるが、より客観的な判断方法が求められており、じん肺と診断された患者の胸部画像について深層学習をはじめとするAI技術を用いて解析し、作成したプログラムが診断等に有効であるか検証することとしている。令和６年度は収集した10,071症例についてニューラルネットワークに学習させたところ「異常はあるがじん肺ではない症例」を「じん肺典型症例」に読み違えられているものがあり、1,000症例程度を追加学習させることとしている。 また、平成30年度から令和３年度に実施した間質性肺炎・間質性肺病変の合併率調査から５年が経ち、長期の予後観察が可能となったことから、再度間質性肺炎・間質性肺病変を合併したじん肺の予後について検討することとしており、令和６年度では100症例中、誘因のない急性増悪は１例であることを確認した。 労災疾病等研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、大阪大学、広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学、東京科学大学、岩手医科大学、滋賀医科大学、産業医科大学、青山学院大学等の大学に加え、JCHO大阪病院、豊岡中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。		
	力 過労死等に関する調査研究等 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和３年７月３０日閣議決定）を踏まえ、労働安全衛生総合研究所内に設置した過労死等防	力 過労死等に関する調査研究等 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令	力 過労死等に関する調査研究等 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過	・ 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過	力 過労死等に関する調査研究等 過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和３年７月30日閣議決定、令和６年８月２日変更）の第３の２に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。 令和６年度は、以下について実施した。 ○ 過労死等事案の解析 ①～⑨の課題を実施している：①調査復命書等のデータベース構築と経年変化の解析、②業種・職種別ファクトシートの作成、③過労死等としての脳・心臓疾患に係る病態解		

止調査研究センターにおいて実施する研究。 過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施すること。	和３年７月30日閣議決定）の第３の２に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。	和３年７月30日閣議決定）の第３の２に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施する。 本調査研究に当たっては、個人情報の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。	和３年７月30日閣議決定）の第３の２に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施しているか。 ・本調査研究に当たっては、個人情報の保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。	明、④ハラスメント事案の詳細解析、⑤精神障害発症前後の事業場対応、⑥トラックドライバーの精神障害事案、⑦トラックドライバーの過重労働の特徴、⑧デジタルタコグラフデータベースによるトラック運行パターン、⑨労働法学・社会学的分析（労災認定事案における労働時間以外の負荷要因の研究、労災保険給付不支給決定原処分に対する法的判断の様相）。 ○ 疫学研究 コホート研究について、ストレスチェックの高ストレス判定に着目した前向き関連の研究報告を第35回日本疫学会学術総会（令和７年２月14日）にて発表した。 現場介入研究について、既存データの論文化、トラックドライバーの精神障害事案、過重労働の特徴を探るための介入調査により得られたデータの分析を実施している。また、持上げ・運搬の重量値と腰痛との関係を探るため、建設業労働者のコミュニケーション改善調査データ等を取得した。 ○ 実験研究 過重労働による心血管系に関する研究では、高齢者を対象にした勤務中の心血管系負担の軽減策を検討するための実験の準備を行った。また、体力科学について、所内での実験と委託先でのフィジカルフィットネス・メンタルフィットネスと健康との関連を調べるための追跡調査を実施している。 ○ 専用ポータルサイト 月例編集会議を踏まえ更新等対応している。 過労死等に関する調査研究において、当該研究関係者については、個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことはもとより、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。 過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和６年度は計11回の会議等を実施した。 さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22～令和３年度（12年間）の公務上事案に、令和４年度に公務上と判断された66件を加えて解析するとともに、令和２年度から令和３年度の公務外事案（204件）のデータベースを作成し、公務の遂行状況に注目した事案分析を行い、過労死等の実態の多角的な把握とその防止対策について報告書を提出することにより、総務省の行政施策に貢献した。		
キ 放射線に関する調査研究等	キ 放射線に関する調査研究等	キ 放射線に関する調査研究等		キ 放射線に関する調査研究等		

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施すること。	東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。	東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施する。	・東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施しているか。	東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約2万人を対象とした放射線による健康影響の有無などについての疫学研究及び長期的健康管理事業が国の施策として平成26年度から行われている。 令和6年度から5年間実施される労災疾病臨床研究事業費補助金研究に応募し、厚生労働省から採択され、安衛研において研究を実施している。 当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、統括研究機関を安衛研とし、共同研究機関として公益財団法人放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と専門分野に応じた役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。 なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。 令和6年度に実施した主な取組は以下のとおり。 ・多項目健診（診察、身体測定、生理学検査、腫瘍マーカー、甲状腺機能検査等を含む血液検査、尿検査、検便、また胸部X線検査、腹部超音波検査・胃がん検査等の画像検査）を1,492名に実施した。令和6年度からは基本健診が多項目健診に内包された。 ・検査項目によっては高齢者の中にわずかながら異常値を示す個別項目があり、それについては保健指導などの対策の必要性が示された。 ・令和7年3月の研究班会議において、不同意を示したものを除く全緊急作業従事者のがん罹患情報の利用のための手続確認と文書作成を進めていること、また、予備調査の結果、10年間で収集した保存試料が今後のゲノム・遺伝子解析に利用可能であることを報告した。 ・緊急作業従事者を対象に健康管理等に役立てていただくため、医師、保健師等が対応する電話やメール、対面等による相談窓口を設けており、令和6年度は879件の相談を受け付け、そのうち、事務的な照会448件を除いた健康管理に関する相談431件の内訳は以下のとおりである。 a. 健康相談（健康状態と被ばくの関係、労災の適用可能性など）49件 b. 保健指導（健康診断結果に基づく保健指導など）58件 c. 長期的健康管理の制度について116件 d. その他208件 ・協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」については、岐阜大学の准教授と共同でマイクロミニピッグを用いて有機粉じんを気管支内に投与するなど、必要に応じて外部機関と役割分担しながら研究に取り組んでいる。また、当該研究を発展させ、外部資金も活用しながら、疾患特異的な細胞集団を探索するチャレンジングな
	上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割	上記ア～キの実施に当たっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割	・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を	

	分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。	分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。	行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。 ・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。	研究の実施を予定している。 <
--	--	---	--	--

		絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。	か他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。 ② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。 ③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。 ④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。	他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。 ・研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。 ・国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。 ・国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。	過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPTと連携して研究を行い、労働政策研究に係る学術交流について進めている。 若手研究者等の育成に寄与するため、東京女子大学、明治大学、東京大学、東京理科大学、早稲田大学に非常勤講師として5名を派遣した。 国内外の研究生の受入れとして、東京理科大学、東京電機大学、東京大学、東京都市大学、横浜国立大学、東邦大学、職業能力開発総合大学校から研修生 25人を受け入れている。 国内外の諸機関の要請に応じた協力・支援として「化学物質の自律的管理のための適切な測定方法等検討委員会」、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会」に委員として参加するとともに、第20回日EU シンポジウム準備会合において研究員が機械安全分野におけるデジタル技術の活用に係るプレゼンテーションを実施するなど、国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。 国内外の労働安全衛生調査研究機関等との連携及び交流として、ベトナム国立環境・衛生研究所（NIOEH）との国際研究協力協定締結及び共催セミナー（NIOEH-JNIOOSH collaboration seminars on measurement and management of occupational noise）を開催した（令和6年9月25日～26日、ハノイ、ベトナム）。 他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（31人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。 ○ 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流		
イ	国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。	イ	国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるよう、引き続き	イ	国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。	① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の	・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法

	客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度やその運用状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。	法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。	人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。	令和６年度末時点の締結状況は下表のとおり。 ・欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との研究協力協定締結状況 <table><tr><th>国</th><th>研究機関</th><th>締結（改定）年月</th></tr><tr><td>アメリカ</td><td>米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）</td><td>平成13年６月（令和６年９月）</td></tr><tr><td>イギリス</td><td>英国安全衛生研究所（HSL）</td><td>平成13年11月（平成16年11月）</td></tr><tr><td>カナダ</td><td>ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所</td><td>平成21年２月（令和３年10月）</td></tr><tr><td>マレーシア</td><td>マレーシア国立労働安全衛生研究所</td><td>平成28年３月（令和６年11月）</td></tr><tr><td rowspan="5">韓国</td><td>国立釜慶大学校</td><td>平成13年８月（令和７年年２月）</td></tr><tr><td>韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院</td><td>平成13年11月（令和６年４月）</td></tr><tr><td>国立忠北大学校</td><td>平成20年３月（令和６年12月）</td></tr><tr><td>韓国安全学会</td><td>平成28年10月（令和６年10月）</td></tr><tr><td>国立ソウル科学技術大学校</td><td>平成14年９月（令和４年９月）</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学</td><td>令和元年９月（令和４年８月）</td></tr><tr><td>ベトナム</td><td>ベトナム国立環境・衛生研究所（NIOEH）</td><td>令和６年８月</td></tr></table> 韓国雇用労働部等、国外の労働安全衛生研究機関等からの研究員を受け入れてきた。 	国	研究機関	締結（改定）年月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	平成13年６月（令和６年９月）	イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	平成13年11月（平成16年11月）	カナダ	ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所	平成21年２月（令和３年10月）	マレーシア	マレーシア国立労働安全衛生研究所	平成28年３月（令和６年11月）	韓国	国立釜慶大学校	平成13年８月（令和７年年２月）	韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	平成13年11月（令和６年４月）	国立忠北大学校	平成20年３月（令和６年12月）	韓国安全学会	平成28年10月（令和６年10月）	国立ソウル科学技術大学校	平成14年９月（令和４年９月）	ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	令和元年９月（令和４年８月）	ベトナム	ベトナム国立環境・衛生研究所（NIOEH）	令和６年８月
国	研究機関	締結（改定）年月																																		
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	平成13年６月（令和６年９月）																																		
イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	平成13年11月（平成16年11月）																																		
カナダ	ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所	平成21年２月（令和３年10月）																																		
マレーシア	マレーシア国立労働安全衛生研究所	平成28年３月（令和６年11月）																																		
韓国	国立釜慶大学校	平成13年８月（令和７年年２月）																																		
	韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研究院	平成13年11月（令和６年４月）																																		
	国立忠北大学校	平成20年３月（令和６年12月）																																		
	韓国安全学会	平成28年10月（令和６年10月）																																		
	国立ソウル科学技術大学校	平成14年９月（令和４年９月）																																		
ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	令和元年９月（令和４年８月）																																		
ベトナム	ベトナム国立環境・衛生研究所（NIOEH）	令和６年８月																																		

	いては、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。	いては、社会科学系の研究に強みを有する他の研究機関との連携等の強化を図る。あわせて、関係業界団体等と連携した共同研究も積極的に推進する。	いては、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。あわせて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。	ては、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。 ・関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進しているか。	「社会労働衛生研究グループ」において、国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会分野の調査研究を過労死等防止調査研究センターと共同で実施し、研究成果は、過労死等の概要や政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況を国会に毎年報告を行う年次報告書として過労死等防止対策白書に反映されている。		
	エ 化学物質の危険性及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施すること。	エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施する。	エ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、労働安全衛生総合研究所に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、	・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、労働安全衛生総合研究所に設置した化学物質情報管理研究センター（以下「化学物質センター」という。）において、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、			

	オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備、活用等に取り組むこと。 (3) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその	オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。 (3) 国際貢献、海外への発信 海外の制度やその運用状況が、国内の労働	国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進する。 また、改正された化学物質の自律的管理に係る法令の施行に向けて、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデルSDS作成等の技術的側面からの支援を実施する。 オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースについては、データベースの項目精査や精度管理を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組む。 (3) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関	危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進しているか。 ・改正された化学物質の自律的管理に係る法令の施行に向けて、事業者に対する情報発信、GHS 分類・モデル SDS 作成等の技術的側面からの支援を実施しているか。 ・予防医療、病職歴及び両立支援データベースについては、データベースの項目精査や精度管理を行うとともに、勤労者に係る生活習慣病等の予防医療対策や両立支援等に関する研究、開発などの活用に取り組んでいるか。 (3) 国際貢献、海外への発信	化学物質の自律的な管理に向けて必要な体制の整備、濃度基準値の制定に係る根拠資料の検討及び、危険有害性情報の揭示に係る検討を行い、専門的知見による検討結果などの行政施策を技術的側面から支える情報を提供した。 システム更新を経て令和5年3月に稼働した予防医療データベースについては、令和6年度も引き続きデータ集積を行った。 令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を開始し、令和6年度は新たに569件登録を行った。 病職歴データベースに集積したデータ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。また、当該委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、「労災疾病等医学研究普及サイト」に掲載した。 (3) 国際貢献、海外への発信		
--	--	--	---	---	---	--	--

	他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。	安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。 このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。	し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。	ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。 また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度	・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。 ・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取組は以下のとおり。 ・ NIOEH-JNIOOSH collaboration seminars on measurement and management of occupational noiseを共催した（令和6年9月25～26日、ハノイ、ベトナム）。 ・ 第20回日EUシンポジウム（日本とEUとの雇用・労働分野における定期意見交換会）準備会合への出席、発表及び出席者間の討議への参加（ベルギー（ブリュッセル）及びスペイン（ビルバオ）、令和6年10月1日～6日）。 ・ 化学物質管理に係る専門家検討会に参加した（令和6年5月7日、6月10日、6月24日、8月5日、9月30日、11月11日、12月23日、令和7年1月21日、2月10日）。 ・ 国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。 海外の技術、制度等に関する情報提供は以下のとおり。		
--	--------------------------------------	--	--	---	---	--	--

			等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。 イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。 ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。 さらに、アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有す	する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。 ・最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。 ・世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を推進しているか。 ・アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技	・Sheffield Group Meeting2024 (Warsaw, Poland)へ参加し、欧米諸国の安全研究機関長との意見交換を行った(令和6年9月8日～11日)。 ・KOSHA (Korean Occupational Safety and Health Agency、韓国産業安全衛生公団)、OSHRI (Occupational Safety and Health Research Institute、韓国産業安全保健研究院)へ訪問し、意見交換を行った(令和6年9月24日～25日)。 国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。 和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。 令和5年7月26日にWHO労働衛生協力センターとして再指定された（指定期間は4年間）。今期の委託事項は次の2テーマであり、安衛研の研究員がそれぞれ担当している。 ① 医療従事者の労働安全衛生プログラムの開発と実施のためのWHOの取り組み能力構築支援 ② 顧みられない騒音の問題と騒音測定方法に関するWHO活動への情報提供 関連して以下の活動を行っている。 ・第13回労働衛生に関するWHO協力センター国際ネットワーク会議（GNWCCOH）に参加した(モロッコ・マラケシュ、令和6年4月28日～5月4日)。 ・日韓蒙のWHO協力センターとモンゴル呼吸器学会による「職業性肺疾患：アスベスト関連疾患国際会議」に参加するとともに、職場環境改善のためのチェックリストの使い方のレクチャーを実施した(オンラインワークショップ、令和6年7月1日)。 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）からの依頼を受け、インドネシア、ヨルダン、トルコ、カザフスタン、ブータン行政官等の中央労働災害防止協会への研修協力として見学を受け入れた。		
--	--	--	---	--	---	--	--

	（４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。 （５）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。	（４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。 （５）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。	る診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。 （４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。	術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。 ・研究評価の厳正な実施と評価結果の公表 研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。	（４）研究評価の厳正な実施と評価結果の公表 研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で厳格に実施した。また、令和6年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、令和5年度の評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページに公表した。 研究者が自身の研究に対する評価に納得感が得られるよう、安衛研究部会における評価の結果や評価委員のコメントを研究者にフィードバックすることで今後の研究活動に資するよう促すとともに、優秀な研究については、理事長表彰（令和6年9月3日実施）を行っている。 また、研究者の裁量で研究計画が立案でき、将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究の位置づけである基盤的研究という枠組みで意欲的に挑戦できる機会の提供を行っているほか、研究者の希望に応じて機構内他施設の研究者等との協働を機構本部が仲介する等、新たなチャンスを提供できるようにしている。 令和6年度は、プロジェクト研究（7課題）、協働研究（3課題）、行政要請研究（2課題）の事前及び事後評価を実施した。また、協働研究（1課題）の中間評価を実施した。		
--	---	---	--	---	--	--	--

	ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。	ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献する。	ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に貢献しているか。		ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。 主な内容は以下のとおり。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）の第3の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、JILPT 等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っており、過労死等事案の解析結果等が過労死等防止対策白書に掲載された。 労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は13件（目標値 10件、達成度 130.0%）であった。主な内容は以下のとおり。 ○ 制定、改正等を行った法令、通達等 ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する問答について」（令和6年4月5日付け事務連絡） ・「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」（令和6年厚生労働省告示第196号） ・「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」（令和6年5月8日付け技術上の指針公示第26号） ・労働安全衛生規則第36条の一部の改正（令和6年6月12日付け基発0612第22号） ・「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等（医師の働き方改革関係）における運用上の留意事項について（令和6年4月1日付け事務連絡）の参考資料として提供された。 ・長時間労働医師に対する面接指導に関する研修の実施について（令和6年7月29日付け事務連絡）に成果が活用された。 ・「新型コロナウイルス感染症COVID-19 診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント（第3.1版）」の周知について（令和7年2月26日付け事務連絡）		
	イ 調査及び研究の成果並びにモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、労働者	イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表	・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。	イ 学会発表等の促進 労災疾病等研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。（学会発表：国内 15件、国外 1件、論文：国内 6件、国外 4件） 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表（WEBを含む。）、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進し、令和6年度は口頭発表251件、論文発表183件、学会等における受賞32件であった。 受賞例は以下のとおり。			

	の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。	を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図る。	積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図る。	・プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果の広報を図っているか。	○ 「粉体貯蔵設備で発生する静電気危険性の新たな評価手法と複数の接地金属棒による充てん粉体の除電効果についての検討」（令和６年度消防防災科学技術賞消防防災科学論文賞優秀賞）等 消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰する制度。 受賞対象となった論文は、粉体貯蔵設備内に取り付けた複数の接地金属細棒が高エネルギー放電の発生を抑制することを明らかにしたもので、実規模サイロを用いた実験及び数値計算によりその有効性を明らかにした点が高く評価された。 令和５年度に研究が終了したプロジェクト研究２課題について、広く関係労働安全衛生機関及び産業界へ研究成果を広報することを目的として、特別研究報告（SRR）を発行し、共同研究を行っている大学、業界団体等に送付した。 また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研ホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。 ウ 調査及び研究成果情報の発信 労災疾病等研究の成果については、調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」について、前年度までに研究等が終了し、普及活動を行った２テーマについて研究成果報告書を掲載した。また、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）、安衛研メールマガジン（事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等が対象）において「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報を実施し、企業、個人等からの当機構ホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。 以下の調査及び研究の成果を安衛研ホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」（年６回発行） ・和文学術誌「労働安全衛生研究」（年２回発行） ・特別研究報告等の掲載論文 ・技術資料 等		
--	---	---	--	--	---	--	--

			所においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。 ② メールマガジンを毎月1回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。 ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。	いては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。 ・令和5年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともにメールマガジンを毎月1回発行し、労働安全衛生総合研究所の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報しているか。 ・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っている	「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を安衛研ホームページ及びJ-STAGE（化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構）で公開した。 YouTubeのJNIOOSHチャンネルにて実験動画等を55本公開した。 研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかに安衛研ホームページに掲載した（なお、イベントの開催は参加しやすい等を考慮しオンラインでも開催した。）。 令和5年度労働安全衛生総合研究所年報を令和6年12月19日に発行した。 メールマガジン（安衛研ニュース）は毎月1回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。 「令和5年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究調査報告書」、「建築物の解体工事における外壁倒壊の防止対策」を取りまとめ、安衛研ホームページでも公表した。 一般誌等に110件の論文、記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。 主な論文、記事は以下のとおり。 ・「事故におけるヒューマンエラーの分類とその対策」（SE RePort、総合安全工学研究所） ・「破面解析と機械学習の融合研究」（ボイラ研究、一般社団法人ボイラ協会） ・「Power BIを用いた労働災害データ可視化事例」（安全衛生コンサルタント、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会） ・「SDSを学ぼう」（安全衛生のひろば、中央労働災害防止協会）		
--	--	--	---	---	---	--	--

		④ 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催し、中期目標期間中、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点以上の評価を得る。 ⑤ 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行う。 また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、	エ 講演会等の開催 ① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催する。 さらに、労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。 ② 労働安全衛生総合研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介並びに研究施設の公開を行う。 また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、	か。 ・職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する安全衛生技術講演会を開催しているか。 ・労働災害防止団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設けているか。 ・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対	・「過労死等研究の今後の方向性」（医学のあゆみ、医歯薬出版株式会社） ・国内テレビ局等からの取材20件に協力した。 主な取材は以下のとおり。 ・物流ウィークリー「どうしてなくなるのかフォークリフトの労働災害」（令和6年10月10日） ・働く現場の熱中症最多 命守る取り組みは（NHKテレビ ニュース7・ニュース9、NHK News WEB） ・「つながらない権利」について（読売新聞） ・事故直後の作業員健康影響調査（朝日新聞） エ 講演会等の開催 令和6年度の安全衛生技術講演会を令和6年9月26日に開催した（参加しやすさを考慮しオンライン開催）。講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施し、平均点は2.5点であり、目標値（平均点2.0点以上）を上回った。 中央労働災害防止協会主催の「第83回全国産業安全衛生大会」（令和6年11月14日～15日）にて発表を行った。 令和6年度の安衛研の一般公開は、4月17日に清瀬地区（対面式）、2月27日に登戸地区（対面式、2月3日～3月7日オンライン）で開催し、清瀬地区138名、登戸地区42名（対面式）、994名（オンライン）の参加があった。 東京労働局、労働基準局インターンシップ、安全衛生部若手職員、JICA研修、建災防など国内外の労働安全衛生関連機関及び団体からの研究施設の見学希望に対応した。		
--	--	---	---	--	--	--	--

	その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 エ 知的財産の活用促進 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。 （６）労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知 労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。 安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明する	その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 オ 知的財産の活用促進 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。 （６）労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知 労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行う。 安全衛生の取組の効果について、厚生労働省と協議しつつ、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防	しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。 ・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。 ・労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行っているか。 ・安全衛生の取組の効果について、厚生労働省と協議しつつ、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基	オ 知的財産の活用促進 研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和６年度末時点では、保有登録特許件数は16件、特許出願中は８件となっている。令和６年度中に開放特許情報データベースに登録したものはないが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等は安衛研ホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。 （６）労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知 労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うため、分析結果を厚生労働省に報告した。 労働災害事例10件、ヒヤリハット事例10件、化学物質による労働災害事例20件を作成した。労働災害事例は厚生労働省の依頼により農業関連での事例を追加した。 「職場のあんぜんサイト」において、労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計データの活用促進を図ることを目的に、令和４年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表示ページを公開した。		
--	--	--	--	---	--	--

	とともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化すること。	とともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。	止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化する。	づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化しているか。	(7) 化学物質の自律的管理への支援 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデルSDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。 「職場のあんぜんサイト」において、GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報と濃度基準等の更新、皮膚等障害化学物質とがん原性物質の公開、安衛法名称公表化学物質を掲載した。 基盤的研究「化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討：経皮吸収物質含有製品を対象にした方法」として手袋透過性を評価するため、シンナーに含まれる物質について簡易測定法及びJIS法で使用する耐透過性試験セルを用いての検討を進めている。 地方公共団体に対して、化学物質管理法令改正に係る啓発（広報誌への掲載等）を行うとともに、安衛研ホームページのポータルサイト「ケミサポ」のリニューアルを行い、初心者向けのデジタルブック「働く人の化学物質管理ABC」第2～5巻を新たにリリースするなど、事業場における化学物質管理の支援を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

	また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援すること。	また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。	また、小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援する。	・小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援しているか。	化学物質管理者専門的講習（7回）、保護具着用管理責任者講習の講師（3回）、職場の化学物質管理改正に係る都道府県労働局、事業者・業界団体、関係自治体等への説明・広報活動（30回）を行った。また、厚生労働省のホームページ等で公開されている業種別マニュアルの作成に参画するとともに、建災防で講演して、マニュアルの活用・普及に努めている。		
--	--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：002454、018824

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
依頼元の評価（計画値）	2.0点以上	－	2.0点						予算額（千円）	88,743				
依頼元の評価（実績値）	－	2.8点 （前中期目標期間平均値）	2.9点						決算額（千円）	78,089				
達成度	－	－	145.0%						経常費用（千円）	78,824				
									経常利益（千円）	△3,345				
									行政コスト（千円）	78,851				
									従事人員数（人）	3				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5 労働災害の原因調査の実施	5 労働災害の原因調査の実施	5 労働災害の原因調査の実施	<主な定量的指標> ・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。	5 労働災害の原因調査の実施	<評定と根拠> 評定：A 主な定量的指標である、依頼元の評価は、厚生労働省等からの依頼に基づき、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果を報告できていることにより、所期の目標を上回る成果が得られている。 なお、質的な成果として、災害調査結果を体系的に整理したデータベースの分析を基に、再発防止対策の提言及び災害防止のための研究への活用等を行っている。 以上、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていることを踏まえ、Aと評価する。	評定 A <評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況について、災害調査報告及び鑑定結果報告にかかる依頼元からの評価において平均2.0点以上の評価を得ることを目標としていたところ、平均で2.9点の評価を得ており、達成度は145%であった。これは、行政機関等からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣して調査が行われ、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果・報告がなされている結果であると考えられ、高く評価できる。 また、災害情報のデータベース化と当該データベースを用いた災害情報の整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用等を行っているほか、「職場のあんぜんサイト」や安衛研ホームページ等を通し、災害情報について広く一般に周知を行っていることも高く評価できる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定をAとした。	
						<課題と対応> ー	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見) ・データベースの公表方法について、生成AIの活用を含めデー	

	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2の規定に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。 また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省におけ	労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。		＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞			タへのアクセスのしやすさが向上すれば、これまでの蓄積が生かせると考える。【加藤構成員】 ・ リサーチするだけではなく、それをどう周知していくかということにも、力を入れていただきたい。【安井構成員】 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	--	--	--	---

	る捜査状況及び企業の秘密や個人情報保護の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。	(1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。	(1) 厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。	・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告しているか。	災害調査(10件)、鑑定・捜査事項照会等(以下「鑑定等」という。)(9件)のほか、行政機関等からの意見照会等(2件)について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。 ○ 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和6年度内に報告が終了したものは8件であった。また、令和6年度末時点で実施中の災害調査は8件である。 ○ 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和6年度内に回答が終了したものは3件であった。また、令和6年度末時点で実施中の鑑定等は7件である。 ○ 行政機関等からの意見照会等 令和6年度に新たに着手した行政からの意見照会等は2件であった。なお、令和6年度末時点で実施中の意見照会等はない。 ○ 災害分析等 令和6年度に厚生労働省から受け取った計958件(紙資料19件を含む。)の災害調査復命書をデータベースに登録するとともに、紙資料についてはPDF化した上でサーバー内のフォルダに格納し、データベースとのリンク作業を行った。さらに、令和6年度と過年度受取分の復命書(平成16年から令和5年の計6,226件)について分析を行い、その結果を令和7年1月に安全課へ報告した。 ○ 災害調査等のアンケート調査 災害調査、鑑定等の結果を報告した13件のうち行政機関等からの意見照会を除く11件について、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数8件の平均点は2.9点となり、目標を大きく上回る評価を得た。 厚生労働省等依頼元からは、「科学的見解や根拠がわかり、当該災害の理解が深まった」、「日常生活の中の潜在的な危険性について知見を深めることができ、今後、事業場等への指導を行う際の参考となる貴重な機会となった」等の回答を得た。 災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。 また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が活かされる災害調査等を実施している。		
		(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、第4期中期目標期間において整備	(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した	・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急			

		した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 （３）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。	緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 （３）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。 また、災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討する。	時も含めた連絡体制を引き続き維持しているか。 ・厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。 ・災害原因等の要因解析をより深化させるための方策を検討しているか。	労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行った。 報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。 令和６年度に実施した「岐阜県多治見市内の山岳トンネル建設工事現場で発生した肌落ち災害」の調査に関連して多治見労働基準監督署長が主催するトンネル工事災害防止講習会において、当研究所研究員が説明を行った（令和６年９月18日）。 「岐阜県中津川市内のトンネル工事現場で発生した落盤災害」（令和３年度調査を実施）について、本災害は、山岳工法によるトンネル建設工事において、機材運搬用のずい道の掘削作業中に切羽上部の土砂が崩落し、作業員２名が死傷した。現地調査等の結果、ロックボルト（発破等で緩んだ岩塊を緩んでいない地山に固定し、落下を防止する。）が打設されていなかったことが判明。また、採取した試料が亀裂を多く有していたことから、肌落ち箇所及び周辺の岩盤は発破によるダメージを受けていたと推察された。本災害は、遅れることなく適切にロックボルトを打設できるような計画となっていなかったこと、ロックボルトが打設されていない切羽に立ち入ったことにより災害が発生したと考えられた。施行者は毎回の施行サイクルの中で、補助ベンチの有無に関わらず、遅れることなく適切にロックボルトを打設できるよう環境（適切な断面形状、ドリル・ジャンボ、ガイドシェルの選定等を含む。）を整備することの重要性を報告した。その災害調査報告書の内容が、令和６年３月に「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに反映されるとともに、令和６年６月に厚生労働省の災害防止の具体的な措置が記載されたパンフレット「山岳トンネル工事における肌落ち災害を防止しよう」にも活用された。		
		（４）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について	（４）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について	・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について	令和５年度から厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の運営を移管された。令和６年度には労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計データの利用促進をはかることを目的に、令和４年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表示ページを公開した。グラフ化にはMicrosoft Power BIを使用している。また、労働災害事例に関する情報発信については、死亡災害データベース並びに労働災害（死傷）データベースの利活用促進のため、災害発生状況データの頻出語を可視化するページを公開した。可視化にはMicrosoft Power BIを使用している。 災害調査報告書から以下の４件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。 ① 「強風による移動式クレーンの転倒災害」 本災害は荷（コンクリート片飛散防止用のシャッター）が移動式クレーン前方側からの向かい風（最大瞬間風速14m/s）にあおられて、移動式クレーンの前方アウトリガーが		

		て、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。	、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら労働安全衛生総合研究所のホームページ等で公表等を行う。	て、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら労働安全衛生総合研究所のホームページ等で公表等を行っているか。	浮き、移動式クレーンが転倒した。アウトリガーは最大限張り出すこと、荷をつったまま運転席から離れないこと、強風のためクレーンに係る作業の実施について危険が予想される場合は作業を中止すること等の再発防止対策を報告した。 ② 「トンネル工事における型枠支保工の崩壊災害」 本災害はトンネル工事において、流動化処理土を打設中に型わくが崩壊したことにより型わく下部から流動化処理土が流出し、型わく近くに設置されていたわく組足場が倒壊した。当日、現場において計画変更があり、計画変更後に適切な型わくの強度計算がされず、当初計画よりも斜材等の設置数が少なかったこと、斜材の強度不足により斜材が変形したことでわく組足場が倒壊したと考えられる。計画変更した場合は、適切な型わくの強度計算を行うこと、斜材が座屈等の変形をしないようにすることの必要性を報告した。 ③ 「溶接中に発生した作業場火災の災害」 本災害はクランプによって溶接機の溶接電流が母材以外（ビニル被覆金属製可とう電線管等）にも一定時間連続して流れ続けた結果、電線管のビニル被覆等から断熱材（硬質ウレタンフォーム）に着火し、火災に至った。溶接機の母材側配線（帰線）は原則として直接電流で接続すること、プラスチック系発泡断熱材を使用した既存の施設で工事を行う場合は、全ての労働者に可燃性の断熱材の存在と危険性を認識させておくこと等の必要性を報告した。 ④ 「有機染料工場で発生した急性メトヘモグロビン血症に関する災害」 本災害は染料である黒色有機染料アニリンブラックを製造する工場において、被災作業者が電動グラインダーを用いて廃棄木材を切断した後、体調を崩し、救急搬送先の病院にてアニリン中毒及び急性メトヘモグロビン血症と診断された。現地調査等の結果、アニリンブラックが大量に付着しているL型軽量鉄骨及び廃棄木材を手持ち電動グラインダーで切断したことにより、摩擦熱で砥石表面の温度が上昇(180度以上)した結果、ガス状のアニリン（メトヘモグロビン血症発生の原因物質の一つ）が発生した。また、被災者は防毒マスクではなく、防じんマスクを着用していたため、アニリン等の化学物質にばく露した可能性が高いと考えられた。部材の切削作業を行う場合には、被切削物の材質及び作業に適した工具・保護具を選定・使用することの重要性を報告した。		
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 4 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018824

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前 中期目標期 間平均値 等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
										予算額（千円）	1, 037, 739			
										決算額（千円）	789, 428			
										経常費用（千円）	610, 842			
										経常利益（千円）	77, 310			
										行政コスト（千円）	670, 038			
										従事人員数（人）	26			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	6 化学物質の有害性調査の実施	6 化学物質の有害性調査の実施	6 化学物質の有害性調査の実施	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・OECD ガイドライン等に基づき試験を円滑に実施すること。 ・試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。 ＜評価の視点＞ ・化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、厚生労働省と協議しつつ、令和6年度から新たに労働安全衛生総合研究所に設置する有害性試験研究領域の業務の詳細について検討を進め、有害性調査を実施するための体制を整備する。 ・短期の吸入試験及び経皮試験	6 化学物質の有害性調査の実施	＜評定と根拠＞ 評定：B 本評価項目について、定量的指標は設定されていないが、主な定性的指標のうち、OECD ガイドラインに基づく試験の実施は、令和7年度から開始する短期吸入試験・経皮試験の実施に向け、OECD ガイドラインに基づいて試験の体制整備及び試行試験等を進めており、目標の水準を満たしている。また、試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究を行い論文等として公表することは、発がん性等の In silico 及び In vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法の検討やマイクロミニピッグ等を用いた新たな試験法の開発の検討を進めており、目標の水準を満たしている。	評定	B
	化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。	化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施するための体制を整備する。	化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、厚生労働省と協議しつつ、令和6年度から新たに労働安全衛生総合研究所に設置する有害性試験研究領域の業務の詳細について検討を進め、有害性調査を実施するための体制を整備する。	・化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、厚生労働省と協議しつつ、令和6年度から新たに労働安全衛生総合研究所に設置する有害性試験研究領域の業務の詳細について検討を進め、有害性調査を実施するための体制を整備しているか。	令和7年度当初からの短期吸入試験・経皮試験の本試験の実施に向けて、厚生労働省と協議しつつ、被験物質の選定のほか、試験の体制整備、試行試験等を行った。 また、短期毒性試験(吸入)及び短期毒性試験(経皮)の標準操作手順書の作成、工程間の標準操作手順書の整合性の検討及び修正を実施した。		＜評定に至った理由＞ 定量的な指標は設定されていないところ、定性的な指標である OECD ガイドライン等に基づく試験の実施については、令和7年度当初からの短期吸入試験・経皮試験の本試験の実施に向けて、厚生労働省と協議しつつ、被験物質の選定のほか、試験の体制整備、試行試験等がおこなわれており、目標の水準を満たしていると認められる。 また、同じく定性的な指標である試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究の実施と公表については、発がん性等の In silico 及び In vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法の検討やマイクロミニピッグ等を用いた新たな試験法の開発の検討が進められており、目標の水準を満たしていると言える。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたことから評定をBとした。	
	短期の吸入試験及び経皮試験	短期の吸入試験及び経皮試験	短期の吸入試験及び経皮試験	・短期の吸入試験及び経皮試験	「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月厚生労働省)を踏まえて厚生労働省と協議し、今後は発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS(化学品		＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。

	を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。 また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。 さらに、有害性調査の成果の普及については、積極的に論	を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。 また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行う。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む。 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学	を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施できるように準備を進める。 また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行う。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む体制を整備する。 化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学	を中心に、国際的な基準である OECD ガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）第 58 条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施できるように準備を進めているか。 ・試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行っているか。 ・短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化を図るための調査及び研究に取り組む体制を整備しているか。 ・化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学	の分類および表示に関する世界調和システム）分類に当たり不足する有害性情報の調査を行うため、OECD ガイドラインなどに基づき、動物愛護にも留意しつつ計画的に短期間での吸入試験や労働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施することで準備を進めた。 試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。 主な取組は以下のとおり。 ・動物実験は行わず、発がん性等の In silico 及び In vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法を検討した。 ・協働研究や外部競争的研究において、大型動物を用いた職業性肺疾患に関する疾患機序/疾患微小環境について分子生物学的解析を実施することで、疾患特異的な細胞の探索から新たな試験法の開発を検討した。 ○ 協働研究 「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」では、新たに肺の解剖学的な弱点を克服したブタ（大型動物）を用いた呼吸器毒性の評価系開発のため、有機化合物を用いて検討した結果、ラットでは見出せなかったヒトに類似した広義間質線維化病変を「ブタ肺」で明らかにすることに成功した。 ○ 文科省科研費研究 「1細胞解像度で紐解くじん肺アトラスの創出(基盤研究 B)」 「粉塵誘発性肺疾患の ILA 概念による再定義無機粉（基盤研究 A）」では無機粉じんを用いて検討した。 「ブタとシングルセル解析で挑む MWCNT 肺疾患の病態解明（基盤研究 B）」では多層カーボンナノチューブを用いて検討した。 ○ 労災疾病臨床研究 「石綿関連疾患の治療法開発に貢献する新規疾患モデル開発についての研究」ではアスベストを用いて検討した。 ・発がん性試験等の結果については、学会発表等を行い、成果の普及を図っている。 ・哺乳類における呼吸細気管支と小葉構造の比較解剖学の研究が「Journal of Toxicologic Pathology 49（8）令和 6 年 1 月」に掲載された。 ・メタクリル酸ブチル発がん性論文（J.Toxicol.Sci. 2023. 48(5) :P. 227-241.）及び JBRC	以上、目標の水準を満たしていることを踏まえ、B と評価する。 ＜課題と対応＞ —	
--	---	---	--	--	--	--	--

	文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。	会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。	会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。	会発表等により積極的に論文として公表しその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めているか。	報告書の内容について、WHO 国際がん研究機関「IARC Monographs on the Identification of Carcinogenic Hazards to Humans Volume 133」における発がん性分類（2B）の根拠として使用され、令和6年7月にオンライン掲載された。 ・アントラセン発がん論文 (Environmental Toxicology. 2023 38, 709–721) 及び JBRC 報告書の内容について、WHO 国際がん研究機関「IARC Monographs on the Identification of Carcinogenic Hazards to Humans Volume 133」における発がん性分類（2B）の根拠として使用され、令和6年7月にオンライン掲載された。 ・2-ブロモプロパン発がん性論文（Journal of Occupational Health. 2023 65(1), Scientific Reports. 2023 13, 1782）及び JBRC 報告書の内容について、WHO 国際がん研究機関「IARC Monographs on the Identification of Carcinogenic Hazards to Humans Volume 133」における発がん性分類（2A）の根拠として使用され、令和6年7月にオンライン掲載された。		
--	---	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－7	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【困難度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。 また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018825

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
専門的研修等 実施回数 （計画値）	5,300 回以上	－	5,300 回					予算額（千円）	6,540,365					
専門的研修等 実施回数 （実績値）	－	5,043 回 （前中期目標期 間(R2 を除く。） 平均値）	5,790 回					決算額（千円）	5,997,197					
達成度	－	－	109.2%					経常費用（千円）	5,910,455					
相談対応件数 （計画値）	130,000 件以上 （産業保健総合 支援センター及 び地域産業保健 センター）	－	130,000 件					経常利益（千円）	27,127					
相談対応件数 （実績値）	－	133,115 件 （前中期目標平 均値）	140,164 件					行政コスト（千円）	5,911,321					
達成度	－	－	107.8%					従事人員数（人）	120					
個別訪問支援 件数	3,000 件 以上（産業保健 総合支援センタ ー）	－	3,000 件											
個別訪問支援 件数		3,359 件 （R5 実績）	3,985 件											

	(実績値)													
	達成度	—	—	132.8%										
	研修利用者の 有益度 (計画値)	90%以上（平均）	—	90%										
	研修利用者の 有益度 (実績値)	—	94.3% (前中期目標期間平均値)	93.8%										
	達成度	—	—	104.2%										
	相談利用者の 有益度 (計画値)	90%以上（平均）	—	90%										
	相談利用者の 有益度 (実績値)	—	96.0% (前中期目標平均値)	96.4%										
	達成度	—	—	107.1%										
	具体的な改善 割合 (計画値)	80%以上（研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等からの評価平均）	—	80%										
	具体的な改善 割合 (実績値)	—	82.9% (前中期目標期間平均値)	84.3%										
	達成度	—	—	105.4%										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<主な定量的指標> ・専門的研修等を年間 5,300 回以上実施すること。 ・産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とすること。 ・産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とすること。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。 ・研修、相談又は指導を行った産	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<評定と根拠> 評定：A 主な定量的指標である、専門的研修等実施回数、相談対応件数、個別訪問支援件数、研修利用者の有益度、相談利用者の有益度及び具体的な改善割合は、それぞれ所期の目標を達成している。 なお、中期目標で【困難度：高】の根拠とされている小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことに対しては、利用者の利便性向上のため、電子（WEB）会議システムを積極的に活用した専門的研修、相談対応の実施により、利用者のニーズを踏まえた産業保健サービスを提供すること	評定 A <評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、1点目の事業場における産業保健活動の促進及び産業保健関係者育成のための、メンタルヘルス、過重労働等の労働災害防止計画の重点事項をテーマとした専門的研修について、5,300 回以上開催することを目標としていたところ、令和6年度中に 5,790 回開催し、達成度は 109.2%と目標を達成している。また、本研修の受講者に対する有益度調査において、受講者の 90%以上から有益である旨の評価を得ることを目標としていたところ、実績は受講者の 93.8%から有益であった旨の評価を受け、達成度は 104.2%であった。研修の実施に当たって、国の重要施策に関する研修のほか、アンケート結果を踏まえ地域ごとの特性に応じた研修テーマの設定を行っていることが高い有益度につながっていると考えられ、取組について評価できる。 産業保健総合支援センター（以下、「産保センター」という。）及び地域産業保健センター（以下、「地産保」という。）における事業者、産業保健関係者及び小規模事業場の労働者等からの専門的相談については、年間 130,000 件以上の対応件数とすることを目標としていたところ、実績は 140,164 回で達成度は 107.8%であった。また、本相談利用者に対する有益度調査では、利用者の 90%以上	

				業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産	長時間労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑な実施のための対応、事業場における治療と仕事の両立支援等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、積極的に電子（WEB）会議システムを活用することで利用者の利便性向上を図り、事業場における産業保健活動の支援に努め、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。 厚生労働省、日本医師会、当機構、産業医学振興財団が主催となり、産業保健活動推進全国会議を開催した。 機構から、理事長及び産業保健担当理事が出席したほか、産業保健総合活動支援事業に関する活動事例報告においては、産保センターのメンタルヘルスの取組、産業医の産業保健活動のレベルアップの取組、地域産業保健センター（地産保）の活動状況について報告を行った。また、「産業保健総合支援センターにおける産業医向け研修について」をテーマとして、シンポジウムを行った。	ができている。なお、当該事業の実施に当たっては、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるよう絶えず連携の強化に努めている。また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援について、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等多くの関係者間の連携が必要なことに対しては、両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を計65回、両立支援コーディネーターが情報共有・交流を図る場としての交流会を計39回開催している。 以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Aと評価する。	から有益である旨の評価を得ることを目標としていたところ、実績は利用者の96.4%から有益であった旨の評価を得ており、達成度は107.1%であった。件数及び有益度の目標についていずれも達成していることから評価できる。 定量的指標のメンタルヘルス対策に係る戸別訪問支援件数については、3,000件の実施を目標としていたところ、3,985件の支援が実施されており、達成度は132.8%である。産保センターや地産保を紹介する動画の配信や、新聞の朝刊（全国版）への広告掲載等の周知の実施により、産保センター等の認知度向上及び産業保健サービスの利用促進を推進したことが目標を上回る件数に繋がっていると考えられ、高く評価できる。 5点目の研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等へのアンケートにおける事業場への具体的な改善事項があったとする回答割合については、目標が80%であったところ、実績は84.3%で達成度は105.4%であった。本指標は、産業保健関係者及び事業者等に対して、どれだけ効果的な支援が行われているかを把握するものであり、それが目標を上回る水準となったことについて評価できる。 その他、本部に産業保健ディレクター（2名）を配置し、さらにアドバイザー産業医（9名）の委嘱等を本部が行うことにより、各産保センター、地産保の活動について、本部が支援できる体制を整備していることが認められた。
	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第14次労働災害防止	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立支援について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第14次労働災害防止	産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第14次労働災害防止計画」（令和5年3月27日公示）に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産				

	計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。 （１）産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける産業医研修を実施すること。	計画（令和５年３月２７日公示）に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。 （１）産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける産業医研修を実施する。	業保健機能の充実及び強化を図る。 （１）産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の充実を図っているか。	（１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産保センターで実施する産業医研修について、集合研修においては産業医の能力向上や事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修に加え職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。 また、引き続き本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本事業のアウトカム調査、調査研究選考、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地からの的確な助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保センターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価（受講者からの有益であった旨の評価 93.8%）を受けた。	＜課題と対応＞ －	産業保健活動総合支援事業については、 ・多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等のため、地域の医師会等関係機関との連携を強化すること ・疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援について、社会における取組への理解の推進と、それに向けた病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の連携を強化すること について困難度が高いことから、目標策定時において【困難度：高】としていた。 この点、関係者との連携強化に向け、各業界のニーズ調査を踏まえ、労働局、労働基準監督署と連携した事業主への産保センター及び地産保の活用呼びかけ、インターネット、新聞広告、ラジオ広告、メールマガジン等の各媒体を通じた情報発信により、新規利用者の活用促進に努めている。さらに、産業医、産業看護職や事業主を対象とする各種の研修や相談対応に当たっては、電子（WEB）会議システムを積極的に活用し、利用者のニーズを踏まえた産業保健サービスの提供に努めていることが認められる。 以上の点を踏まえ、指標に対する達成度は120%を下回っているが、定量的指標の目標値の達成度
--	--	---	---	---	----------------------	---

	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 なお、嘱託産業医に対する研修については、研修テーマの設定やカリキュラムの作成に当たり、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 なお、受講者の利便性等を鑑み、オンデマンド配信を含む電子（WEB）会議システム等を活用した研修を積極的に実施する。	・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。	なお、併せて受講者にアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ地域ごとの特性に応じた研修テーマの設定等に活用した。 ○ アンケート結果等で受講者から要望が多かったテーマ ・常に需要が多いテーマ：メンタルヘルス関連 ・社会状況により関心が高いテーマ：治療と仕事の両立支援 ・法令改正により関心が高いテーマ：化学物質管理 ○ 要望を元に設定した研修テーマ ・長時間労働者、高ストレス者の面接指導の方法と意見書作成 ・治療と仕事の両立支援と法 ・労働安全衛生法の新たな化学物質規制と対応 イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施 産保センターでは、産業医の他にも、産業看護職や衛生管理者等の産業保健関係者を対象とした研修を実施している。当該研修においても、実践的な研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。 また、引き続き本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本事業のアウトカム調査、調査研究選考、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地からの的確な助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保センターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価（受講者からの有益であった旨の評価 93.8%）を受けた。（再掲） ○ 研修テーマ例は以下のとおり。 ・産業看護で活かせる動機付け面接～基礎編～ ・衛生管理者・衛生推進者のスキルアップ研修会＆交流会 ・労働衛生担当者における労働衛生の推進		が全て 100%以上であり、困難度「高」に設定されている主旨を鑑みた取組も適切に実施されていること、その他評価できる取組が実施されていることから、評定を 1 段階引き上げ A とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	--	--	---

	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。 ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用する。 また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などに	その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用しているか。 ・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて	ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備 本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を2名配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。 また、引き続き登録産業医及び登録保健師が事案の対応に苦慮した際に専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医（計9人）を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制（月10～15日程度、2～3時間程度）を構築した。相談対応については、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用した。 アドバイザー産業医活用の具体例は以下のとおり。 Q（産業医） メンタルヘルス不調に係る面談を行ったが、その後の経過が気になるケースがある。経過報告や再接触等を要求すべきか。 A（アドバイザー産業医） メンタルヘルス不調の場合、経過が重要となるため、是非要求すること。 産保センター5施設（新潟、石川、静岡、広島、福岡）において、産業医の資質向上、連携強化、産業医活動の活性化を目的に、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業について、以下のとおり取組を行った。 ○ 新潟産業保健総合支援センター 新潟県上越地区6郡市医師会に対し、医師会の協力の下、情報交換会の実施や産業医活動の内容、産保センターに関するニーズ等を内容としたアンケート調査を実施した。また、「新潟県産業医検索システム」を開設し、産業医名簿を公表した。 ○ 石川産業保健総合支援センター 産業医研修用テキストの作成、ドローンで撮影した動画を教材として使用した産業医職		
--	--	---	---	---	--	--

		について検討する。	について検討する。	検討しているか。	場巡視研修会等を実施した。また、産業医の産業保健活動のレベルアップを目指し、「職場のポジティブメンタルヘルス：ワーク・エンゲイジメントに注目して」をテーマとした特別研修会を開催した。 ○ 静岡産業保健総合支援センター 地域の事業所の協力の下、職場巡視研修会（実地）、「知っておきたい産業医の活用の仕方」をテーマとした事業所向け研修会等を実施した。また、嘱託産業医との契約を希望する事業場と産業医のマッチングを行った。 ○ 広島産業保健総合支援センター 産業医活動を行いたい産業医と産業医を求める事業場との円滑なマッチングを図るため、「事業場と産業医をつなぐマッチングサイト」を継続して運用し、双方からのコンタクトの場を提供した。また、産業医同士の連携を図る機会を設けるため、同サイト内の「産業医コミュニティ広場」を産業医と事業場が直接コンタクトできるよう改修した。 ○ 福岡産業保健総合支援センター 本事業専用の「福岡産業医ネットワーク」ホームページを継続して運用し、メーリングリスト登録受付、過去の研修会の動画配信等を実施した。また、「治療と仕事の両立支援事例検討会」を開催し、嘱託産業医が両立支援の演習を行った。 （２）事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。		
	（２）事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。	（２）事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、産業保健総	（２）事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。	・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。	事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策である「化学物質の自律的管理」、「働く女性の健康支援」、「行動災害の予防対策」や、常にニーズが高いメンタルヘルス対策に関する研修テーマを引き続き設定するとともに、令和６年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。 働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められるなか、平成 28 年 2 月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として、事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修（計 260 回、セミナー（計 216 回）、意識啓発教育（計 190 回）を実施した。なお、研修・セミナーについては、利便性の向上を図るため電子（WEB）会議システムも活用した。		

		合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。					
	特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。	特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施する。 また、研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。このほか、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。	特に、労働者の健康管理やメンタルヘルス対策における復職支援・治療と仕事の両立支援・女性の健康支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重要なテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。 両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を、電子（WEB）会議システム等も活用し、産業保健総合支援センターにおいて実施する。事例検討会においては精神疾患事例についても取り	・労働者の健康管理やメンタルヘルス対策における復職支援・治療と仕事の両立支援・女性の健康支援・化学物質による健康障害防止等の労働衛生行政上重要なテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会や交流会を、電子（WEB）会議システム等も活用し、産業保健総合支援センターにおいて実施する。事例検討会においては精神疾患事例についても取り	両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会（計 207 回）を実施した。 このうち、労災病院や両立支援センターとも連携の上、両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を開催（計 65 回）するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催（計 39 回）した。 なお、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用した。 効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催する等により、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すための啓発セミナーを電子（WEB）会議システム等も活用し実施した（計 1,237 回）。セミナーについては、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナーにする等、効率的に実施した。 ○ 啓発セミナーのテーマ ・だれもが働きやすい職場づくり～LGBTQ・性の多様性をテーマに～ ・化学物質の自律的管理のための安全データシートの見方と活用方法 ・化学物質管理における法改正のポイント ・働く女性の健康管理について～施策～ ・高齢者の転倒・腰痛防止対策 ・身体機能から考える行動災害の予防対策		

	イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による、全	イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じる。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令	扱う。 また、メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止を題材にした啓発セミナーを実施する。 なお、セミナーの実施に当たっては、他団体との共催とする等、効率的な実施を図る。 イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援、化学物質による健康障害防止、腰痛・転倒予防等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令	扱っているか。 ・メンタルヘルス対策、化学物質による健康障害防止を題材にした啓発セミナーを実施する。 ・セミナーの実施に当たっては、他団体との共催とする等、効率的な実施を図っているか。 ・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っているか。 ・令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制やリスクアセスメント対象物健康診断に係る相談について、産業保健総合支援センター等において相談に応じられる体制を整備しているか。	○ ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。 ・ストレスチェック制度に関する研修 129 回（延べ4,371 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37 回（延べ 1,134 人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779 回 （参考：令和5年度） ・ストレスチェック制度に関する研修 72 回（延べ 2,124 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45 回（延べ 1,389 人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670 回 イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。 ・産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国統一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。（産保センター相談件数：27,269 件） ・令和6年能登半島地震をはじめとする災害救助法が適用となった災害により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、発生から速やかに「心と健康の相談ダイヤル」を設置し、計23件の相談に対応した。令和6年能登半島地震の影響により、東日本大震災や熊本地震により被災した方からもメンタルヘルスに関する相談があり、産業保健スタッフが適切に対応した。 ・事業場における化学物質による健康障害防止、工作中的腰痛予防・転倒予防等、事業場の具体的な状況に応じた助言の要望に応じて、産業保健相談員による専門的実地相談に積極的に対応した。（専門的実地相談件数：1,036 件） ○ 相談体制の整備 メンタルヘルス対策や長時間労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,252 人の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。 また、リスクアセスメント対象物健康診断に係る相談に対応できるよう、令和6年3月に、産業保健相談員等を対象に研修を実施するなど、相談に応じられる体制を整備している。 加えて、メンタルヘルス不調に関する対応困難な事案について助言・指導を受けられるよう、令和6年度から全ての産保センターにメンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置している。		
--	---	--	--	--	---	--	--

	ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。	第 32 号) 等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用する。 あわせて、登録産業医等に対し「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」に係る研修を実施し、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて相談に応じられる体制を整備する。	第 32 号) 等の改正による、全ての危険性・有害性を有する化学物質を対象とする新たな化学物質規制やリスクアセスメント対象物健康診断に係る相談について、産業保健総合支援センター等において相談に応じられる体制を整備する。 メンタルヘルス対策においては、メンタルヘルス対策・両立支援促進員数を拡充するほか、新たにメンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置し、促進員等に対し助言・指導を行う。	・メンタルヘルス対策・両立支援促進員数を拡充するほか、新たにメンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置し、促進員等に対し助言・指導を行っているか。 ・地域産業保健センターは産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。	○ ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応 ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を開設するとともに、メール相談にも対応するなど、全国の事業場からの様々な相談に対応（相談件数 1,457 件）した。 また、心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援（3,985 件）を実施した。 ○ 機会を捉えた相談窓口の設置 労働局・労働基準監督署が主催の労働衛生週間に係る説明会や各種研修の終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修テーマ等に関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。 両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。 ○ 両立支援相談窓口 産保センター（47 か所）が両立支援センター（9 か所）、労災病院（29 か所）と連携する形で、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数 3,434 件）した。 ○ 両立支援（出張）相談窓口 産保センターのほか、労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心、令和 6 年度 373 医療機関）で、相談に対応（相談件数 4,685 件）しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に適切に対応した。 ・両立支援個別訪問支援：2,588 件 ・両立支援個別調整支援：534 件 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。 ○ ワンストップサービス機能の発揮 小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地産保が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。 ワンストップサービスの具体的事例は以下のとおり。 ・労働基準監督署から職場の作業管理や作業環境管理に係る指導を受けた事業場から相談を受けた地産保が、産保センターに対応を依頼して実施した。		
	地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービ	地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービ	地域産業保健センターは産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービ				

	スとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。	ス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。 なお、各地域における相談内容や対応結果については、機構本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。	ス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。		・事業場からメンタルヘルス不調の労働者に関する相談申込みを受けた産保センターが、地産保に対応を依頼して実施した。 ・事業場から医師の意見聴取の申込みを受けた地産保が、事業場の利便性を図るため、当該事業場の所在地に近い地産保に対応を依頼して実施した。 ○ 積極的な周知・勧奨 労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。 ○ 産業保健総合支援センターとの情報共有 各センターにおいて実施された相談内容等においては、本部において集計を行い、毎月各産保センターに情報提供し業務の改善に活用している。		
	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。 また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付け	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。 また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。 また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域産業保健センターの運営協議会での	・支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。 ・、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充しているか。 ・産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成 30 年 3 月 29 日 付け基安労発 0329 号第 1 号）に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取組の重点化及び効率化に取り組んだ。		

	る等、取組の重点化及び効率化を進めること。	議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。 なお、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。	議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。 なお、支援ニーズに対応するため、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。	取り組んでいるか。	また、地域の医師会等に協力を依頼するなど、地産保の活動に不可欠な登録産業医、登録保健師の拡充にも取り組んでいる。 ・登録産業医、登録保健師の推移 <table><tr><th>区分</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr><tr><td>登録産業医</td><td>8,339 人</td><td>8,054 人</td></tr><tr><td>登録保健師</td><td>361 人</td><td>383 人</td></tr></table>	区分	令和５年度	令和６年度	登録産業医	8,339 人	8,054 人	登録保健師	361 人	383 人		
区分	令和５年度	令和６年度														
登録産業医	8,339 人	8,054 人														
登録保健師	361 人	383 人														
エ 個人事業者等に対する支援体制の充実 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。 また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入	エ 個人事業者等に対する支援体制の充実 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。 また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入	エ 個人事業者等に対する支援体制の充実 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。 また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入	・産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行っているか。	エ 個人事業者等に対する支援体制の充実 労災保険に特別加入している個人事業者等についても、セミナーの受講対象者としてことや、地産保が実施する相談対応の対象者としている。												

	している個人事業者等も加えること。 オ 事業主団体等の取組支援 商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。	している個人事業者等も加える。 オ 事業主団体等の取組支援 商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。	している個人事業者等も加える。 オ 事業主団体等の取組支援 商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行う。 カ 助成金の充実及び活用促進 中小企業の産業保健活動を支援する「団体経由産業保健活動推進助成金」を、引き続き、適切に審査から支給までの手続を行う。 キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催する。 なお、電子	・「団体経由産業保健活動推進助成金」を、適切に審査から支給までの手続を行っているか。 ・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催しているか。 ・電子（WEB）	オ 事業主団体等の取組支援 中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援を行った。 カ 助成金の充実及び活用促進 「団体経由産業保健活動推進助成金」については、商工会議所をはじめとした事業主団体等に周知等を行うとともに、手引きに基づき、適切に審査から支給までの手続を行っており、令和6年度は40件の支給を行った。 キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。 ・事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 4回（WEB開催2回） テーマ 「健康行動を阻害する要因：認知バイアスについて」等 ・廃炉作業員対象研修実施回数 9回 テーマ 「生活習慣病とその重症化予防について」等		
--	--	--	--	--	---	--	--

			(WEB) 会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努める。 また、事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子(WEB) 会議システム等を活用した相談対応も実施することとし、利用者への健康支援サービスの継続に努める。	会議システム等を活用した研修会も開催することとし、健康管理体制の向上に資する情報の提供に努めているか。 ・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者等を対象とした健康支援相談窓口については、電子(WEB) 会議システム等を活用した相談対応も実施することとし、利用者への健康支援サービスの継続に努めているか。	事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内に開設し、健康支援相談を実施した。 ・健康支援相談窓口開設回数 71 回 (うち WEB 開催 6 回) ・健康支援相談件数 227 件		
(3) メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策(メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。)をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センター	(3) メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策(メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。)をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センター	(3) メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策(メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。)をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等と	(3) メンタルヘルス対策の推進 ・事業場におけるメンタルヘルス対策(メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。)をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師をメンタルヘルス対策・両立支援促進員等と	(3) メンタルヘルス対策の推進 日本産業カウンセラー協会、日本公認心理師協会、公認心理師の会、日本臨床心理士会、日本開業保健師協会、日本産業保健師会、日本産業看護学会、日本産業衛生学会産業保健看護部に対し、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等の候補者の推薦を依頼し、委嘱するなど、メンタルヘルス対策の支援体制を整備している(令和6年度のメンタルヘルス対策・両立支援促進員662人)。 心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援(3,985件)を実施した。(再掲)			

	におけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配意すること。 さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図ること。 （４）産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 これまでに利用実績のない事	におけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備する。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配意する。 さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実を図る。 （４）産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター及	して委嘱することで支援体制を整備する。 また、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施するほか、メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施する。 （４）産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター及	して委嘱することで支援体制を整備しているか。 ・産業保健関係者等を対象とした研修を実施するほか、メンタルヘルス対策における復職支援に関する研修についても実施しているか。 ・従来行ってきた利用者アンケ	電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者等を対象とした研修等を実施した。 また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策・両立支援促進員会議を開催し、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。 ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。（再掲） ・ストレスチェック制度に関する研修 129 回（延べ 4,371 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37 回（延べ 1,134 人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779 回 （参考：令和５年度） ・ストレスチェック制度に関する研修 72 回（延べ 2,124 人受講） ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45 回（延べ 1,389 人受講） ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895 回 ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670 回 （４）産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産保センター及び地産保の利用者を対象として、令和６年１０月～１２月にアンケート調査を実施した。		
--	---	---	---	--	---	--	--

	業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。 また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組むこと。 インターネットの利用等による情報発信 インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成	び地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。 また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組む。 インターネットの利用等による情報発信 産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機	び地域産業保健センターの利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用する。 また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組む。 インターネットの利用等による情報発信 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する	ートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報に活用しているか。 ・労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組んでいるか。 ・産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全	また、「木材・木製品・家具・装備品関連」、「食料品・飲食・飼料・たばこ関連」、「医療・理容・衛生・介護関連」、「建設関連」、「機械・器具関連」、「窯業・土石関連」、「化学工業関連」の7団体に対し、ヒアリング調査を実施した。 各産保センターの利用促進が図られるよう、これらの調査結果を各産保センターにも説明し、広報活動への活用やサービスの改善（各業界のニーズに応じた支援の実施、必要とする情報の提供等）に努めている。 また、労働局、労働基準監督署から産保センター及び地産保の積極的な活用の呼び掛けに係る発信文書を管内の事業場に送付いただくなど労働局・労働基準監督署と連携し、地産保のコーディネーターが中心となって新規利用者の活用促進に努めている。 インターネットの利用等による情報発信 当機構の研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健 21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。 なお、「産業保健 21」では、産業保健情報誌編集委員会を開催し、掲載内容について専門家の意見を反映しながら「ウェルビーイングと産業保健」、「健康管理における ICT 技術・機器の活用」、「腰痛予防への取り組み」、「産業保健スタッフの育成」を特集し、産業保健関係者に対して時宜を得た情報提供に努めた。		
--	--	---	--	--	---	--	--

	果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。	構の研究成果等について産業保健関係者に対する情報発信を行う。その際、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努める。 また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、周知啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。	情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等に関する情報について情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組む。 また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。	衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等に関する情報について情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得る等して積極的に取り組んでいるか。 ・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っているか。	企業及び医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「職場における心の健康づくり」等、産業保健にかかるパンフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関等に約 100,000 部配布するとともに、機構ホームページ上に公開して周知を図った。 動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人（皆藤愛子氏）を起用し、特設サイト「さんぽセンターWEB ひろば」にて、産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載している。加えて、特設サイトとの相乗効果を図るべく皆藤氏を起用したポスター及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した。 また、産保センター及び地産保の認知を向上させ、産業保健関係者に産業保健サービスの利用を促し、更なる産業保健活動の支援を図ることを目的に、機構本部において読売新聞の朝刊（全国版）に広告を実施するほか、各産保センターで、ラジオ広告、バスラッピング広告等を実施した。 令和6年3月からは、漫画キャラクターブラックジャックを起用し、治療と仕事の両立支援に係る周知動画及び漫画を作成し、機構及び各産保センターのホームページに公開している。 こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。 ○ 主な広報実績事案 ・熊本日日新聞、労働新聞社：「労働者の心の健康対策支援連携協定」と題し、協会けんぽ熊本支部との連携協定について紹介された。 ・インフォメーションネットワーク郡上八幡：「働きやすい職場づくりセミナー」が9日間にわたって放送された。 ・労働新聞社：「社内研修の進め方～ラインケア～」と題し、新卒者が相談しやすい職場作りの必要性について紹介された。 ・日本海新聞：「ヒューマンエラーを防ぐ」と題し、職場で起こり得る人為的なミスを防ぐための研修会の案内が掲載された。 ・中日新聞：「心理的安全性の高い職場づくり」と題し、職場の働きやすさの必要性について紹介された。 ・RCC ラジオ：「健康や体力に応じた職場づくり」をテーマに「転倒・腰痛ゼロ災害防止		
--	---	--	--	---	--	--	--

					無料出張サービス事業」の内容が紹介された。 また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。 事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例は以下のとおり。 ・令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について（令和6年3月29日 基安安発 0329 第6号、基安労発 0329 第3号、基安化発 0329 第3号） ・令和6年度における林業の安全対策の推進について（令和6年3月28日 基安安発 0328 第3号） ・令和6年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について（令和6年4月12日 発基安 0412 第12号） ・令和6年度（第75回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について（令和6年7月3日 発基安 0730 第1号） ・職場における熱中症予防対策の徹底について（令和6年8月8日 基安労発 0808 第2号） ・「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼（令和6年8月23日 基安発 0823 第2号） ・令和6年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼（令和6年11月29日 発基安 1129 第5号） ・令和7年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（令和7年2月28日 基安発 0228 第4号）		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：002454、018828

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	20日以内（不備事案を除いた平均）	－	20.0日							予算額（千円）	11,382,323			
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	－	16.0日 （前中期目標期間平均値）	19.3日							決算額（千円）	12,559,123			
達成度	－	－	103.5%							経常費用（千円）	10,085,686			
										経常利益（千円）	8,881			
										行政コスト（千円）	10,085,686			
										従事人員数（人）	8			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
					業務実績	自己評価	評定	A					
	8 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図るほか、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。	8 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施及び裁判所への協力要請を行うとともに、請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払い	8 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 迅速かつ適正な立替払を実施するため、次の措置を講ずる。	＜主な定量的指標＞ ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・迅速かつ適正な立替払を実施するため、次の措置を講じているか。	8 未払賃金の立替払業務の着実な実施 (1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。定期的な審査担当者間の業務打合せ（年11回）による情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等に引き続き取り組んだ。 不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は、倒産件数増加に伴い、請求件数も増加となったが、効率的、迅速な立替払の実施、また他課の人員を本来業務に影響のない範囲で審査業務補助に充てる等、処理体制の強化を図ることにより目標20日以内を達成することができた。 さらには、令和5年度から令和6年度にかけ、立替払件数が増加（24,300件→30,591件）したにもかかわらず、支払日数を短縮（19.9日→19.3日）することができた。 ・支払期間 <table><tr><td>区分</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>支払日数</td><td>19.9日</td><td>19.3日</td></tr></table>	区分	令和5年度	令和6年度	支払日数	19.9日	19.3日	＜評定と根拠＞ 評定：A 主な定量的指標である、請求書の受付日から支払日までの期間は、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者への制度の周知のための各弁護士会等との研修会の実施や地方裁判所に赴いての協力依頼を行ったほか、大型請求事案について事前調整を行ったことにより、所期の目標を達成している。 なお、令和3年度以降、倒産件数が増加していることに伴い、支払件数も増加を続け、令和6年度は10年ぶりに3万件を超える状況となっている。 本事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして迅速な支払が求められる性格であることを踏まえ、先述した	評定 A ＜評定に至った理由＞ 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、請求書の受付日から支払日までの期間について20日以内とすることを目標としていたところ、実績は19.3日となり、達成度は103.5%と目標を達成している。この実績について、 ・未払賃金立替払制度の運営に協力が欠かせない司法関係者への制度の周知のための各弁護士会等との研修会の実施 ・地方裁判所に赴いての協力依頼 ・大型請求事案について事前調整の実施 等の取組が成果に繋がったと認められ、評価できる。 本事業については、制度の性質上、企業の倒産件数等の社会情勢に影響を受けるところ、令和6年度は10年ぶりに3万件を超える決定件数となっており、件数が増加したことによる量的な困難度が高かったことが認められる。 また、事前調整を要する大型請求事案も増加（R5:13件、R6:23件）したことにより、一層の手続きの効率化が求められ、質的にも困難度が高かったものと考えられる。そうした状況に対して、機構内部での人員の運用により処理体制の強化を図った結果、請求書の受付から支払日までの期間を短縮していることは高く評価できる。
区分	令和5年度	令和6年度											
支払日数	19.9日	19.3日											

		を堅持する。 ① 原則週1回の立替払を堅持する。 ② 請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図る。 ③ 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行う。 地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行う。 ④ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務	・原則週1回の立替払を堅持しているか。 ・請求者向けに加えて、裁判所・関係機関向けリーフレットの作成等情報提供の強化を図っているか。 ・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や破産管財人に選任される弁護士等への研修会を実施するため、開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行っているか。 ・地方裁判所にはパンフレット等の配付・訪問等を通じて協力要請を行っているか。 ・破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営	原則週1回の立替払（年間50回）を確保した。 裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所等に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図った。 また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和6年11月開催）にて、制度の現況や問題となっている事項、各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度から開催）の開催状況を報告するとともに、開催方法、周知方法について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。また、当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度から開催）を4回実施した。 （令和6年度の年度の出席者：弁護士125人。平成22年度からの出席者累計：計132回、弁護士等9,256人） また、各地方裁判所（4地裁）に赴き、当制度の運営状況について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力要請を行った。 （訪問先：4地裁、裁判官2人、書記官13人。平成22年度の訪問開始からの累計：最高裁延べ2回、裁判官2人含む計5人、地裁延べ117回、裁判官218人含む計862人） 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を令和6年11月に開催した。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。	積極な大型請求事業の事前調整のほか、他課の人員を本来業務に加えて審査業務補助に充てる等、処理体制の強化を図ったことにより、前年度よりも立替払件数が増加したにもかかわらず、支払日数を短縮することができた。 本事業は中期目標において困難度が「高」とされていないが、令和6年度の支払件数の増加の程度は10年ぶりのもので、中期目標策定の時点では想定していなかった規模のものであり、通常の間組では所期の目標を達成することは困難な状況であったことから、評価時点において、目標・計画の達成の困難度は高いものと認められる。 以上、中期計画における所期の目標を達成していること及び困難度「高」であることを踏まえ、Aと評価する。	以上の点を踏まえ、指標に対する達成度は120%を下回っているが、定量的指標の目標値の達成度が100%以上であり、目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められるため、評価を1段階引き上げAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ （有識者からの意見） ・倒産件数が想定していないほど高くなったことから、困難度が高かったものとして評価をAとしたということについて、未払賃金立替払事業はセーフティネットとして非常に重要な役割を果たしていると考えており、こちらの評価が高いことには同意する。【荒谷構成員】 ＜その他事項＞
--	--	---	---	--	---	---

		運営推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。 ⑤ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。	推進委員会を開催し、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や事業の円滑な運営に関することについて広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進しているか。 ・大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施しているか。	大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、大型請求事案23件について、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。 東京都のA社：請求者1,399人について平均13.3日で支払 大阪府のB社：請求者532人について平均14.9日で支払 等																				
	イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図	イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図	・立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図	イ 立替払金の求償 破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償権を適切に行使した。 なお、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。 ・求償通知送付状況（事業所数） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>破産事案</td><td>1,291 件</td><td>1,569 件</td></tr><tr><td>再建型倒産事案</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>事実上の倒産事案</td><td>989 件</td><td>1,239 件</td></tr><tr><td>その他（特別清算等）</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>全事案計</td><td>2,281 件</td><td>2,809 件</td></tr></table> 立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。 （参考：制度発足から令和6年度末までの累積回収率 25.64%）	区分	令和5年度	令和6年度	破産事案	1,291 件	1,569 件	再建型倒産事案	1 件	1 件	事実上の倒産事案	989 件	1,239 件	その他（特別清算等）	0 件	0 件	全事案計	2,281 件	2,809 件		
区分	令和5年度	令和6年度																						
破産事案	1,291 件	1,569 件																						
再建型倒産事案	1 件	1 件																						
事実上の倒産事案	989 件	1,239 件																						
その他（特別清算等）	0 件	0 件																						
全事案計	2,281 件	2,809 件																						

	る。	る。	ているか。	（ア）破産事案における求償権の行使 破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。 ・ 債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数） <table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>破産事案</td><td>294 件</td><td>277 件</td></tr></table> （イ）再建型倒産事案における求償権の行使 再建型倒産事案においては、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行ったところ２社が完済した。 ・ 弁済督促等状況（延べ回数） <table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>督促事業所数</td><td>40 回</td><td>35 回</td></tr><tr><td>弁済事業所数</td><td>147 回</td><td>129 回</td></tr></table> （ウ）事実上の倒産事案における求償権の行使 事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。 ・ 弁済督促等状況（延べ回数） <table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>督促事業所数</td><td>1,637 回</td><td>1,668 回</td></tr><tr><td>弁済事業所数</td><td>603 回</td><td>613 回</td></tr></table> 立替払した認定事業場で債権が判明している場合、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。 ・ 差押命令申立状況（延べ第三債務者数） <table><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>申立事業所数</td><td>0 件</td><td>10 件</td></tr><tr><td>回収事業所数</td><td>3 件</td><td>2 件</td></tr></table>	区分	令和５年度	令和６年度	破産事案	294 件	277 件	区分	令和５年度	令和６年度	督促事業所数	40 回	35 回	弁済事業所数	147 回	129 回	区分	令和５年度	令和６年度	督促事業所数	1,637 回	1,668 回	弁済事業所数	603 回	613 回	区分	令和５年度	令和６年度	申立事業所数	0 件	10 件	回収事業所数	3 件	2 件		
区分	令和５年度	令和６年度																																					
破産事案	294 件	277 件																																					
区分	令和５年度	令和６年度																																					
督促事業所数	40 回	35 回																																					
弁済事業所数	147 回	129 回																																					
区分	令和５年度	令和６年度																																					
督促事業所数	1,637 回	1,668 回																																					
弁済事業所数	603 回	613 回																																					
区分	令和５年度	令和６年度																																					
申立事業所数	0 件	10 件																																					
回収事業所数	3 件	2 件																																					
（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回収	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額やその回	・ 年度ごとの立替払額やその回	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開し																																			

収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。	金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。 また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。	収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。 また、支払件数等の速報値を随時ホームページで公表する。	収金額の情報を公表しているか。 ・支払件数等の速報値を随時ホームページで公表しているか。	ており、当機構ホームページにもリンクさせている。なお、支払件数等の速報値もホームページで公表している。 <table><tr><td colspan="3">・立替払状況</td></tr><tr><td>区分</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td></tr><tr><td>企業数</td><td>2,132 件</td><td>2,623 件</td></tr><tr><td>支給者数</td><td>24,300 人</td><td>30,591 人</td></tr><tr><td>立替払額</td><td>8,621 百万円</td><td>11,046 百万円</td></tr><tr><td>回収金額</td><td>2,141 百万円</td><td>1,731 百万円</td></tr></table>	・立替払状況			区分	令和５年度	令和６年度	企業数	2,132 件	2,623 件	支給者数	24,300 人	30,591 人	立替払額	8,621 百万円	11,046 百万円	回収金額	2,141 百万円	1,731 百万円		
・立替払状況																								
区分	令和５年度	令和６年度																						
企業数	2,132 件	2,623 件																						
支給者数	24,300 人	30,591 人																						
立替払額	8,621 百万円	11,046 百万円																						
回収金額	2,141 百万円	1,731 百万円																						
（３）未払賃金立替払請求等のシステム化 デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求について、「規制改革実施計画」（令和２年７月17日閣議決定）を踏まえ、2025（令和７）年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年６月９日閣議決定）を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと	（３）未払賃金立替払請求等のシステム化 オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和７年度末までに行う。	（３）未払賃金立替払請求等のシステム化 オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和７年度末までに実施すべく、必要な作業を遂行する。	・オンライン化に向けて未払賃金立替払システムの抜本的な改修を令和７年度末までに実施すべく、必要な作業を遂行しているか。	（３）未払賃金立替払請求等のシステム化 令和６年度は電子申請化等を可能とする未払賃金立替払システム改修にかかる要件定義及び基本設計を実施し、詳細設計を進めた。加えて、付随する調達作業を実施した。																				

	情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 7、9 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れてはならない。高尾みこも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018829

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度				令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	3.0 点以上（平均）	—	3.0 点							予算額（千円）	92,639				
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	—	（新規指標）	3.7 点							決算額（千円）	111,121				
達成度	—	—	123.3%							経常費用（千円）	91,665				
										経常利益（千円）	8,258				
										行政コスト（千円）	91,665				
										従事人員数（人）	1				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	9 納骨堂の運営業務 							

	IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。	さらに、IT 技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築する。 加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努める。	さらに、IT 技術を活用することにより、来堂できなくとも疑似体験できるような 360 度動画をホームページに掲載する。 加えて、産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努める。	・IT 技術を活用することにより、来堂できなくとも疑似体験できるような 360 度動画をホームページに掲載しているか。 ・産業殉職者慰霊事業について、ホームページやパンフレットのほか様々な手段を用いて周知に努めているか。	(2) 日々の来堂者に対する取組 高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ、環境整備等の改善に努めた。(環境整備の一例：参列者から霊堂に向かう順路の側溝が危険との意見を踏まえて側溝に蓋をはめて安全に配慮した。) 高尾みころも霊堂緑地内のナラ枯れ対策として危険樹木等の剪定、伐採、撤去等を行い高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理に努めた。 また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング(OJT)を行った。 (3) 遺族等に対する満足度調査 産業殉職者合祀慰霊式の遺族及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記(1)及び(2)の取組の結果、3.7点の高評価を得た。 ※全体的な評価が「満足」だった場合の点数(3点)を目標値とする(アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点)。 (4) IT 技術の活用について 高尾みころも霊堂に来訪できなくとも参拝者の視点で納骨堂の訪問と参拝を疑似体験できるよう360度動画を制作した。 また、360度動画は当機構の公式 Youtube チャンネルの「高尾みころも霊堂 VR 参拝」にて公開するとともに当機構のホームページでもリンクを貼り掲載した。 (5) 産業殉職者慰霊事業の周知 機構ホームページやX(旧 Twitter)を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めるとともに、新たに高尾みころも霊堂のポスターを製作して、厚生労働省関係部局、機構関連施設を通じて、施設内のポスター掲示等を依頼した。 ○ 厚生労働省 各都道府県労働局 ○ 機構関連施設 各労災病院、各労災看護専門学校、各産保センター、安衛研 さらに、昨年度に引き続き「緑十字展」(中央労働災害防止協会主催、令和6年は11月13日～15日広島県立広島産業会館)に「公益財団法人 産業殉職者霊堂奉賛会」と共同出展して、ブースを設置し、パンフレット、うちの配布やパネル展示により産業殉職者慰霊事業のPRを実施した。 また、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットの内容を見直し、47都道府県の労働局及び327の労働基準監督署、機構関連施設の各産保センター等に合計10,270部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に6,290部送付し	ど、IT 技術を活用した来堂者以外も対象となる取組が行われており、高く評価できる。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定をAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	---	--	---

					た。		
--	--	--	--	--	----	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第8号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業ID：003085

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
										予算額（千円）	44,716,767			
										決算額（千円）	17,325,846			
										経常費用（千円）	17,326,015			
										経常利益（千円）	—			
										行政コスト（千円）	17,326,015			
										従事人員数（人）	3			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
					業務実績	自己評価	評価	B					
	10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。 評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。	10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。	10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項 1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた1,521件の案件について支払情報受領後、認定決定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。 なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮した。 また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日基発1220第2号）及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程に基づき、適切な管理に努めた。 <table><tr><td>区分</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>支払件数</td><td>3,317件</td><td>1,521件</td></tr></table>	区分	令和5年度	令和6年度	支払件数	3,317件	1,521件	<評定と根拠> 評定：B 本評価項目について、定量的指標は設定されていないが、中期目標で評価に当たり勘案するとしている事項のうち、支払件数及び支払に要した期間は、厚生労働大臣の認定を受けた1,521件の案件すべてについて認定の決定があった日の翌月月末までに支払うことができている。また、個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況は、個人情報の取扱いに特に配慮した支払事務マニュアルを整備して業務に当たっており、目標の水準を満たしている。 <課題と対応> —	評価 B <評定に至った理由> 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務について、法律に基づく給付金等の支払に当たっては、厚生労働大臣の認定を受けた1,521件の案件すべてについて認定の決定があった日の翌月月末までに支払うことができていると確認できる。また、個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況は、個人情報の取扱いに特に配慮した支払事務マニュアルを整備して業務に当たっており、目標の水準を満たしていると認められる。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたことから評定をBとした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。
区分	令和5年度	令和6年度											
支払件数	3,317件	1,521件											

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、002472

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 令和5年度予算	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費 (計画値)	中期目標期間最終年度 39,487 千円	46,455 千円	45,061 千円					
	一般管理費 (実績値)	年度計画値の 100%	—	45,013 千円					
	上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 値を対前中期目標期間最終年 度予算額 (46,455 千円) から 15%程度削減	—	3.1%					
	達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	—	103.4%					
	事業費 (計画値)	中期目標期間最終年度 211,962 千円	223,118 千円	220,887 千円					
	事業費 (実績値)	年度計画値の 100%	—	220,839 千円					
	上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 予算額 (223,118 千円) から 5 % 程度削減	—	1.0%					
	達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	—	102.2%					

※削減対象となる一般管理費及び事業費は、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除く金額である。
なお、削減対象となる事業費については、さらに、専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
					業務実績		自己評価		
	第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ・運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除き、第5期中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ中期計画予算において削減する。 ＜その他の指標＞	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		＜評価と根拠＞ 評価：B 主な定量的指標である、中期目標期間中の一般管理費の対令和5年度予算削減割合及び中期目標期間中の事業費の対令和5年度予算削減割合は、それぞれ所期の目標を達成している。 業務の合理化・効率化における質的な成果としては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対して所属長等を通じてヒアリング等を行うことにより長時間労働の原因究明と抑制が図られていること、各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上が図られていること、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により医師の業務負担	評価	B
								＜評価に至った理由＞ 定量的な評価指標の達成状況として、運営費交付金を充当して行う事業の一般管理費にかかる対令和5年度予算削減割合及び中期目標期間中の事業費の対令和5年度予算削減割合は、いずれも目標を達成している。 また、業務の効率化について、長時間労働削減の取組、医師事務作業補助者の積極的な活用等による医師の業務負担軽減の推進が行われていると認められる。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたことから評価をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	
	通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 業務の合理化・効率化 機構における働き方改革の取	1 業務の合理化・効率化 業務の効率化等に向けた取組	1 業務の合理化・効率化 長時間労働の抑制に向けて、	＜評価の視点＞ ・的確な労働時間の状況把握に努	1 業務の合理化・効率化		労働時間については、ICカード及び出退勤管理システム等により適正な労働時間を把握するとともに、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等		

	組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。 また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第49号）に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。	を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。 また、令和6年4月から医師の時間外・休日労働上限規制が適用されることを踏まえ、医師の労働時間短縮に向けた取組を着実に実施する。	的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図る。 特に医師については、医師事務作業補助者の活用等による労働時間短縮に向けた取組を着実に実施するとともに、長時間労働医師に対する面接指導体制等を整備して医師の健康確保措置を講ずる。	め、年次有給休暇の取得促進を図り、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。 ・WEB 会議を継続的に実施するとともに、電子決裁利用の徹底を進めることにより、更なる業務の効率化を図っているか。	を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位又は時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。 医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取組に加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図るとともに、医療法に基づく面接指導実施医師の選任及び当該医師による面接指導の実施等、長時間労働医師に対する面接指導体制を整備することにより、医師の健康確保に努めた。 業務効率化を目的として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。機構本部における電子決裁システムの運用により、決裁の迅速化を図るとともに、作成した文書のファイリング及び検索が容易に行える機能並びに既存の文書を参照引用して新規文書を起案する機能の活用により、業務効率化を推進している。 機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。	軽減の推進が図られていること、長時間労働医師に対する面接指導体制の整備により医師の健康確保がそれぞれ図られていることが掲げられる。 また、機動的かつ効率的な業務運営における質的な成果としては、「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等により経費節減が図られていることが掲げられる。 以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。 ＜課題と対応＞ －	
	2 機動的かつ効率的な業務運営 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業	2 機動的かつ効率的な業務運営 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業	2 機動的かつ効率的な業務運営 理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業	・事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に	2 機動的かつ効率的な業務運営 予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的・効果的な業務運営を行った。		

	務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。 特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。	務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。 また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。 特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。	充実・強化を図っているか。 ・機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。	安衛研と労災病院等、機構内の複数の施設が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、効率的・効果的な業務運営に向けて、「協働研究規程」を整備している。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減 運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図り、以下の取組を行った。 ・一般管理費については、令和5年度予算46百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、45百万円と約1百万円節減（対令和5年度比△3.1%）した。 ・事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については、令和5年度予算223百万円に比して、電子（WEB）会議システム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、221百万円と約2百万円節減（対令和5年度比△1.0%）した。		
--	--	--	---	--	--	--

	また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。	また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	イ 専門センター事業の運営 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。	・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて は、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。	イ 専門センター事業の運営 収入においては、令和5年度実績に対して患者数及び診療単価の増により入院収入は増となったものの、外来診療単価の減による外来収入の減の影響等により、事業収入全体としては減となった。一方、支出においては、賞与支給月数の減及び退職者数の減によって人件費が減、収入の減に伴って医療諸費が減となったことのほか、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めたことにより対前年度で減となった。その結果、令和6年度の運営費交付金割合については8.8%となり、前中期目標期間の実績9.4%を0.6ポイント下回った。 なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。		
	（2）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め	（2）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにした上で、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考	（2）適正な給与水準の検証・公表 令和5年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。 ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与	・令和5年度における状況について、検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表しているか。 ・類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照	（2）適正な給与水準の検証・公表 当機構の令和5年度の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和6年6月にホームページに公表した。 令和6年度給与水準について、職種別対国家公務員指数を踏まえ、以下のとおりチェックを行った。 （ア）病院医師（対国家公務員指数 95.7） 病院医師の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で4.3減となり、国家公務を下回っている。医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を		

	役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。	慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。	水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。 イ 給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。	らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。 ・給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。	踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 (イ) 病院看護師（対国家公務員指数 98.0） 病院看護師の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で2.4減となり、国家公務員を下回っている。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要がある、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 (ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数87.9） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で4.0減となり、国家公務員を大幅に下回っている。労災病院を含む機構の運営を支える優秀な事務職員の確保が喫緊の課題であることから、事務職員についても適切な給与水準について検討していきたい。		
	(3) 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等を行うこととし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	(3) 契約の適正化	(3) 契約の適正化 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。 なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。	・契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進しているか。 ・入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。	(3) 契約の適正化 契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和6年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。		
	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、	ア 「調達等合理化計画」に基づく取組	ア 「調達等合理化計画」に基づく取組 (1) 調達の現状と要因の分析 機構における令和6年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,986件、契約			

適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。	・「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表しているか。	金額は1,021.3億円である。また、競争性のある契約は2,646件（88.6%）、990.1億円（96.9%）、競争性のない随意契約は340件（11.4%）、31.3億円（3.1%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△6件（△1.7%）とほぼ横ばい、金額では△15.4億円（△33.0%）と減少している。金額が減少した主な要因は、日本バイオアッセイセンターの移転先施設の賃貸借契約について、令和5年度に複数年契約を締結したことから、令和6年度においては契約締結しなかったこと等によるものである。 表1 令和6年度の労働者健康安全機構の調達全体像（単位：件、億円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(84.4%) 2,528</td><td>(91.8%) 733.2</td><td>(83.3%) 2,488</td><td>(94.9%) 969.4</td><td>(△1.6%) △40</td><td>(32.2%) 236.2</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(4.1%) 123</td><td>(2.4%) 19.2</td><td>(5.3%) 158</td><td>(2.0%) 20.7</td><td>(28.5%) 35</td><td>(7.9%) 1.5</td></tr><tr><td>競争性のある契約 (小計)</td><td>(88.5%) 2,651</td><td>(94.2%) 752.4</td><td>(88.6%) 2,646</td><td>(96.9%) 990.1</td><td>(△0.2%) △5</td><td>(31.6%) 237.7</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(11.5%) 346</td><td>(5.8%) 46.6</td><td>(11.4%) 340</td><td>(3.1%) 31.3</td><td>(△1.7%) △6</td><td>(△33.0%) △15.4</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100%) 2,997</td><td>(100%) 799.0</td><td>(100%) 2,986</td><td>(100%) 1,021.3</td><td>(△0.4%) △11</td><td>(27.8%) 222.3</td></tr></table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 「競争入札等」には、不落・不調随意契約分が含まれる。 (注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。 機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,304件（49.3%）、契約金額は621.5億円（62.8%）である。 前年度と比較して、件数では△6件（△0.5%）とほぼ横ばい、金額では281.6億円（82.8%）と増加している。金額が増加した主な要因は、業務委託（SPD管理業務等）、病院情報システムの整備等に係る契約が増加したことによるものである。 表2 令和6年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況（単位：件、億円） <table><tr><th colspan="2"></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>比較増△減</th></tr><tr><td rowspan="2">2者以上</td><td>件数</td><td>1,341（50.6%）</td><td>1,342（50.7%）</td><td>1（0.1%）</td></tr><tr><td>金額</td><td>412.5（54.8%）</td><td>368.6（37.2%）</td><td>△43.8（△10.6%）</td></tr></table>		令和5年度		令和6年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(84.4%) 2,528	(91.8%) 733.2	(83.3%) 2,488	(94.9%) 969.4	(△1.6%) △40	(32.2%) 236.2	企画競争・公募	(4.1%) 123	(2.4%) 19.2	(5.3%) 158	(2.0%) 20.7	(28.5%) 35	(7.9%) 1.5	競争性のある契約 (小計)	(88.5%) 2,651	(94.2%) 752.4	(88.6%) 2,646	(96.9%) 990.1	(△0.2%) △5	(31.6%) 237.7	競争性のない随意契約	(11.5%) 346	(5.8%) 46.6	(11.4%) 340	(3.1%) 31.3	(△1.7%) △6	(△33.0%) △15.4	合計	(100%) 2,997	(100%) 799.0	(100%) 2,986	(100%) 1,021.3	(△0.4%) △11	(27.8%) 222.3			令和5年度	令和6年度	比較増△減	2者以上	件数	1,341（50.6%）	1,342（50.7%）	1（0.1%）	金額	412.5（54.8%）	368.6（37.2%）	△43.8（△10.6%）		
	令和5年度		令和6年度			比較増△減																																																														
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																														
競争入札等	(84.4%) 2,528	(91.8%) 733.2	(83.3%) 2,488	(94.9%) 969.4	(△1.6%) △40	(32.2%) 236.2																																																														
企画競争・公募	(4.1%) 123	(2.4%) 19.2	(5.3%) 158	(2.0%) 20.7	(28.5%) 35	(7.9%) 1.5																																																														
競争性のある契約 (小計)	(88.5%) 2,651	(94.2%) 752.4	(88.6%) 2,646	(96.9%) 990.1	(△0.2%) △5	(31.6%) 237.7																																																														
競争性のない随意契約	(11.5%) 346	(5.8%) 46.6	(11.4%) 340	(3.1%) 31.3	(△1.7%) △6	(△33.0%) △15.4																																																														
合計	(100%) 2,997	(100%) 799.0	(100%) 2,986	(100%) 1,021.3	(△0.4%) △11	(27.8%) 222.3																																																														
		令和5年度	令和6年度	比較増△減																																																																
2者以上	件数	1,341（50.6%）	1,342（50.7%）	1（0.1%）																																																																
	金額	412.5（54.8%）	368.6（37.2%）	△43.8（△10.6%）																																																																

				<table><tr><td rowspan="2">1 者</td><td>件数</td><td>1,310 (49.4%)</td><td>1,304 (49.3%)</td><td>△ 6 (△0.5%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>339.9 (45.2%)</td><td>621.5 (62.8%)</td><td>281.6 (82.8%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件数</td><td>2,651 (100%)</td><td>2,646 (100%)</td><td>△ 5 (△0.2%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>752.4 (100%)</td><td>990.1 (100%)</td><td>237.7 (31.6%)</td></tr></table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 「1 者」には、不落・不調随意契約分が含まれる。 (注3) 比較増△減の() 書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。 (2) 重点的に取り組む分野 一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和6年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。 結果として、1 者の応札は、前年度との比較で件数ではほぼ横ばいし、金額では増加となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。 また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和6年度は2回実施した。 (4) 推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和6年度は3回開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和6年9月3日)及び「会計業務打合会」(令和6年9月5日)において内容の徹底を周知した。	1 者	件数	1,310 (49.4%)	1,304 (49.3%)	△ 6 (△0.5%)	金額	339.9 (45.2%)	621.5 (62.8%)	281.6 (82.8%)	合 計	件数	2,651 (100%)	2,646 (100%)	△ 5 (△0.2%)	金額	752.4 (100%)	990.1 (100%)	237.7 (31.6%)		
1 者	件数	1,310 (49.4%)	1,304 (49.3%)	△ 6 (△0.5%)																				
	金額	339.9 (45.2%)	621.5 (62.8%)	281.6 (82.8%)																				
合 計	件数	2,651 (100%)	2,646 (100%)	△ 5 (△0.2%)																				
	金額	752.4 (100%)	990.1 (100%)	237.7 (31.6%)																				
イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、	イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、	イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札	・一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入	イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の																				

計監査人による 監査並びに契約 監視委員会を通 じて、入札・契約 の適正な実施に ついて徹底的な チェックを受け ること。	計監査人による 監査並びに契約 監視委員会を通 じて、入札・契 約の適正な実施 について徹底的 なチェックを受 ける。	員会の審議等 監事及び会計 監査人による監 査並びに契約監 視委員会の審議 において、徹底 的なチェックを 受ける。	査人による監査並 びに契約監視委員 会の審議におい て、徹底的なチェ ックを受けている か。	入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、契約監視委員会を 3回開催し、個々の契約が適正に実施されたかについて徹底的なチェックを受けた。契約監視委員 会においては、機構全体の随意契約及び一者応札・応募の割合、随意契約によることとした理由の 妥当性、一般競争入札において競争性が十分確保されているか等について確認及び審議が行われ、 その審議結果を今後の調達手続に反映するよう各施設に周知を図った。 (参考) 令和6年度契約監視委員会における主な指摘事項 <table><tr><th>契約名称</th><th>主な指摘事項</th></tr><tr><td>心血管撮影装置×線管球 交換業務</td><td>機器の故障により病院運営上の支障を来すおそれがあった ことから、緊急の必要により随意契約を行ったことはやむを 得なかったと思料する。 ただし、機器の老朽化等の状況を勘案して、安定的な機器稼 働に係る方策の検討が求められる。</td></tr><tr><td>自動採血管準備装置</td><td>今後は、入札準備から契約履行までの期間を十分に確保し、 他者参入機会を拡大することで、競争性の確保に努めること が求められる。</td></tr><tr><td>顕微ラマン分光装置一式</td><td>本調達物件は技術仕様の高い機器であったことは理解でき る一方で、競争性を確保する観点からは、同等機種を扱う業者 が入札に複数参加しやすい仕様書とする必要があった。 そのためには、入札に参加しなかった業者がどの性能要件 を満たせなかったのか調査を行った上で、真に必要とする最 低限の仕様に絞り込むよう、調達担当部署から要求部署に対 して働きかけを行う等の取組が求められる。 また、より適切な予定価格を設定するために、他研究機関等 における調達価格の情報収集を行う等の取組も求められる。</td></tr></table>	契約名称	主な指摘事項	心血管撮影装置×線管球 交換業務	機器の故障により病院運営上の支障を来すおそれがあった ことから、緊急の必要により随意契約を行ったことはやむを 得なかったと思料する。 ただし、機器の老朽化等の状況を勘案して、安定的な機器稼 働に係る方策の検討が求められる。	自動採血管準備装置	今後は、入札準備から契約履行までの期間を十分に確保し、 他者参入機会を拡大することで、競争性の確保に努めること が求められる。	顕微ラマン分光装置一式	本調達物件は技術仕様の高い機器であったことは理解でき る一方で、競争性を確保する観点からは、同等機種を扱う業者 が入札に複数参加しやすい仕様書とする必要があった。 そのためには、入札に参加しなかった業者がどの性能要件 を満たせなかったのか調査を行った上で、真に必要とする最 低限の仕様に絞り込むよう、調達担当部署から要求部署に対 して働きかけを行う等の取組が求められる。 また、より適切な予定価格を設定するために、他研究機関等 における調達価格の情報収集を行う等の取組も求められる。		
契約名称	主な指摘事項													
心血管撮影装置×線管球 交換業務	機器の故障により病院運営上の支障を来すおそれがあった ことから、緊急の必要により随意契約を行ったことはやむを 得なかったと思料する。 ただし、機器の老朽化等の状況を勘案して、安定的な機器稼 働に係る方策の検討が求められる。													
自動採血管準備装置	今後は、入札準備から契約履行までの期間を十分に確保し、 他者参入機会を拡大することで、競争性の確保に努めること が求められる。													
顕微ラマン分光装置一式	本調達物件は技術仕様の高い機器であったことは理解でき る一方で、競争性を確保する観点からは、同等機種を扱う業者 が入札に複数参加しやすい仕様書とする必要があった。 そのためには、入札に参加しなかった業者がどの性能要件 を満たせなかったのか調査を行った上で、真に必要とする最 低限の仕様に絞り込むよう、調達担当部署から要求部署に対 して働きかけを行う等の取組が求められる。 また、より適切な予定価格を設定するために、他研究機関等 における調達価格の情報収集を行う等の取組も求められる。													
エ スケールメ リットを生かし て、機構内にお ける新たな共同 調達に向けた検 討等も含め、一 層の業務の効率 化を図ること。	エ スケールメ リットを生かし て、機構内にお ける新たな共同 調達に向けた検 討等も含め、一 層の業務の効率 化を図る。	エ 共同調達の 検討・促進 機構内の共通 的な調達に際し て、経済的かつ 合理的な観点か ら調査等を行っ た上で、共同調 達に向けた検討 等を行い、業務 の効率化を進め る。	・構内の共通的な 調達に際して、経 済的かつ合理的な 観点から調査等を行 った上で、共同 調達に向けた検討 等を行い、業務の 効率化を進めてい るか。	エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び 当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。 令和6年度実績は以下のとおり。 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和6年 7月、12月及び令和7年1月に共同入札を実施（9,248品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社）について、 令和6年9月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等9機種23台 削減効果 589百万円）										
4 情報システ ムの整備及び管 理 情報システム	4 情報システ ムの整備及び管 理 情報システム	4 情報システ ムの整備及び管 理 情報システム	・情報システムに	4 情報システムの整備及び管理 令和6年3月に設置されたPMOにおいては、基幹業務システム（人事給与システム、財務会計・										

	については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。	管財システム、事業統計システム）の更新、構築作業をはじめ、未払賃金立替払制度のオンライン申請（マイナンバーカード対応）、石綿被害給付金支払管理システムの構築等、積極的に助言、サポートを行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。 また、ITガバナンス強化及びPMO機能を更に充実させるため、情報統括部の新設に向けた検討PTを立ち上げて検討を重ね、情報企画課を中心にIT関連業務と情報セキュリティを専門とする新たな部門として、令和７年４月より情報統括部を設置することとした。		
--	--	--	--	--	---	--	--

４．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、002472

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	病床利用率 （計画値）	各年度全国平均以上 （労災病院平均）	—	76.5%					
	病床利用率 （実績値）	—	77.2% （前中期目標期間最終年度値）	77.0%					
	達成度	—		100.7%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	<主な定量的指標> ・労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。	第3 予算、収支計画及び資金計画	<評定と根拠> 評定：B 主な定量的指標である病床利用率については、紹介患者及び救急患者等の受入について積極的に取り組んだことにより、新入院患者が増加し、所期の目標を達成している。 国立病院機構との連携等における質的な成果としては、医薬品及び高額医療機器の共同購入が掲げられる。医業収入の安定的な確保における質的な成果としては、主に経営状況が悪化している病院に対する個別業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）の実施が掲げられる。また、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金	評定 B	<評定に至った理由> 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、病院収入の確保に向けた病床利用率について 76.5%を目標としていたところ、利用率実績は 77.0%で達成度は 100.7%となった。これは、紹介患者及び救急患者等の受入について積極的に取り組んだ結果、新規入院患者が増加したことにより目標を達成したものであり、取組について評価できる。 その他、労災病院における支出を削減する取組として、国立病院機構と連携を行い、医薬品及び高額医療機器の共同購入を行うことにより、スケールメリットによる支出削減が行われたほか、機構本部と病院での協議を踏まえた病床機能の変更や病床削減、地域における役割や地域医療構想等を踏まえた、より効率的な医療の提供を行うための運営計画の策定等の取組が行われている。 また、収入の確保に向けた取組として、医業未収金の適切な回収、研究の促進のための厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得、労災病院の機能強化のためのクラウドファンディングの活用、特許権の実施許諾及び成果物の有償頒布化による自己収入の拡大等の取組が行われた。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたことから評定をB

	通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 1 労災病院の経営改善 （１）地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化 各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図ること。 （２）独立行政法人国立病院機構等との連携 全ての労災病	1 労災病院の経営改善 （１）地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化 支出の抑制及び収益の確保を図りつつ、地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえて、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、各労災病院の実情に応じて病院機能の見直し、合理化を図る。 （２）独立行政法人国立病院機構等との連携 全ての労災病	1 労災病院の経営改善 （１）地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化 各労災病院において、支出の抑制及び収益の確保を図りつつ、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえて、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、各病院の実情に応じて病院機能の見直し、合理化を図る。 （２）独立行政法人国立病院機構等との連携 ア 医薬品、高	＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・各労災病院において、支出の抑制及び収益の確保を図りつつ、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえて、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、各病院の実情に応じて病院機能の見直し、合理化を図っているか。 ・医薬品、高額医	1 労災病院の経営改善 （１）地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行い、合理化を図った。 （２）独立行政法人国立病院機構等との連携 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び	発生防止マニュアルに基づく取組による個人未収金の新規発生防止及び法的手段の実施等状況に応じた回収を図ったことが掲げられる。外部資金の活用における質的な成果としては、研究の促進のための厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得、労災病院の機能強化のためのクラウドファンディングの活用、特許権の実施許諾及び成果物の有償頒布化による自己収入の拡大が掲げられる。保有資産の見直しにおける質的な成果としては、保有資産利用実態調査結果に基づき処分可能な資産の測量、登記等を実施し資産を売却したことが掲げられる。 以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜課題と対応＞ －	とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	---	--	---

	院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。	院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図る。	額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。	療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努めているか。	当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。 令和６年度実績は以下のとおり。 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和６年７月、１２月及び令和７年１月に共同入札を実施（9,248品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社）について、令和６年９月及び１２月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等９機種 23 台 削減効果 589 百万円） 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。		
	（３）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 （４）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を	（３）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成し、公表する。 （４）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏	（３）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。 （４）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏	・医薬品、高額医療機器等の共同購入に当たっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図っているか。 ・労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。 ・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏	（３）個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図った。 なお、令和５年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。 （４）医業収入の安定的な確保 ア 病院の効率的な稼働（病院経営改善に向けた取組） 本部において取り組んだ事例は以下のとおり。 ・主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、等）を行った。		

	行うこと。 また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。	の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進して新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、医 療 法 施 行 令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の実績を全国平均以上とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。	の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。 そのため、全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保する。	の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めているか。 ・全病院平均で一般病床の病床利用率について、全国平均以上を確保しているか。	本部と病院が共同で取り組んだ事例は以下のとおり。 ・病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 ・施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。	

		収金の回収に当たっては、従来から推進してきた機構職員による定期的な督促、滞納者からの承認書の徴取等に加え、督促、回収において専門的な知識を有する法律事務所との連携により、適切に回収を行う。	回収に当たっては、従来から推進してきた機構職員による定期的な督促、滞納者からの承認書の徴取等に加え、督促、回収において専門的な知識を有する法律事務所との連携により、適切に回収を行っているか。	で、請求後1～2か月後には支払われるものである。																																																																																						
				【参考】 ・年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)																																																																																						
				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">支払機関等</th><th colspan="4">個人未収金</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">医療事業収入</th></tr><tr><th>一般債権</th><th>貸倒懸念債権及び破産更生債権等</th><th>小計</th><th>医業未収金比率(%)</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>44,027</td><td>1,137</td><td>920</td><td>2,057</td><td>0.70</td><td>46,084</td><td>295,063</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>45,444</td><td>1,193</td><td>853</td><td>2,046</td><td>0.72</td><td>47,490</td><td>285,075</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>43,779</td><td>1,033</td><td>685</td><td>1,718</td><td>0.59</td><td>45,490</td><td>293,499</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>49,436</td><td>990</td><td>692</td><td>1,682</td><td>0.56</td><td>51,118</td><td>302,513</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>47,779</td><td>1,060</td><td>732</td><td>1,792</td><td>0.58</td><td>49,571</td><td>311,369</td></tr><tr><td colspan="5">②前中期目標期間の実績平均</td><td>0.62</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>① 令和6年度</td><td>47,980</td><td>1,053</td><td>783</td><td>1,836</td><td>0.58</td><td>49,816</td><td>314,240</td></tr><tr><td colspan="5"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="5">差(①－②)</td><td>△0.04</td><td colspan="2"></td></tr></table>	区分	支払機関等	個人未収金				合計	医療事業収入	一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小計	医業未収金比率(%)	令和元年度	44,027	1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063	令和2年度	45,444	1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075	令和3年度	43,779	1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499	令和4年度	49,436	990	692	1,682	0.56	51,118	302,513	令和5年度	47,779	1,060	732	1,792	0.58	49,571	311,369	②前中期目標期間の実績平均					0.62			① 令和6年度	47,980	1,053	783	1,836	0.58	49,816	314,240									差(①－②)					△0.04				
区分	支払機関等	個人未収金					合計	医療事業収入																																																																																		
		一般債権	貸倒懸念債権及び破産更生債権等	小計	医業未収金比率(%)																																																																																					
令和元年度	44,027	1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063																																																																																			
令和2年度	45,444	1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075																																																																																			
令和3年度	43,779	1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499																																																																																			
令和4年度	49,436	990	692	1,682	0.56	51,118	302,513																																																																																			
令和5年度	47,779	1,060	732	1,792	0.58	49,571	311,369																																																																																			
②前中期目標期間の実績平均					0.62																																																																																					
① 令和6年度	47,980	1,053	783	1,836	0.58	49,816	314,240																																																																																			
差(①－②)					△0.04																																																																																					
2 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。	2 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。	2 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。	・機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図っているか。	2 外部資金の活用等 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を47件獲得した。 主な外部研究資金は以下のとおり。 ・諸外国における外国人労働者への安全衛生教育の実施手法及び我が国での実行可能性に関する研究(厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金) ・爪の試料を利用した慢性ストレス指標の確立：メンタルヘルス不調との関連の検証(日本学術振興会 科学研究費助成事業) ・石綿関連疾患の治療法開発に貢献する新規疾患モデル開発についての研究(厚生労働省 令和6年度労災疾病臨床研究事業費補助金)																																																																																						
また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等	また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等	また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等	・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自	ホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知をした結果、1件の申請があった。																																																																																						

	により自己収入の拡大を図ること。 3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。 4 保有資産の見直し (1) 保有資産を引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲	により自己収入の拡大を図る。 3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 4 保有資産の見直し (1) 保有資産が機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の	により自己収入の拡大を図る。 3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 4 保有資産の見直し (1) 保有資産が機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の	己収入の拡大を図っているか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っているか。 ・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。 ・機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有	3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。		
	4 保有資産の見直し (1) 保有資産を引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲	4 保有資産の見直し (1) 保有資産が機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の	4 保有資産の見直し (1) 保有資産が機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障の	4 保有資産の見直し (1) 保有資産が機構が保有する資産については、引き続き、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有	4 保有資産の見直し (1) 保有資産 保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。		

	での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。	ない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。 また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。	ない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行う。 また、労災病院の保有資産のうち、独立行政法人労働者健康安全機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）第16条に定める不要財産以外の重要な財産の処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。	効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行っているか。 ・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等へ有効活用に努めているか。 ・特許権について、開放特許情報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図っているか。	また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、旭労災病院職員宿舎（小幡宿舎）の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。 （２）特許権 特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して取得の是非を判断している。 知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研等のホームページにその名称、概要等を報告した。 特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による特許収入の拡大を図った。 なお、令和6年度の特許収入額については、約1,029千円であった。		
--	--	---	---	--	---	--	--

		また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。 5 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙2のとおり 6 収支計画 別紙3のとおり 7 資金計画 別紙4のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,900 百万円 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。 5 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙2のとおり 6 収支計画 別紙3のとおり 7 資金計画 別紙4のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 3,900 百万円 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	機構内の会議等において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和6年度は満了による消滅が2件あり、その他は現状維持とした。 第4 短期借入金の限度額 短期借入の実績はない。 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし		
--	--	---	---	--	--	--

		第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期目標期間の最終年度までに以下の財産の売却等が完了するよう努める。 北海道中央労災病院、新潟労災病院職員宿舎、旭労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、香川労災病院職員宿舎、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価を行い、不動産媒介業者を活用する等、引き続き売却等手続を進める。	・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用する等、売却等手続を進めているか。	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 ○ 北海道中央労災病院 岩見沢市立総合病院との令和8年4月を目途とした経営統合、令和10年秋の新病院開院に向けて岩見沢市と協議を進めた。 ○ 新潟労災病院職員宿舎 一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。 ○ 旭労災病院職員宿舎 桜ヶ丘宿舎Aについては最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。また、小幡宿舎については一般競争入札を行い、令和6年12月16日に売却を完了した。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。 ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者が無かったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。 (参考) 過年度に処分が完了した財産 ・香川労災病院職員宿舎(令和6年3月) 第7 剰余金の使途 本中期目標期間中に剰余金は発生していない。		
		第7 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並び	第7 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並び	・労災病院における施設・設備の整備、その他の業務について、労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並び			

	健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 予定額	にその成果の普及の充実に充当する。 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 労災病院の施設及び医療機器等の整備を行う。 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 予定額	にその成果の普及の充実に充当しているか。 ・運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員について、職員数の適正化を図っているか。 ・労災病院の施設及び医療機器等の整備を行っているか。	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 ○ 引き続き整備を進める施設 山陰労災病院（令和7年7月完了予定） ○ 施設整備の検討を行った施設 福島労災病院、横浜労災病院 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、令和6年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。 ア 予定額		
--	--	--	--	---	--	--

	9,553 百万円 (特殊営繕及び 機器等整備を含 む。) イ 上記の計画 については、業 務実施状況、予 見しがたい事情 等を勘案し、施 設整備を追加又 は予定額を変更 することがあり 得る。 3 中期目標期 間を超える債務 負担 中期目標期間 を超える債務負 担については、 当該債務負担行 為の必要性及び 資金計画への影 響を勘案し、合 理的と判断され るものについて 行う。 4 積立金の処 分に関する事項 積立金は、厚 生労働大臣の承 認するところ より、将来の資 金決済の生じな い費用及び自己 収入財源で行う 将来の投資(病	総額 1,413 百 万円(特殊営繕、 機器等整備を含 む。) イ 上記の計画 については、業 務実施状況、予 見しがたい事情 等を勘案し、施 設整備を追加又 は予定額を変更 することがあり 得る。 3 中期目標期 間を超える債務 負担 中期目標期間 を超える債務負 担については、 当該債務負担行 為の必要性及び 資金計画への影 響を勘案し、合 理的と判断され るものについて 行う。 4 積立金の処 分に関する事項 積立金は、将 来の資金決済の 生じない費用及 び自己収入財源 で行う将来の投 資(病院建物の 整備・修繕、医 療機器等の購入	総額 1,413 百万 円以内で執行し ているか。 ・施設整備を追 加又は予定額を 変更する場合は、業務実施状 況、予見しがた い事情等を勘案 しているか。 ・中期目標期間 を超える債務負 担について、そ の必要性及び資 金計画への影響 を勘案したうえ で、行われているか。 ・積立金は、将来 の資金決済の生 じない費用及び 自己収入財源で 行う将来の投資 (病院建物の整 備・修繕、医療機 器等の購入)に	当初予定額1,413百万円に令和5年度からの繰越額48百万円を含めた1,461百万円(特殊営繕費、機器等整備費含む)に対し、1,788百万円を執行した。 変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。 令和6年度は、安衛研の新棟新築工事において、構造体や建設設備に係る原材料費及び人件費など工事価格の高騰により工事契約が不落札となり、費用の圧縮を図るため再度設計業務を見直したことに伴い当初計画よりも契約が遅滞し繰越しが発生したが令和7年度内には完了する見通しである。 3 中期目標期間を超える債務負担 債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、中期目標期間を超える債務負担を実施した。 4 積立金の処分に関する事項 積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充当した。		
--	---	--	---	---	--	--

		院建物の整備・修繕、医療機器等の購入）に充てる。	）に充てる。	充てているか。			
--	--	--------------------------	--------	---------	--	--	--

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕					
(単位：百万円、%)					
	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	50,177	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—
積立金	—	—	—	—	—
うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	—
その他の積立金等	—	—	—	—	—
運営費交付金債務	528	—	—	—	—
当期の運営費交付金交付額(a)	12,180	—	—	—	—
うち年度末残高(b)	895	—	—	—	—
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	7.3	—	—	—	—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 予算事業 ID：002454、018830

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	機構本部主催の職員研修の有益度（計画値）	85%以上（全研修平均）	—	85.0%					
	機構本部主催の職員研修の有益度（実績値）	—	92.0% （前中期目標期間最終年度値）	93.2%					
	達成度	—	—	109.6%					
	看護師国家試験合格率（計画値）	全国平均以上（労災看護専門学校平均）	—	90.1%					
	看護師国家試験合格率（実績値）	—	98.9% （前中期目標期間最終年度値）	99.7%					
	達成度	—	—	110.7%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施	第9 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施	＜主な定量的指標＞ ・機構本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。 ・看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。 ・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映しているか。	第9 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。また、組織のマネジメント経験を有した即戦力となる人材を確保するため、管理職候補者採用を行い、令和6年度は4人採用した。 適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・部長等管理職について、着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、所属部長等、領域長及び所長により、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）、④総合評価（①～③及びそれ以外の業績）の観点からの個人業績評価を行う。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰している。	＜評定と根拠＞ 評定：B 主な定量的指標のうち、機構本部主催の職員研修の有益度は、心身の疲労感への配慮、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備、ICTの活用によるグループ間の議論が活発化するような仕組みづくりにより、所期の目標を達成している。また、看護師国家試験合格率は、労災看護専門学校に国家試験担当教員を配置し、学習方法のアドバイスや必要に応じ模擬試験結果のフォローを行うなどの学習支援サポートを充実することにより、所期の目標を達成している。 障害者雇用における質的な成果としては、本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部と施設、障害者の就労	評価	B
					＜評定に至った理由＞ 定量的な評価指標の達成状況を確認すると、機構本部主催の職員研修の有益度について、全研修平均で85%以上の有益度を得ることを目標としていたところ、実績は93.2%から有益であるとの評価を得ており、達成度は109.6%となった。研修の実施に当たっては、前年度以前のアンケート結果を踏まえた、途中休憩等の導入、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備の促進、ICTの活用によるグループ間の議論が活発化するような仕組みづくりを行っていることが認められ、評価できる。 2点目の労災看護専門学校における看護師国家試験合格率について、全国平均以上とすることを目指していたところ、R6の全国平均が90.1%だったのに対し、労災看護専門学校における合格率が99.7%となり、達成度は110.7%であった。機構の取組として、国家試験担当教員の配置による学生への学習支援サポートの実施、学生の模擬試験結果の継続的な把握と状況に応じた指導の実施、図書室等の学習環境の整備が行われ、その結果、高い合格率を達成していることから評価できる。 その他、障害者雇用の着実な実施、非違行為発生の防止に向けたコンプライアンスチェックやハラ			

	（２）優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。 研究員の能力開発を図り、労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、例えば、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。	し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。 ウ 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。	し、職員の意欲の向上を図る。 （２）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。 ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護	・ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用されているか。 ・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。 ・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。 ・障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の	（２）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員の採用 新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。 新規研究員は、原則、３年間の任期付研究員として採用している。 採用後は、それまでの研究成果や業績評価により、任期を付さない研究員として登用している。 令和６年度は２人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和７年度に向けて、２人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施し、雇用を継続した。 イ 任期の定めのない研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている（令和６年度の採用実績はない。）。 ウ 研究環境の整備 フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。 障害のある研究員の採用に当たっては、個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、その能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めた。	を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、障害者の確実な採用、定着に繋げ、法定雇用率を上回る状況を継続していることが掲げられる。 内部統制の充実・強化等の質的な成果としては、個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証しているほか、定期的を実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況等について、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図っていることが掲げられる。 公正で適切な業務運営に向けた取組における質的な成果としては、	スメントに関する研修の実施、研究不正の防止のための研修の整備、情報セキュリティ対策の推進、機構 HP の改修等によるアクセス性の向上の取組が認められる。 以上の点を踏まえ、自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたことから評定をＢとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	---	--	---	---

			等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。	整備に努めているか。			
		エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。	エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。	・研究員について、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置を行っているか。	エ 研究員の研究業績評価に基づく柔軟な人事配置等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。	研究不正の防止のために、研究に携わる職員が高い倫理観をもって活動できるよう、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正防止対策の実施等の内容を盛り込んだ e ラーニング研修を受講する環境を整備していることが掲げられる。情報セキュリティ対策の推進の質的な成果としては、第三者による訪問監査、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを実施し、その結果を踏まえて各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させることで PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図っていることが掲げられる。広報に関する事項の質的な成果としては、機構ホームページ上に掲載している各情報へのアクセス性を高める観点から、利用者の視点に立ったトップ画面の改修作業を行	
		オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。	オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。	・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。	オ 研究員の海外派遣制度の活用等 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法を指導した。 研究員の派遣については、令和6年度は1名の研究員を派遣した。なお、令和7年度には当該派遣制度に基づき1名の研究員を派遣する予定となっている。		
		カ 労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。	カ 労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。	・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。	カ 研究職員のスキル向上の取組等 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。 令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研の業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。		
	(3) 医療従事者の確保 ア 労災病院に	(3) 医療従事者の確保 ア 優秀な医師	(3) 医療従事者の確保 ア 優秀な医師		(3) 医療従事者の確保 ア 優秀な医師の育成等		

	において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保及び定着について強化を図ること。 また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。 さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。 イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。 ウ 医師確保が	の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成し、確保する。 イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な	の育成等 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を集合開催とし、受講者同士のコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを促し、優秀な医師の育成、確保に努める。 また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。 イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な	・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を集合開催とし、受講者同士のコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを促し、優秀な医師の育成、確保に努めているか。 ・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。 ・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨床研修医研修プログラムを策定しているか。 ・病院見学・実習の積極的な受入、オンラインによる募集イベ	「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和6年度は前年度に引き続き集合研修とし、1回目を6月に、2回目を1月に開催した。医師57名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師20名、医療職17名が受講した。 研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師27名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。 「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び当機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に集合研修にて11月に開催し、初期臨床研修医94名が受講した。 ○ 受講者数推移 ・臨床研修指導医講習会（年2回開催） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>医師</td><td>60名</td><td>57名</td></tr><tr><td>医師以外</td><td>34名</td><td>37名</td></tr></table> ・初期臨床研修医研修（年1回開催） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>初期臨床研修医</td><td>93名</td><td>94名</td></tr></table> ○ 受講者の理解度推移（アンケート結果より） ・臨床研修指導医講習会（年2回開催） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>理解度</td><td>96.6%</td><td>97.7%</td></tr></table> ・初期臨床研修医研修（年1回開催） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>理解度</td><td>92.9%</td><td>97.4%</td></tr></table> イ 臨床研修医及び専攻医の確保 将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。	区分	令和5年度	令和6年度	医師	60名	57名	医師以外	34名	37名	区分	令和5年度	令和6年度	初期臨床研修医	93名	94名	区分	令和5年度	令和6年度	理解度	96.6%	97.7%	区分	令和5年度	令和6年度	理解度	92.9%	97.4%	ったことが掲げられる。 以上、中期計画における所期の目標を達成していることを踏まえ、Bと評価する。	
区分	令和5年度	令和6年度																																
医師	60名	57名																																
医師以外	34名	37名																																
区分	令和5年度	令和6年度																																
初期臨床研修医	93名	94名																																
区分	令和5年度	令和6年度																																
理解度	96.6%	97.7%																																
区分	令和5年度	令和6年度																																
理解度	92.9%	97.4%																																

特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努めること。	受入れ及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	受入れ、オンラインによる募集イベント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。	ント及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。	上記取組の結果、146人（令和7年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。 ・初期臨床研修採用者数（各年度4月1日） <table><tr><td>令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）</td><td>令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）</td></tr><tr><td>157人 （95.1%）</td><td>146人 （86.6%）</td></tr></table> 令和6年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和7年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は21人となった。 新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、10領域で15施設が基幹施設になるなど、専攻医確保に努め、63人の専攻医を確保することができた。	令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）	令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）	157人 （95.1%）	146人 （86.6%）		
	令和6年度 （令和5年10月 マッチング率）	令和7年度 （令和6年10月 マッチング率）								
	157人 （95.1%）	146人 （86.6%）								
ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着、モチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。	ウ 医師等の働きやすい環境の整備 院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等の働きやすい環境の整備に努める。	・院内保育体制の充実や医師等短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等の働きやすい環境の整備に努めているか。	ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、育児を行っている医師が希望する勤務時間（週20時間以上）での就労を可能とするなど、より柔軟な働き方を選択できる医師等短時間勤務制度を設けている。令和6年度は14人（令和5年度28人）の医師が当該制度を利用した。 また、現場からの要望等を踏まえ、令和4年度から当該制度の対象を薬剤師に拡大し、令和6年度は6人の薬剤師が利用した。 医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。 【参考】 院内保育所 22施設（令和6年度）							
エ 人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に	エ 人材交流の推進等 人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用を努め、施設間の人事交流を推進する。また、国病機	・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。 ・国病機構との	エ 人材交流の推進等 柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和6年度は派遣交流制度により12人、転任推進制度により52人の人事交流が行われた。 国立病院機構との相互研修においても電子（WEB）会議システムを活用して実施し、当機構の							

	実施する。 オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに、医療の質の確保及び地域との切れ目のないケアの推進に向け活動することから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。	構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。 オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。	研修の相互参加を実施しているか。 ・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。 ・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。	3 研修に国立病院機構から54人が参加、国立病院機構の7 研修に当機構から26人が参加した。 ・研修数、受講者数推移 <table><tr><th rowspan="2">機構名 (派遣元→派遣先)</th><th colspan="2">令和5年度</th><th colspan="2">令和6年度</th></tr><tr><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>労安（国→労）</td><td>4 研修</td><td>117 人</td><td>3 研修</td><td>54 人</td></tr><tr><td>国病（労→国）</td><td>10 研修</td><td>126 人</td><td>7 研修</td><td>26 人</td></tr></table> オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。その結果、専門看護師9分野30名、認定看護師A課程19分野及びB課程13分野で370人の有資格者を確保した。 ・有資格者数 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>専門看護師</td><td>29 人</td><td>30 人</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>371 人</td><td>370 人</td></tr></table> ※令和5年度は令和6年4月1日時点、令和6年度は令和7年4月1日時点 また、当機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として実施する特定行為研修については、計26施設が研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。 その結果、新たに延べ51人の特定行為研修修了者を育成し、その他外部機関での研修修了者と併せ、329人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保した。 ・特定行為研修修了延べ人数（各年度） <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>当機構主催</td><td>53 人</td><td>51 人</td></tr><tr><td>外部機関主催</td><td>12 人</td><td>3 人</td></tr></table>	機構名 (派遣元→派遣先)	令和5年度		令和6年度		研修数	受講者数	研修数	受講者数	労安（国→労）	4 研修	117 人	3 研修	54 人	国病（労→国）	10 研修	126 人	7 研修	26 人	区分	令和5年度	令和6年度	専門看護師	29 人	30 人	認定看護師	371 人	370 人	区分	令和5年度	令和6年度	当機構主催	53 人	51 人	外部機関主催	12 人	3 人		
機構名 (派遣元→派遣先)	令和5年度		令和6年度																																								
	研修数	受講者数	研修数	受講者数																																							
労安（国→労）	4 研修	117 人	3 研修	54 人																																							
国病（労→国）	10 研修	126 人	7 研修	26 人																																							
区分	令和5年度	令和6年度																																									
専門看護師	29 人	30 人																																									
認定看護師	371 人	370 人																																									
区分	令和5年度	令和6年度																																									
当機構主催	53 人	51 人																																									
外部機関主催	12 人	3 人																																									

	カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。	カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用、受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図る。	・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、事前学習の機会の提供、グループワークの積極的活用、受講生の発表に対する講師のフィードバック等、研修プログラムの充実を図っているか。	カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 令和6年度の本部主催研修は24研修を実施し、そのうち17研修は電子（WEB）会議システムを活用した。 ・本部主催研修の実施状況（令和6年度）（実施研修数：24研修、参加者数：1,462人） <table><tr><th>職種</th><th>実施研修数</th><th>研修名</th></tr><tr><td>医師</td><td>3研修</td><td>指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>3研修</td><td>新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員</td></tr><tr><td>看護職</td><td>8研修</td><td>中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>4研修</td><td>薬剤師、中央検査部長、栄養管理室長他</td></tr><tr><td>共通</td><td>6研修</td><td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他</td></tr></table> 研修内容については、令和6年度も引き続き、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏まえ、以下の取組を行った。 ・心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。 ・研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。 ・電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。 ・令和6年度有益度調査 実績 93.2%【達成度 109.6%】 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>有益度</td><td>92.0%</td><td>93.2%</td></tr></table> 受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、開催形態を検討した結果、7研修を集合にて実施した。 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。	職種	実施研修数	研修名	医師	3研修	指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医	事務職	3研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員	看護職	8研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	4研修	薬剤師、中央検査部長、栄養管理室長他	共通	6研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他	区分	令和5年度	令和6年度	有益度	92.0%	93.2%		
職種	実施研修数	研修名																												
医師	3研修	指導医講習会（年2回）、初期臨床研修医																												
事務職	3研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員																												
看護職	8研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他																												
医療職	4研修	薬剤師、中央検査部長、栄養管理室長他																												
共通	6研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他																												
区分	令和5年度	令和6年度																												
有益度	92.0%	93.2%																												

	キ 専門性を有する看護師の養成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と仕事の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。	実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。 キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するために以下の取組の充実を図る。	療についての受講者の理解を深めているか。	キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 看護師国家試験合格のため、労災看護専門学校において、以下の取組を行った。 ・国家試験担当教員を配置し、学習方法のアドバイスや学生へのきめ細かいフォロー等の充実した学習支援サポートを行った。 ・模擬試験結果の継続的な把握を行い、必要に応じて学生への指導を実施した。 ・図書室等の学習環境の整備を行った。 ・労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率 <table><tr><th>区分</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>労災看学</td><td>97.9%</td><td>99.7%</td></tr><tr><td>全国平均※</td><td>87.8%</td><td>90.1%</td></tr></table> ※出典：令和7年3月24日厚生労働省発表「国家試験合格発表」 また、昨年度看護師国家試験不合格者には以下のフォローアップを行った。その結果、令和6年度試験において6名が合格した。 ・各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整えた。 ・模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子（WEB）会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。 ・労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。 勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。 （ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 ・勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業を実施した。 ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入した。 ・治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学を実施した。	区分	令和5年度	令和6年度	労災看学	97.9%	99.7%	全国平均※	87.8%	90.1%		
区分	令和5年度	令和6年度													
労災看学	97.9%	99.7%													
全国平均※	87.8%	90.1%													

			タルヘルス、治療と仕事の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。 ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。 ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対し	得に必要な特色ある教育を行っているか。 ・労災病院において臨地実習を行っているか。 ・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。 ・産業保健総合	（イ）令和６年度においては、近接する14の労災病院との連携により、延べ約30,250日の臨地実習を継続的に実施した。また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。 ク 労災病院間における医師の派遣 労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、医師派遣（計43人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。 ○ 令和６年度労災病院間医師派遣実績 東北労災病院 → 青森労災病院（呼吸器内科） 関東労災病院 → 東京労災病院（整形外科） 横浜労災病院 → 東京労災病院（整形外科） 門司メディカルセンター → 九州労災病院（麻酔科） ※派遣医師数計 43人 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に		
--	--	--	--	--	--	--	--

	て質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。 （５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。	て質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催する。 （５）障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニユア	て質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催するとともに、積極的に各産業保健総合支援センターへの業務指導を実施する。 （５）障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回る。 イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアルを周知・活用するとともに、当	支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。 ・積極的に各産業保健総合支援センターへの業務指導を実施しているか。 ・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。 ・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情	に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。 ・業務の円滑な遂行のため、新任副所長、管理課長、業務課長に対して、年度当初（令和 6 年 4 月 5 日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施した。 ・初めて産保センターに配置された職員を対象に、年度当初（令和 6 年 4 月 24 日）に電子（WEB）会議システムを活用した形式で研修を実施した。 産保センターに赴いての業務指導で業務精度の向上に資するよう指導を実施した（計 19 センター）。 （５）障害者雇用の着実な実施 本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。 令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は 3.12% と、法定雇用率（2.8%）を上回る状況を継続している。 円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。 また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。 令和 6 年度は、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的		
--	--	---	---	---	--	--	--

		ルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。	該マニュアルの内容等を踏まえ研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、円滑な採用と雇用後の定着を図る。	報紙の発行等を順次計画、実施しているか。	な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。 さらに、法定雇用率を下回る施設に対して、本部の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員が、実際に現地まで赴き、採用までの手順や定着支援に関する助言をした。		
2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付する。	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。	・労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。	本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース 16 名 （内訳）関東労災病院 4 名、浜松労災病院 1 名、和歌山労災病院 4 名、関西労災病院 4 名、山口労災病院 3 名 2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年 1 回提出させ、貸付金回収予定表を四半期ごとに通知したことで約 3 百万円を回収した。		
3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づく PDCA サイクルを適切に実施すること。 また、機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、	3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づく PDCA サイクルを必要に応じて適切に実施する。 また、機構の理念である「勤	3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の取組状況に関し、内部監査室において重点事項等を整理した内部監査実施計画に基づき、機	3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。	・内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。	3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 ○ 内部統制の実施 本部及び28施設の内部監査を実施した。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。 【参考】 実施内訳は以下のとおり。 本部、労災病院 9 施設、専門センター 2 施設、看護専門学校 1 施設、 両立支援センター 2 施設、産保センター14施設		

	職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。	労 者 医 療 の 充 実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」について、職員に浸透を図り、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努める。 あわせて、内部統制の取組状況に関して、内部監査室においては毎年度重点事項等が整理された内部監査実施計画に基づき、機構本部及び施設に対して監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。	等の施設に対する監査を実施する。 上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。	ア 業務の有効性及び効率性 内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価等に取り組む。 特に、個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為	・内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。 ・個人情報の漏えい、ハラスメント防止を含む非違行為等の防	ア 業務の有効性及び効率性 令和6年10月25日に内部統制委員会を開催し、中期目標等の達成を阻害する機構の業務活動に関するリスクの発生状況を把握するとともに、当該リスクに係る発生原因の分析結果及び評価等を審議した。また、令和7年度から当該リスクの発生状況について、リスクの発生類型ごとに毎月報告を受ける運用を開始することとし、運用開始に向けて報告様式や手順を整備した。 個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証している。また、定期的を実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関する研修の実施状況及び今後の実施案について、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

			等の防止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図る。 また、重大な事案が発生した場合には、当該業務に係る業務フローの作成、業務プロセスごとの内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。 イ 法令の遵守 規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。 また、コンプライアンスを徹	止については、定期的に点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等により、その防止を図っているか。 ・業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。 ・規程について所要の見直しを順次実施し改正等を行っているか。 ・具体的な事例に即した法令遵	策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図った。 ○ 東京労災病院における医師の収賄事案について 令和6年4月、東京労災病院の医師が収賄の容疑で逮捕されたことを重く受け止め、事案発生後直ちに全施設に対して注意喚起文を発出するとともに、役職員倫理規程等の周知を行った。また、再発防止に向けて全職員に対して、様々な機会をとらえて改めて法令遵守を徹底するよう以下のとおり取り組んだ。 ・4月26日に理事長から全職員に向けて事案の概要説明と法令遵守を徹底するようメッセージ（理事長通知）を発出した。 ・5月17日に役職員倫理規程における禁止行為の有無に関する実態調査を実施した。 ・全国労災病院長会議（4/24）のほか、全国労災病院事務局長会議（4/25）、全国労災病院看護部長会議（5/28）、全国労災病院副院長会議（7/19）、全国労災病院事務局次長・総務課長会議（11/29）において、各労災病院の幹部職員に対して、事案の概要説明及び機構職員には国家公務員と同様、罰則の適用があることを改めて周知した。 ・6月にコンプライアンス強化週間を実施し、全職員に対して、チェックリストを活用して法令や役職員倫理規程等を遵守するようコンプライアンスの徹底を図った。 業務部門ごとに作成した業務フローに基づき業務を実施し、非違行為等に係る重大な事案が発生した場合には、業務プロセスごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析並びに把握したリスクに関する評価を改めて行い、適宜業務フローの見直しを行った。 イ 法令の遵守 規程について所要の見直しを実施し、必要に応じて改正等を行っている。 これまで外部専門家（弁護士）を交えて作成している研修資料を活用し、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議）や職員研修（新任管理職研修、医療職主任・事務職係		
--	--	--	--	---	--	--	--

			底させるため、具体的な事例に則した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えた検討を必要に応じ実施し、これを踏まえ、組織内における研修、各種会議を通じた職員への啓発等を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。 ウ 資産の保全 機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。 エ 財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受ける。 （２）業績評価の実施 外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を	守の重要性について、外部専門家を交えた検討を継続的に実施し、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。 ・機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底しているか。 ・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。 ・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業	長研修、新規採用事務職員研修等）を通じて、機構において発生したコンプライアンス違反事案も例示しながら、法令遵守の重要性について啓発を行った。また、全施設におけるコンプライアンス強化週間の取組として、コンプライアンスに係るポスター掲示、コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検等を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めた。 ウ 資産の保全 資産の適正な管理について、以下の会議等において周知徹底を図った。 ・全国労災病院事務局長会議（令和6年4月） ・全国労災病院会計・用度課長会議（令和6年9月） ・会計業務打合会（令和6年9月） エ 財務報告等の信頼性 独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。 （２）業績評価の実施 外部有識者8人（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）により構成される業績評価委員会において業務実績に対する事後評価を受けるに当たり、各評価項目について指標の達成状況等を踏まえた自己評価を行った。また、定量的指標については、四半期ごとに実績及び達成状況を確認し、達成度が低値となった項目については要因分析・対応策の検討を行うことにより、年度目標の達成に向けた取組を促した。		
--	--	--	--	---	---	--	--

	行い、業務運営に反映させる。 また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。 （３）事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。 ４ 公正で適切な業務運営に向けた取組 機構の活動の社会への説明責任	価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。 なお、委員会の開催に際しては、電子（WEB）会議システム等も活用し実施する。 （３）事業実績の公表等 決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。 ４ 公正で適切な業務運営に向けた取組 諸活動の社会への説明責任を	務改善を推進しているか。 ・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価等を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。 ・決算終了後速やかに事業実績をホームページで公開しているか。 ・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。 ・情報の公開を図り、個人情報	業績評価委員会は令和６年６月14日に電子（WEB）会議システムを活用して開催され、業績評価委員会の機構の業務に関する評価及び提言は「令和５事業年度業績評価委員会報告書」としてとりまとめられた。本報告書と本報告書を基に機構で自主的に改善を行った内容を取りまとめた「令和５事業年度業績評価委員会報告書に基づく業務の改善について」は、ホームページで公開している。 （３）事業実績の公表等 業務の透明性を高めるために、事業実績は、決算終了後速やかにホームページで公開している。また、今後の事業運営計画の作成の参考とすることも企図して、当該サイト内に「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を設け、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているが、令和６年度に寄せられた意見はなかった。 ４ 公正で適切な業務運営に向けた取組 情報の公開について、令和６年度における法人文書開示請求（37件）に適切に対応した。また、独立行政法人通則法等に基づく公表資料（中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等）のみ		
--	---	--	--	--	--	--

	任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。 また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為及び研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講ずる。	的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。 特に、研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程（改正令和4年5月30日規程第18号）及び研究倫理等教育実施要領（令和4年11月22日要領第16号）に基づき、研究に従事する職員個々に応じたカリキュラムに沿った研究倫理教育を適正に実施していく。 また、研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保する	保護法の改正を踏まえ、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。 ・研究活動における不正行為の防止対策を徹底するため、研究活動における不正行為の取扱いに関する規程を改正するとともに、改正後の規程が適正に運用されるよう必要な措置を講じ、研究に従事する職員の倫理意識を保持増進していくため、研究者倫理研修を中長期的に推進していくための実施要領を策定しているか。 ・研究不正の相談・告発の相談窓口の実効性を確保するととも	ならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報等についても、機構ホームページで積極的に公開した。 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする各種会議や各種職員研修等を通じて、留意すべき事項等について周知徹底を図った。また、機構において発生した個人情報漏えい事案に関して、その概要、発生原因及び再発防止対策について、全施設に対し通達し、全職員に周知した上で、各施設における個人情報漏えい防止対策の見直しを指示するなど、個人情報保護の取組を強化した。 全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書を発出（175回）することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底するとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底について指示をした。 ○ 研究不正の防止のための取組 研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができるよう研究倫理等教育実施要領（令和4年11月22日要領第16号）に基づき、安衛研をはじめ機構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング教材（一般財団法人公正研究推進協会が提供するAPRIN eラーニングプログラム）を使用した教育及びWEBによる研修を整備した。 ○ 研究不正の相談・告発の相談窓口の設置 研究活動における不正行為の取扱いに関する規程（改正令和4年5月30日規程第18号）に基づき、研究不正（捏造、改ざん、盗用等）の相談や告発に関する窓口を設置し、実効性を確保するとともに、これらの相談を随時受け付けている。		
--	---	--	--	--	--	--

	4 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	5 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。	とともに、これらの相談を随時受け付ける。 5 決算検査報告指摘事項への対応 平成 24 年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、引き続き売却処分等に向けた検討、手続を進める。	に、これらの相談を随時受け付けているか。 ・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成 24 年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続を進めているか。	5 決算検査報告指摘事項への対応 和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年 7 月 16 日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、令和 6 年度においても最低売却価格の見直しを行った上、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。		
	5 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進	6 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進	6 情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、サイバーセキュリティ対策等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対	・情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、サイバーセキュリティ対策等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対	6 情報セキュリティ対策の推進 令和 5 年度に改正した「サイバーセキュリティ対策規程」を踏まえ、具体的な操作や対処方法等を明確化した手順書を令和 6 年 4 月に改正した。 ○ 情報セキュリティ対策の強化 全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書（175 回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種会議や研修会において、情報セキュリティ対策の徹底等について指示を行った。 令和 7 年 2 月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。 また、令和 6 年 9 月及び令和 7 年 2 月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。 さらに、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。		

	し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。	し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。 加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講ずる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。	策（保有個人情報管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講ずる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講ずる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。	策（保有個人情報管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講ずる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じているか。 ・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。	○ 情報セキュリティ監査の実施及び情報セキュリティ対策の改善 「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成 27 年 7 月 22 日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査）を 22 施設、外部ペネトレーション（疑似侵入）テストを 10 施設に実施した。 これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。 7 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信を行った。 また、各施設においても、患者や医療関係者向けの広報誌を発行するほか、X（旧 Twitter）等の SNS を活用し、様々なニュースやイベントの案内、採用情報などの情報発信を行った。 さらに、機構ホームページ上に掲載している各情報へのアクセス性を高める観点から、利用者の視点に立ったトップ画面の改修作業を進めている。		
6	広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	7 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページや SNS の活用により、引き続き積極的な広報・情報発信に	7 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホームページや SNS を活用して積極的に発信す	・機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホームページや SNS を活用して積極的に発信す			

	7 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等 に示された政府方針に基づき取組について、着実に実施すること。	8 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等 に示された政府方針に基づき取組について、着実に実施する。	ることとして、引き続き広報の強化に努める。	ることとして、引き続き広報の強化に努めているか。	8 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等 に示された政府方針に基づき取組については、着実に実施している。		
--	--	--	-----------------------	--------------------------	---	--	--

4. その他参考情報
特になし